

法科大学院認証評価

自 己 評 価 書

首都大学東京大学院
社会科学研究科法曹養成専攻

平成 25 年 6 月

首 都 大 学 東 京

目 次

I	現況及び特徴	1頁
II	目的	3頁
III	章ごとの自己評価	
	第1章 教育の理念及び目標	5頁
	第2章 教育内容	13頁
	第3章 教育方法	38頁
	第4章 成績評価及び修了認定	51頁
	第5章 教育内容等の改善措置	72頁
	第6章 入学者選抜等	79頁
	第7章 学生の支援体制	96頁
	第8章 教員組織	112頁
	第9章 管理運営等	128頁
	第10章 施設、設備及び図書館等	135頁
	第11章 自己点検及び評価等	141頁

I 現況及び特徴

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名
首都大学東京大学院社会科学研究所
法曹養成専攻

(2) 所在地
東京都中央区晴海 1-2-2

(3) 学生数及び教員数
学生数： 117 人
教員数： 12 人（うち実務家教員 5 名）
※平成 25 年 5 月 1 日現在

2 特徴

(1) 沿革と理念

① 沿革

東京都立大学は、昭和 24 年の学制改革に伴い、旧制の都立高等学校、都立工業専門学校、都立理工専門学校、都立機械工業専門学校、都立化学工業専門学校及び都立女子専門学校の 6 校を母体として、都内で唯一の公立の総合大学として発足した。そして、大学院については、昭和 28 年から昭和 31 年にかけて、人文科学・社会科学・理学・工学研究科の修士課程及び博士課程を開設した。本学法科大学院は、平成 16 年に社会科学研究所法曹養成専攻（通称「東京都立大学法科大学院」）として設置されたものである。

なお、大学運営主体の独立行政法人化及び都立 4 大学の統合に伴い、平成 17 年に首都大学東京が開学し、法科大学院についても、通称「首都大学東京法科大学院」となったが、実質的には、東京都立大学法科大学院を継承するものである。

② 理念

首都大学東京法科大学院の教育理念は、東京を

はじめとする大都市の抱える複雑な問題に対して、それを解決する能力を有する法曹を養成することである。

首都東京には、大小の企業が多数存在し、国、東京都をはじめとする公共団体が集積している。世界的に見ても、極めて特徴的な大都市である。本学の法科大学院は、このような巨大都市東京における企業活動、公益活動、さらには国際的な領域での活動など、現代社会の法律的課題に対応することのできる高度な能力を備えた法曹の養成を目指している。

(2) 特徴

首都大学東京法科大学院は、下記の特徴を有する。

① 少人数教育

本法科大学院の最大の特色は、少人数教育である。首都大学東京法科大学院では、その前身である東京都立大学以来の少人数教育を踏襲している。首都大学東京大学院・社会科学研究所法政治学専攻では、「一人一人を徹底的に鍛える教育」を伝統としてきた。

本法科大学院でも、この伝統を受け継ぎ、オフィス・アワーの充実をはじめとして、学生一人一人の能力を最大限に伸ばすよう、個別の指導を行っている。1 学年 52 名という小規模の学生定数の利点を活かし、全教員が、個々の学生の学習状況、成績状況、精神状態についてまで把握し、FD 会議において検討、討議を行っている。

② 公共分野における実務科目の充実

本法科大学院における実務家教員は、弁護士、検事、裁判官はもちろん、元東京都主税局税制部長のほか、特許庁出身者、公正取引委員会出身者も教育に携わっている。本法科大学院の理念の一

つである、公益活動に強い法曹を養成するため、これらの実務家教員の貢献は多大である。

③ 充実した展開・先端科目、基礎法学・隣接科目

展開・先端科目においては、知的財産法、経済法、租税法の他、倒産法、労働法、環境法などの、最も動きの激しい法領域について、上述の豊富な実務経験を有する実務家教員が科目を担当している。

さらに基礎法学・隣接科目においても、基礎法学分野、政治学分野、経済・経営学分野等の多彩な科目を展開している。特に、公共団体において今後ますます重要性を増すと考えられる「公共政策」的な思考力をつけるため、充実した政治学科目を置いている。また、企業法務の理解にとって不可欠の、経済・経営学関連科目（会計学、統計学）の充実も図っている。

④ 学生支援体制の充実

本学晴海キャンパスは、本法科大学院が専用で利用しており、専用図書室、模擬法廷室、院生自習室が充実している。また、学生が自主ゼミ等を通じて討論を戦わせ、切磋琢磨する場を提供するため、自主ゼミ用の教室を用意し、学生の学習意欲の向上を図っている。

さらに、専任教員は必ず週に1度のオフィス・アワーを設定し、学生は事前予約等を行う必要なく、自由に教員から指導を受けることができる。

Ⅱ 目的

1 目的

首都大学東京法科大学院の教育理念は、東京をはじめとする大都市の抱える複雑な問題に対して、それを解決する能力を有する法曹を養成することである。巨大都市東京における企業活動、公益活動、さらには国際的な領域での活動など、現代社会の法律的課題に対応できる高度な能力を備えた法曹の養成を目的とする。

もとより、法科大学院は、裁判官、検察官、弁護士の法曹三者をはじめとする実務法曹を養成する教育機関であることは当然であり、本学法科大学院の第1の目標も、修了生が法曹資格を取得することである。

さらに、本法科大学院では、各学生の関心に従い、企業法務に強い法曹、公共分野に強い法曹を育成する。

近年、ボーダレス化や技術革新の急速な進行、規制緩和・自由化の波が企業間競争を激化させるなど、企業を取り巻く環境が国内外を問わずますます厳しくなる中で、企業には、秩序ある活動や現行法制度と調和のとれたルールに従った行動が求められている。そのため、企業法務はますます複雑かつ高度に専門的なものにならざるを得ない。本法科大学院では、この分野において実践的な能力を有する法曹の育成を目的とする。

また、市民意識の向上に伴い、国や自治体と市民との間に生じる様々な利害対立の調整や、市民との協働関係を推進するために法的な諸問題への対応が急務となっている。本法科大学院では、これらの国、自治体、公益団体などにおいて、法的リーダーシップをとるために必要な能力を養成することを目的とする。

2 教育理念

本法科大学院の目的を達成するためには、現代社会の法律的課題に対応することのできる実践力を備えた法曹の養成を目指す必要がある。そのためには、基礎的な法的能力の涵養に加え、いかに応用力を鍛えるかが重要となる。そこで、本学では、「一人一人を徹底的に鍛える教育」を理念とする。

この理念に向けて、次のような特色を持った教育を実践している。

(1) 体系的・合理的なカリキュラムの実践

現代社会の法律的課題に対応するためには、示された課題に対し、自らの力で解決を図る能力を鍛えることが肝要である。

そのためには、まず、正確で偏りのない法律的知識を身につけることが重要となる。

そこで、第1段階として、1年次及び2年次前期においては、法律基本科目を中心に、徹底した法的思考力の訓練を実施している。この段階で、正確な基礎知識を修得させる。

次に、第2段階として、2年次後期から3年次前期にかけては、第1段階で身につけた法的スキルを用いて、自らの見解を法的概念を用いて表現する能力を修得させる。この段階では、教員との間、あるいは学生相互の徹底した討論を通じ、与えられた課題に対し、自らの解決策を、相手に説得力をもって伝える能力を修得させる。

第3段階として、自ら興味を持った実務的・先端的な課題について、さらに踏み込んだ検討・研鑽を行うことを目的とする。この段階では自ら問題を発見し、解決する能力、さらにリサーチペーパー

等にまとめる能力を修得させる。

（２）実務経験の豊富な教員による実践的教育

本法科大学院の目的である実践力を備えた法曹を育成するため、実務経験豊富な実務家教員の存在は極めて重要である。

倒産法、労働法はそれぞれの領域において我が国でもトップクラスの弁護士事務所所属の弁護士教員の協力を得て、現代的課題に対応する能力の涵養を図っている。

また、知的財産法は特許庁、経済法は公正取引委員会出身の実務家教員、環境法は農林水産省出身の実務家教員、さらに租税法は東京都主税局経験を有する実務家教員が担当しており、まさに、大都市において日々生起する課題を、学生が自ら実感しながら学習するためのカリキュラムを組んでいる。

Ⅲ 章ごとの自己評価

第1章 教育の理念及び目標

1 基準ごとの分析

1-1 教育の理念及び目標

基準 1-1-1

教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

(基準 1-1-1 に係る状況)

1 教育の理念及び目標の設定

本法科大学院の教育理念は、「東京をはじめとする大都市の抱える複雑な問題に対して、それを解決する能力を有する法曹を養成すること」であり、目標として「巨大都市東京における企業活動、公益活動、さらには国際的な領域での活動など、現代社会の法律的課題に対応できる高度な能力を備えた法曹の養成」を掲げている。

これらは、多様かつ広範な国民の要請にこたえることのできる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた法曹を養成するという法科大学院制度の目的に適合するものである。【解釈指針 1-1-1-1】

2 教育の理念及び目標の公表

以上の考え方は、毎年発行される法科大学院パンフレット、ウェブサイト等において明記しているほか、本法科大学院の入試説明会等においても説明を行い、対外的に公表・明示しているところである。《資料 1-1-1-1「パンフレット（教育理念の紹介）」及び資料 1-1-1-2「法科大学院ウェブサイト（教育理念・アドミッションポリシーの紹介）」参照》

また、学生が上記の理念・目的に対する理解を深めることができるように、入学前におけるカリキュラムガイダンス等においても、上記の理念・目的に関する説明を行っているところである。《資料 1-1-1-3「平成 25 年度カリキュラムガイダンスの日程及び配布資料」及び資料 1-1-1-4「法科大学院履修案内・授業概要（理念とアドミッションポリシー）」参照》

これらにより、本法科大学院の教育理念及び目標は、本法科大学院の教職員及び学生に周知されるとともに、広く社会に公表されているものである。【解釈指針 1-1-1-2】

《資料 1-1-1-1 首都大学東京法科大学院パンフレット 2013（教育理念の紹介）》



本法科大学院の理念は、東京をはじめとする大都市の抱える複雑な問題に対して、それを解決する能力を有する法曹を養成することです。

首都東京は、大小の企業が多数存在し、東京都をはじめとする公共団体も集積しており、世界的に見ても極めて特徴的な大都市です。

本法科大学院は、このような巨大都市東京における企業活動、公益活動、さらには国際的な領域での活動など、現代社会の法的課題に対応することのできる高度な能力を備えた法曹の養成を目指しています。

以上の理念に基づき、本法科大学院の入学選抜では、複雑な社会現象に高い関心を示し、それを的確に把握し、分析・判断するための論理的思考力を有し、それを的確に表現することのできる人材を、幅広く求めるものとしています。

（出典：別添資料 2 「首都大学東京法科大学院パンフレット 2013」 2 頁）

《資料 1-1-1-2 法科大学院ウェブサイト（教育理念・アドミッションポリシーの紹介）》

東京都立大学/首都大学東京

法科大学院

- 法科大学院トップページ
- 概要
- 教員一覧
- カリキュラム
- 施設
- 授業料等
- 入試情報
- よくある質問とその回答
- 在学生・新入生
- 修了生

本学法科大学院の理念

- 本学法科大学院の基本理念は、以下の通りとなっております。
「首都大学東京法科大学院の教育理念は、東京をはじめとする大都市の抱える複雑な問題に対して、それを解決する能力を有する法曹を養成することである。
首都東京には、大小の企業が多数存在し、国、東京都をはじめとする公共団体が集積している。世界的に見ても、極めて特徴的な大都市である。本学の法科大学院は、このような巨大都市東京における企業活動、公益活動、さらには国際的な領域での活動など、現代社会の法的課題に対応することのできる高度な能力を備えた法曹の養成を目指している。」

本学法科大学院のアドミッション・ポリシー

- 本学法科大学院のアドミッション・ポリシーは、以下の通りとなっております。
「首都大学東京法科大学院の教育理念は、東京をはじめとする大都市の抱える複雑な問題に対して、それを解決する能力を有する法曹を養成することである。この理念に基づき、本法科大学院の入学選抜では、複雑な社会現象に高い関心を示し、それを的確に把握し、分析・判断するための論理的思考力を有し、それを的確に表現することのできる人材を、幅広く求めるものとする。」

《資料 1-1-1-3 平成 25 年度カリキュラムガイダンスの日程及び配布資料》

- 1 日時 平成 25 年 3 月 2 日（土曜）14 時から 17 時 15 分まで
- 2 日程
 - < 2 年履修課程 1 年及び 3 年履修課程 2 年生向け >
 - (1) 専攻長挨拶
 - (2) 科目履修全体の説明（担当者：徳本教授）
 - (3) 刑事系法律基本科目の説明（担当者：木村教授）
 - (4) 刑事系実務基礎科目の説明（担当者：峰教授）
 - (5) 民事系法律基本科目の説明（担当者：大橋教授、矢崎教授、我妻教授）
 - (6) 民事系実務基礎科目の説明（担当者：大橋教授）
 - (7) 公法系科目の説明（担当者：徳本教授）
 - (8) 選択科目全体の説明（担当者：徳本教授）
 - (9) 倒産法及び環境法の説明（担当者：饗庭教授）
 - (10) 租税法の説明（担当者：川村教授）

(11) 労働法の説明		(担当者：天野准教授)
< 3年履修課程1年生向け >		
(1) 専攻長挨拶		
(2) 科目履修全体の説明		(担当者：石崎教授)
(3) 法学全般の説明		(担当者：前田教授)
(4) 刑事系科目の説明		(担当者：木村教授)
(5) 民事系科目の説明		(担当者：石崎教授、大橋教授、尾崎教授)
(6) 公法系科目の説明		(担当者：富井教授)
3 配布資料	(1) ガイダンス次第	
	(2) 法科大学院履修案内・授業概要（シラバス）	
	(3) 法科大学院時間割表（前期・後期）	
	(4) 教科書・参考書一覧表（ガイダンス前に事前郵送）	
	(5) 各科目予習用レジュメ	

《資料 1-1-1-4 法科大学院履修案内・授業概要（理念とアドミッションポリシー）》

2. 理念とアドミッションポリシー
本法科大学院の理念は、東京をはじめとする大都市の抱える複雑な問題に対して、それを解決する能力を有する法曹を養成することである。首都東京は、大小の企業が多数存在し、国・東京都をはじめとする公共団体も集積しており、世界的に見ても極めて特徴的な大都市である。本法科大学院は、このような巨大都市東京における企業活動、公益活動、さらには国際的な領域での活動など、現代社会の法的課題に対応することのできる高度な能力を備えた法曹の養成を目指している。
(出典：別添資料3「平成25年度版法科大学院履修案内・授業概要」1頁)

《根拠となる資料・データ》

- ・別添資料2「首都大学東京法科大学院パンフレット2013」2頁（教育理念）
- ・別添資料3「平成25年度版法科大学院履修案内・授業概要」1頁（理念とアドミッションポリシー）
- ・別添資料4「法科大学院ウェブサイト」（教育理念・アドミッションポリシー）

基準 1-1-2

教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

(基準 1-1-2 に係る状況)

1 養成しようとする法曹像に適った教育の実施

本法科大学院における教育内容・カリキュラムは、上述の教育理念・目標を達成すべく、体系的に構成されている。付言するならば、公立大学法人たる本法科大学院の特性から、自治体、公益団体など公益分野において活躍することのできる法曹の養成に力を注いでいるが、それを実現するために、公共分野における実務科目の充実を図り、また、公共政策的な思考力の養成も目的として、充実した政治学科目を開講している。

また、実際に、学生がこれらのカリキュラムに基づいた学修を円滑に行うことができるように、本法科大学院においては、東京都立大学以来の伝統である「一人一人を徹底的に鍛える教育」を実施している。本法科大学院は、1 学年 52 名という小規模の法科大学院であり、教員は、学生の一人一人について、各人の学修状況等に即した教育を丁寧に行っている。具体的には、まず、履修計画の策定に関し、履修案内における履修モデルの提示（公共団体関連法務を中心として活躍する法曹、企業法務を中心として活躍する法曹、刑事系の法務を中心として活躍する法曹の 3 モデル）を行い、また、年度当初にカリキュラムガイダンスや職業ガイダンス（第 7 章で後述）を実施することによって、学生が体系的な教育カリキュラムに基づき、円滑に履修を開始し、適正に学修をすることができるよう配慮している。また、各科目の確実な履修を担保するための教育方法として、専任教員は、毎週 1 コマのオフィス・アワーを実施することとなっており、また、助教も学修に関する相談を随時受け付けているなど、学生が教員から個別的・直接的な指導を受けることができる体制が整えられている。《資料 1-1-1-3「平成 25 年度カリキュラムガイダンスの日程及び配布資料」、資料 1-1-2-1「履修モデル」、資料 1-1-2-2「職業ガイダンスのお知らせ」及び資料 1-1-2-3「学習相談会のお知らせ」参照》

以上の教育内容及び方法によって、本法科大学院は、教育理念・目標に適った適切な法曹教育を行っているものである。

《資料 1-1-2-1 履修モデル》

・公共団体関連法務を中心として活躍する法曹		
年次	履修科目	修得単位数
3 年履修課程 1 年次	必修科目、経済と法、法哲学	3 2 単位
3 年履修課程 2 年次 2 年履修課程 1 年次	必修科目、憲法総合 2、行政法総合 2、租税訴訟実務の基礎、租税法 1、法社会学	3 6 単位
3 年履修課程 3 年次 2 年履修課程 2 年次	必修科目、行政法総合 3、公法総合演習、刑事法総合 2、法文書作成、模擬裁判、比較憲法、地方自治法、情報法、租税法 2、租税法演習、環境法、社会法総合演習、消費者法、独占禁止法 1、刑事政策、政治学特殊授業 1、政治学特殊授業 2	4 0 単位

・企業法務を中心として活躍する法曹

年次	履修科目	修得単位数
3年履修課程1年次	必修科目、経済と法、法哲学	32単位
3年履修課程2年次 2年履修課程1年次	必修科目、独占禁止法1、知的財産法1、労働法、経済刑法、国際私法、法社会学	36単位
3年履修課程3年次 2年履修課程2年次	必修科目、公法総合演習、民法演習、商法総合3、商法総合演習、模擬裁判、民事裁判と事実認定、法文書作成、情報法、環境法、消費者法、現代取引法、企業法務、独占禁止法2、知的財産法2、会計学	36単位

・検事を始めとする刑事系の法務を中心として活躍する法曹

年次	履修科目	修得単位数
3年履修課程1年次	必修科目、経済と法、法哲学	32単位
3年履修課程2年次 2年履修課程1年次	必修科目、国際法1、租税法1、倒産法1、経済刑法、国際私法、法社会学	36単位
3年履修課程3年次 2年履修課程2年次	必修科目、公法総合演習、刑事法総合2、刑法演習、模擬裁判、刑事裁判と事実認定、法文書作成、情報法、国際法2、租税法2、倒産法2、独占禁止法1、環境法、消費者法、医事刑法、刑事政策	38単位

(出典：別添資料3「平成25年度法科大学院履修案内・授業概要」15頁)

《資料1-1-2-2 職業ガイダンスのお知らせ》

平成25年4月4日掲示

職業ガイダンスのお知らせ

下記の要領で、検察官の仕事をテーマにした職業ガイダンスを行います。
学年、履修課程如何を問いませんので、希望者は、ご参加ください。
なお、内容は昨年度実施したものと基本的に同様です。

記

日 時：平成25年4月11日（木）午後3時から4時まで
場 所：401教室
担 当：峰ひろみ（刑事事実務科目・刑事訴訟法担当、元検察官）
テーマ：「あなたも検察官を目指しませんか？」
内 容：検察官の仕事とやり甲斐、日常生活等、一般に知られていない検察官と検察庁の実像について、体験談を交えつつ紹介します。

《資料1-1-2-3 学習相談会のお知らせ》

平成24年9月18日掲示

学習相談会（講演）のお知らせ（晴海会主催）

日 時：平成24年10月6日（土）午後1時30分～3時30分
場 所：705教室

在校生各位

上記の日時に本年度3回目の学習相談会（実務家講演）を開催いたします。
今回は通常の学習相談会ではなく、本学出身の若手実務家（修習生含む。）による講演となっております。

実務を具体的にイメージしてもらうことで、勉強に対するモチベーションを高めて頂ければと思います。

また、司法試験は実務家として働ける能力があるかを問う試験ですので、実務感覚を知っておくことは、司法試験を受験する上で役立つはずですよ。

講演を担当するのは、裁判官2名、検察官1名、弁護士3名及び修習生1名の予定です。

修習生は、修習内容や就職状況の実情についてお話しいたします。

たくさんの方のご参加をお待ちしております。

2 本法科大学院における教育の成果

本法科大学院における教育の成果としては、厳正な成績評価・修了認定を行っているにもかかわらず、大多数の学生が円滑に法科大学院を修了している点を挙げることができる。《資料 1-1-2-4「学生の修了状況」及び別紙様式 2「学生数の状況」参照》

また、本法科大学院の教育成果の一つの指標として、新司法試験の合格者に関するデータを挙げることができると考えられるが、平成 23 年度までに修了した 393 名のうち 229 名が司法試験に合格（旧司法試験合格者を含む）するなど、その合格率は高い水準に維持されているほか、合格後も公益性の高い裁判官・検察官に多数任官しているなど、本法科大学院における教育は標準以上の成果をあげているといえることができる。《資料 1-1-2-5「修了生の進路」参照》

他方、法曹以外においても、7 名が公務員（裁判所事務官、東京都等）として勤務するなど、専門的な法律知識等を必要とする職域において、広く社会に貢献している。

以上のことから、本法科大学院の教育理念及び目標は達成されていると評価することができる。【解釈指針 1-1-2-1】

《資料 1-1-2-4 学生の修了状況》

入学 年度 (平成)	課 程	入学 者数	標準年限修了者		標準年限を超えて修了した者		退学・除籍		在籍中	
			人数	(割合)	人数	(割合)	人数	(割合)	人数	(割合)
16	2年	44 名	41 名	(93.2%)	1 名	(2.3%)	2 名	(4.5%)	0 名	(0.0%)
	3年	20 名	17 名	(85.0%)	0 名	(0.0%)	3 名	(15.0%)	0 名	(0.0%)
17	2年	43 名	43 名	(100.0%)	0 名	(0.0%)	0 名	(0.0%)	0 名	(0.0%)
	3年	16 名	13 名	(81.3%)	2 名	(12.5%)	1 名	(6.3%)	0 名	(0.0%)
18	2年	47 名	42 名	(89.4%)	1 名	(2.1%)	4 名	(8.5%)	0 名	(0.0%)
	3年	15 名	12 名	(80.0%)	2 名	(13.3%)	1 名	(6.7%)	0 名	(0.0%)
19	2年	47 名	39 名	(83.0%)	2 名	(4.3%)	6 名	(12.8%)	0 名	(0.0%)
	3年	19 名	18 名	(94.7%)	1 名	(5.3%)	0 名	(0.0%)	0 名	(0.0%)
20	2年	47 名	43 名	(91.5%)	3 名	(6.4%)	1 名	(2.1%)	0 名	(0.0%)
	3年	18 名	13 名	(72.2%)	2 名	(11.1%)	2 名	(11.1%)	1 名	(5.6%)
21	2年	44 名	41 名	(93.2%)	0 名	(0.0%)	3 名	(6.8%)	0 名	(0.0%)
	3年	19 名	12 名	(63.2%)	4 名	(21.1%)	3 名	(15.8%)	0 名	(0.0%)
22	2年	46 名	46 名	(100.0%)	0 名	(0.0%)	0 名	(0.0%)	0 名	(0.0%)
	3年	17 名	13 名	(76.5%)	-	-	0 名	(0.0%)	4 名	(0.0%)
23	2年	36 名	32 名	(88.9%)	-	-	4 名	(11.1%)	0 名	(0.0%)
合 計		478 名	425 名	(83.7%)	18 名	(3.8%)	30 名	(6.3%)	5 名	(1.0%)

《資料 1-1-2-5 修了生の進路》

修了年度 (平成)	修了者数	司法試験合格者						公務員	企業・団体	その他・受験継続・不明
		合格者数	合格率	内訳						
				裁判官	検察官	弁護士	修習中・その他・不明			
17	41	26	63.4%	5	3	17	1	2	4	9
18	61	39	63.9%	2	1	32	4		2	20
19	55	32	58.2%	1	2	28	1	3	2	18
20	53	40	75.5%	1		36	3	1	1	11
21	65	34	52.3%	2	1	22	9	1	1	30
22	59	34	57.6%			19	15		1	23
23	59	24	40.7%				24		1	34
合計	393	229	58.3%	11	7	154	57	7	12	145

《根拠となる資料・データ》

- ・別紙様式2「学生数の状況」
- ・別添資料3「平成25年度版法科大学院履修案内・授業概要」15頁（履修モデル）

2 特長及び課題等

1 特長

本法科大学院は、「巨大都市東京における企業活動、公益活動、さらには国際的な領域での活動など、現代社会の法律的課題に対応できる高度な能力を備えた法曹の養成」という目的を実現するために、単に教育内容・カリキュラムを適正なものとするのみならず、実際に、学生が当該カリキュラムに基づいた適正な学修をすることができるよう、東京都立大学以来の「一人一人を徹底的に鍛える教育」の伝統を受け継ぎ、学生の一人一人を大切にすることを実施している。また、入学前のガイダンスにおいて教育理念に沿った履修モデルを学生に推奨し、公益分野等で活躍する法曹を輩出するとともに、司法試験の合格率も高い水準で維持しており、本法科大学院の教育は標準以上の成果をあげている。これらのことは、本法科大学院の特色でもあり、本法科大学院の特長であると考えられる。

2 課題

修了生の進路状況を完全には把握できていないが、より詳細に把握していくために、全修了生への個別郵送調査を平成24年度より実施した。これにより回収率が格段に向上したが、今後はOB組織の協力を得るなど、調査方法のさらなる改善を検討している。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1：重点基準

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

（基準2-1-1に係る状況）

1 本法科大学院における教育課程の概要

本法科大学院における法学教育は、上述の教育理念・目的に示した法曹の養成を実現するための教育課程で構成されている。具体的には、法学未修者を対象とする3年履修課程（1学年10名程度）と法学既修者を対象とする2年履修課程（1学年42名程度）を設置している。両課程の差異は、3年履修課程における法学の基礎的知識・素養の養成のための1年次配当の履修科目（本法科大学院2年履修課程の入学試験科目となっている憲法、行政法、民法、刑法、商法、民事訴訟法及び刑事訴訟法の7法に関する科目）について、2年履修課程入学者については履修したものとみなし、1年間の修業年限の短縮を認めている点である。そして、3年履修課程の入学者は本法科大学院教育課程のみで完結的に、2年履修課程の入学者については入学以前の法学の基礎的知識・素養及び本法科大学院における実務的・実践的な法学教育によって、実務法曹として活躍するための基本的能力を獲得し、新司法試験の合格は勿論、本法科大学院が理念・目的として掲げる「東京をはじめとする大都市の抱える複雑な問題に対して、それを解決する能力を有する法曹」となることができる仕組みとなっている。《資料2-1-1-1「平成25年度カリキュラム」参照》【解釈指針2-1-1-1】

《資料 2-1-1-1 平成 25 年度カリキュラム》

			未修1年前期	未修1年後期	未修2年前期	未修2年後期	未修3年前期	未修3年後期	修了要件 単位数		
			既修認定部分(必修のみ)		既修1年前期	既修1年後期	既修2年前期	既修2年後期			
必修科目	法律基本科目	公法系	憲法1	憲法2 行政法	憲法総合1 行政法総合1				必修 10単位		
		民事系	民法1 民法2 民法3	民法4 民事訴訟法1 商法1 商法2	民法総合1 民事訴訟法総合1 商法総合1	民法総合2 商法総合2	民法総合3 民法総合4	民事訴訟法総合2	必修 30単位		
		刑事系	刑法1 刑法2	刑法3 刑事訴訟法	刑法総合 刑事訴訟法総合	刑事法総合1			必修 14単位		
	実務基礎				民事訴訟実務の基礎	刑事訴訟実務の基礎 法曹倫理			必修 6単位		
	必修単位数		12単位	16単位	16単位	10単位	4単位	2単位	60単位		
選択科目	法律基本科目	公法系			行政法総合2	憲法総合2	行政法総合3	公法総合演習			
		民事系			民事訴訟法2	商法総合3	商法総合演習	民法演習 商法総合3 (民事訴訟法総合3)			
		刑事系					刑事法総合2	刑法演習			
	実務基礎				(民事裁判と事実認定)	租税訴訟実務の基礎 エクスターンシップ	(民事裁判と事実認定) 刑事裁判と事実認定 エクスターンシップ 模擬裁判 法文書作成		選択 4 単位 以上		
	隣接科目	法基礎	政治学特殊授業1		政治学特殊授業2	経済と法	法哲学	法社会学 (アメリカ法)	選択 4 単位 以上		
		系隣接科目				会計学		統計学			
	展開・先端科目	公法系			[独占禁止法2]	(比較憲法) 租税法1 独占禁止法1 国際法1	情報法 租税法2 独占禁止法2 国際法2	(比較憲法) 地方自治法 租税法演習 独占禁止法1 (独占禁止法演習)	選択 25 単位 以上		
		民事系			消費者法	倒産法1 知的財産法1 労働法 環境法 国際私法	倒産法2 知的財産法2 社会法総合演習 消費者法 国際取引法	企業法務 知的財産法演習 現代取引法 環境法			
		刑事系				経済刑法		医事刑法 刑事政策			
		その他						リサーチ・ペーパー			
年間の履修登録制限単位数		38単位		36単位		44単位		【修了要件】 93単位以上			
※「未修」は3年履修課程を、「既修」は2年履修課程を、それぞれ指す。 ※()で括られた科目は平成25年度は開講しない。 ※[]で括られた科目は当該年次・期に履修可能であるが、他の年次・期に履修することが推奨されることを表す。										(既修は入学時 に28単位認定)	

(出典：別添資料3「平成25年度法科大学院履修案内・授業概要」13頁)

2 本学学部教育との関係

なお、本法科大学院の基礎となる学部当たる首都大学東京都市教養学部法学系は、法律学コースと政治学コースに分かれており、各コースにおいては、それぞれ法律学・政治学の学修を中心としつつも、他のコースの科目についても学問的研鑽を積むことができるように、カリキュラムが編成されている。その点で、学部教育における法学系教育は、実務法曹養成を射程に入れつつも、それだけにとらわれることなく、学生が、自らの興味・関心にしたいがい、自由に法学・政治学を学問的に学修することができるものとなっている。この点で、学部教育と法科大学院教育は性質の異なるものである。《資料 2-1-1-2「大学案内（都市教養学部法学系の考え方）」参照》

ただし、法学系においても教育している法学の基礎的知識・素養は、当然、本法科大学院における実務法曹の養成においても基礎となるものであり、入学試験においてこの点を修得していると認定された者（法学既修者）については2年履修課程への入学を認めている。

もちろん、これらの基礎的知識・素養は、本学でのみ特別に教育しているものではなく、広く、各大学の法学部で教育されているものであり、入学試験における公平を害するものではない。実際、2年履修課程への入学者の大多数が他大学法学部出身者であることは、このような公平性が適切に確保されていることを示すものである。《資料 2-1-1-3「自校出身者の入学比率」参照》【解釈指針 2-1-1-1】

また、学部との合同での授業は実施されておらず、学部での履修状況に応じて法科大学院の授業科目の履修免除も行われておらず、法科大学院の教育課程が完結的に編成されている。【解釈指針 2-1-1-1】

《資料 2-1-1-2 大学案内（都市教養学部法学系の考え方）》

1年次には、教養科目の他、専門教育科目として、憲法、民法、刑法、政治学を学ぶことで、将来進むべき方向を確認し、2年次進級時に「法律学コース」「政治学コース」のいずれかを選択します。両コースとも、他のコースの専門科目を自由に選択することができ、卒業単位としても認められます。幅広い知識と教養の修得により、卒業後の選択肢を広げると同時に、柔軟な発想や、多角的な視点を身に付けることができます。

（出典：首都大学東京 大学案内 2013 43 頁）

《資料 2-1-1-3 自校（東京都立大学・首都大学東京）出身者の入学比率》

年度	自校出身者の数	自校出身者の占める割合
21	2	3.17%
22	7	11.11%
23	6	12.76%
24	5	9.61%
25	3	6.00%

3 各年次における教育課程の内容

3年履修課程の1年次においては、法学の基礎的知識・素養を養成するために、「憲法」、「行政法」、「民法」、「刑法」、「商法」、「民事訴訟法」及び「刑事訴訟法」の7法に関する法律基本科目を中心として、履修をする。また、基礎法学の科目である「法社会学」及び「法哲学」等の科目を置き、法律家として広い視野を獲得できるように配慮している。

3年履修課程の2年次及び2年履修課程の1年次においては、実務法曹として必要となる分析力・表現力を養成するために、判例や事例について、双方向授業の形式（ディベートや文書によって自分の思考を表現する形式）によって分析を行う総合科目の履修を開始する。具体的には、「憲法総合」、「商法総合」、「民法総合」、「刑事法総合」といった科目を配置している。これらは、修得した法律学の基礎的知識を実践に応用する力を涵養するものである。また、実務法曹として活躍することを前提として、これらの応用力を養成するために、実務基礎科目として「民事訴訟実務の基礎」及び「刑事訴訟実務の基礎」を、また、法曹としての倫理観・責任感を養成するため「法曹倫理」といった科目を配置している。また、選択科目として「エクスターンシップ」を履修することも可能であり、本法科大学院と提携する法律事務所などにおいて、実践的な法文書作成の学修をすることができる教育課程としている。

さらに、選択科目として、政治学科目を中心とする基礎法学・隣接科目や展開・先端科目について、自らの目指す法曹像に適った科目を履修することができるようになっている。

3年履修課程3年次及び2年履修課程2年次においては、法律基本科目からの必修科目は「民法総合3・4」、「民事訴訟法総合2」にとどめ、多くは選択科目となる。特に、この学年における中心は、前年次までにおける法律学の知識・分析力・応用力を基礎としての展開・先端科目の履修であり、これらの科目の履修によって、大都市における複雑な先端的法律問題に対処するための能力の養成が行われる。

その他、法律基本科目については演習が中心に開講される。また、前期には「模擬裁判」の科目が開講され、学生が裁判官・検察官・弁護士のそれぞれの役割を分担し、刑事手続の全部の流れを網羅したシミュレーション教育が行われる。これによって学生は実際の裁判手続の流れを体験することが可能となる。さらに、本法科大学院では、優秀な成績を修め、かつ、より高度で専門的な研究を志望する学生は、専任教員の指導の下で、4万字程度の論文（リサーチペーパー）を執筆・提出することも可能である。リサーチペーパーの執筆によって特定の専門的問題について研究した学生は、当該問題についての専門的知識のみならず、一流の理論研究に耐えうる法的思考力・分析能力・批判能力を修得することができる。

以上の教育課程は、まずは理論的な教育により基礎を固めた上で、演習科目や実務基礎科目を増やす内容となっている。これは段階的に理論と実務の架橋を図るとの理念に基づいた編成であり、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準、内容、方法であるといえる。《別紙様式1「開設授業科目一覧」、資料2-1-1-4「平成24年度開講科目」、資料2-1-1-5「履修プロセス」、資料2-1-1-6「リサーチペーパーの履修実績」》及び別添資料3「平成25年度版法科大学院履修案内・授業概要100頁（リサーチペーパー）」参照》【解釈指針2-1-1-1】【解釈指針2-1-1-2】

《資料 2-1-1-4 平成 24 年度開講科目》

平成24年度 開講科目

(●は必修科目、●は選択科目)

科目名	履修年次の指定					
	1年次		2年次		3年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
法律基本科目						
憲法1	●					
憲法2		●				
憲法総合1			●			
憲法総合2				●		
行政法		●				
行政法総合1			●			
行政法総合2			●			
行政法総合3					●	
公法総合演習						●
民法1	●					
民法2	●					
民法3	●					
民法4		●				
民法総合1			●			
民法総合2				●		
民法総合3					●	
民法総合4					●	
民法演習						●
民事訴訟法1		●				
民事訴訟法2			●			
民事訴訟法総合1			●			
民事訴訟法総合2					●	
商法1		●				
商法2		●				
商法総合1			●			
商法総合2				●		
商法総合3					●	
商法総合演習					●	
刑法1	●					
刑法2	●					
刑法3		●				
刑法総合			●			
刑事訴訟法		●				
刑事訴訟法総合			●			
刑事法総合1				●		
刑事法総合2					●	
刑法演習						●

実務基礎科目

民事訴訟実務の基礎			●			
刑事訴訟実務の基礎				●		
租税訴訟実務の基礎				●		
模擬裁判					●	
民事裁判と事実認定			●		●	
刑事裁判と事実認定					●	
法曹倫理				●		
エクスターンシップ				●	●	
法文書作成					●	

科目名	履修年次の指定					
	1年次		2年次		3年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
基礎法学・隣接科目						
法社会学		●		●		●
法哲学	●		●		●	
アメリカ法	●		●		●	
経済と法	●		●		●	
政治学特殊授業1	●		●		●	
政治学特殊授業2		●		●		●
会計学	●		●		●	
統計学	●		●		●	

展開・先端科目

比較憲法				●		●
地方自治法						●
情報法					●	
現代取引法						●
企業法務					●	
医事刑法						●
刑事政策						●
経済刑法				●		
消費者法			●		●	
租税法1				●		
租税法2					●	
租税法演習						●
倒産法1				●		
倒産法2					●	
知的財産法1				●		
知的財産法2					●	
知的財産法演習						●
独占禁止法1				●		●
独占禁止法2			▲		●	
独占禁止法演習						●
労働法				●		
社会法総合演習					●	
環境法				●		●
国際法1				●		
国際法2					●	
国際私法				●		
国際取引法					●	
リサーチペーパー						●

注:「1年次」は未修1年を、「2年次」は未修2年・既修1年を、「3年次」は未修3年・既修2年をそれぞれ指す。

(出典: 別添資料 2 「首都大学東京法科大学院パンフレット 2013」 3 頁)

《資料 2-1-1-5 履修プロセス》

1年次	2年次	3年次
1学年定員10名の少人数クラスで、法律基本科目を中心に徹底して「基礎」を学びます。 この年次の配当科目は、必修科目としての法律基本科目(憲法1・2、民法1～4、刑法1～3など)のほか、選択科目である基礎法学・隣接科目(法社会学・法哲学・法制史など)です。 このうちの法律基本科目は、法学未修者が基本的な法概念を徹底して理解・修得し、法学部卒業生と同等のレベルに到達することを目標としています。	双方向・ディベート形式の講義を通じて、「法的思考能力の鍛錬」と「表現能力の養成」を目指します。 この年次のカリキュラムの特色は、憲法総合・民法総合・商法総合・刑事法総合を中心とした総合的な科目が置かれている点です。 これらの総合科目は、双方向・ディベート形式の講義を通じて、問題解決能力の高い法曹を養成するためのもので、法科大学院教育の中心をなしています。法曹としての責任感や倫理観の涵養を目的とした法曹倫理やエクスターンシップといった実務基礎科目の履修も始まります。	演習系科目や展開・先端科目を中心に「実践的表現能力の鍛錬」と「発展的分野への習熟」を図ります。 最終年次は、法律家としての実践的・総合的能力を高めるため、知的財産法、独占禁止法などの展開・先端科目、実務基礎科目を自由に履修できるように構成されています。 実務基礎科目においては、実務家教員が訴訟関係書面の作成や事実認定に関する実践的教育を行い、裁判の主要な場面をシミュレーションするなどによる裁判実務の基礎的技術の修得を目指しています。

(出典：別添資料 2 「首都大学東京法科大学院パンフレット 2013」 4 頁)

《資料 2-1-1-6 リサーチペーパーの履修実績》

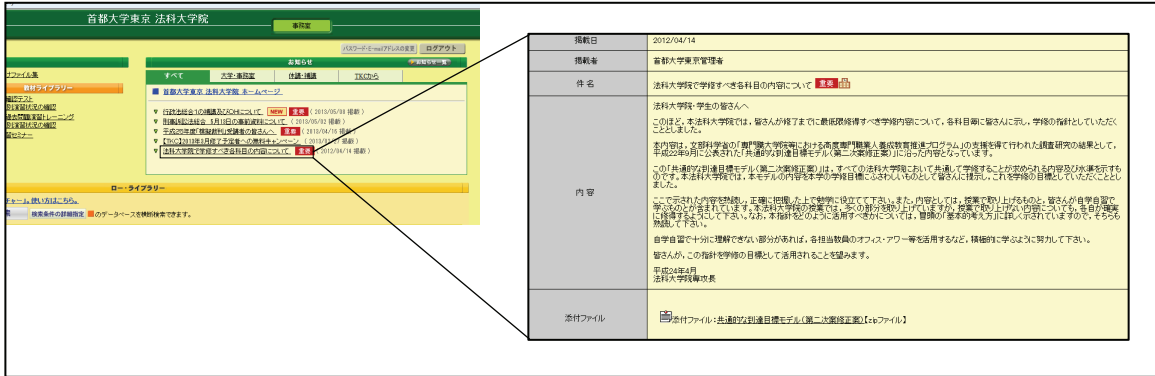
平成 20 年度	5 名 (担当教員：前田教授 4 名、潘教授 1 名)
平成 21 年度	5 名 (担当教員：前田教授 3 名、木村教授 1 名、酒井教授 1 名)
平成 22 年度	0 名
平成 23 年度	3 名 (担当教員：富井教授 2 名、木村教授 1 名)
平成 24 年度	0 名

4 到達目標に合わせた教育内容

以上の教育課程で実施される教育内容について、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準のものとするため、その教育内容及び到達目標を、文部科学省「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」に基づく法科大学院コア・カリキュラム調査研究グループの提示した「法科大学院共通的到達目標（コア・カリキュラム）モデル第二次修正案」と合致させることを申し合わせており、FD会議等において教員全体で確認している。《別添資料 20「FD会議議事要旨（平成 24 年 3 月 1 日／到達目標について）」参照》

また、上記到達目標について学生に周知するため、TKC法科大学院教育研究支援システムに「法科大学院共通的到達目標（コア・カリキュラム）モデル第二次修正案」を掲載しているほか、図書室でも自由に閲覧できるようにしてあり、学生はこれを参照しながら、自主学習も進められるよう配慮している。《資料 2-1-1-7「TKC画面（法科大学院で学修すべき各科目の内容について）」及び資料 2-1-1-8「シラバスにおける共通的到達目標の周知」参照》【解釈指針 2-1-1-1】

《資料 2-1-1-7 T K C 画面（法科大学院で学修すべき各科目の内容について）》



The screenshot shows the T K C (Tokai University Knowledge Center) interface. On the left, there's a sidebar with navigation options like 'ホーム', 'お知らせ', '検索', etc. The main area displays a list of subjects under the heading '法科大学院で学修すべき各科目の内容について'. A specific subject is selected, and its details are shown in a table on the right.

掲載日	2012/04/14
掲載者	首都大学東京管理事務
件名	法科大学院で学修すべき各科目の内容について 【重要】
内容	法科大学院 学生の皆さんへ このほど、本法科大学院では、皆さんが修了までで最終履修すべき学修計画について、各科目別に皆さんに示し、学修の指針としていただくこととしました。 この「共通到達目標モデル（第二次修正案）」は、すべての法科大学院において共通して学修することが求められる内容及び水準を示すものです。本法科大学院では、本モデルの内容も各学年の学修目標に示すものとして皆さんに提供し、これを学修の目標としていただくこととしました。 ここで示された内容を参照し、主眼（目標）として学修に役立てて下さい。また、内容としては、授業で取り上げるものと、皆さんが自学自習で学修するものとに分かれます。その区分は「到達目標」の欄に示されています。授業で取り上げるものは、皆さんが授業で学修するものと見なして下さい。なお、本指針をどのように活用すべきについては、各学年の「到達目標」の欄に示されていますので、そちらも参照して下さい。 自学自習で十分に理解できない部分があれば、各担当教員のオフィスアワー等を活用するなど、積極的に学ぶよう努めて下さい。 皆さんが、この指針を学修の目標として活用されることを望みます。 平成24年4月 法科大学院専攻長
添付ファイル	添付ファイル：共通到達目標モデル（第二次修正案）【添付ファイル】

《資料 2-1-1-8 シラバスにおける共通到達目標の周知》

【注記】

各科目で触れられている「共通到達目標」とは、文部科学省「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」に基づく法科大学院コア・カリキュラム調査研究グループの提示した「法科大学院共通到達目標（コア・カリキュラム）モデル第二次修正案《<http://www.congre.co.jp/core-curriculum/>》」を指す（T K C 法科大学院教育研究支援システムにも掲載をしている）。

学生は、これも参考としながら自習学習を進めること。

（出典：別添資料 3 「平成 25 年度版法科大学院履修案内・授業概要」 18 頁）

5 多様なバックグラウンドを持つ学生への配慮

これまで法学に触れたことがない学生など、多様なバックグラウンドを持つ学生への配慮として、まずは3年履修課程の1年次において、法律学習への導入教育を徹底していることが挙げられる。具体的には1学年定員10名の少人数クラスで、法律基本科目を中心に基本的な法概念の理解・修得を目指した授業を行っており、こまめに知識の習得度を確認するなど、初学者向けに授業を工夫しながら、法律学の理論的・体系的知識の習得が可能となっている。

さらに、全学生を対象とするものとしては、予約不要のオフィスアワーや学習相談会などを通じて、学生の学習相談や自主学習のアドバイスをを行っているほか、授業終了後等にも個別に学生からの相談に応じるなど、少人数制の特性を活かして、院生一人ひとりの質問・議論に十分な時間を割いて対応している。《資料 2-1-1-9「法科大学院パンフレット（オフィスアワー）」及び資料 2-1-1-10「オフィスアワーその他の学習支援について」参照》

また、学生を全人的に把握するため、全学生の入学試験成績や経歴等の一覧表を、取扱いに十分注意することを周知したうえで、年度当初に配布し教員間で共有しているほか、各期末後のF D会議においては、全学生の全科目成績を教員間で確認し、成績不振者への対応を図るなど、学習上の諸問題に対して迅速かつ的確にアドバイスできるようきめ細かく配慮をしている。《別添資料 21「専攻会議議事要旨（平成 25 年 2 月 28 日／学生の成績について）」及び別添資料 22「F D会議議事要旨（平成 25 年 4 月 4 日／学生の入試成績等について）」参照》【解釈指針 2-1-1-2】

《資料 2-1-1-9 首都大学東京法科大学院パンフレット 2013（オフィスアワー）》

オフィスアワーの充実

講義以外に学修指導を受ける場として、専任教員は毎週1コマ、オフィスアワーを設定しています(予約不要)。

講義に直接関係する質問はもちろん、当該分野についての疑問をぶつけて、アカデミックな議論をすることも可能です。

少人数制だからこそ、教員は、院生の一人ひとりの質問・議論に十分な時間を割くことができ、学習を強力にサポートしています。

助教による学修支援

キャンパスには、研究者大学院を修了した助教が常駐しており、教材の作成・配布など、院生の学修の一般的な支援を行っています。また、各助教の専門分野(公法・民事法・刑事法)に関する質問・相談などにも、随時、対応しています。

(出典：別添資料 2 「首都大学東京法科大学院パンフレット 2013」 5 頁)

《資料 2-1-1-10 オフィスアワーその他の学習支援について》

法科大学院専任教員（晴海キャンパスに研究室をもつ教員）は、毎週1コマオフィスアワーを設定し、院生の学修に関する相談・助言を受け付けている。授業の際に理解することができなかった点がある場合や、その他の学修に関する相談がある場合等には、積極的にオフィスアワーを活用すること。各専任教員のオフィスアワーの曜日、時限については、時間割に記載されているので、確認すること。また、教員によっては事前の予約手続きを求める場合もあるので注意すること。これらの詳細については、掲示によって連絡するので、随時掲示板をよく確認すること。なお、助教も学修等に関する相談を受け付けている。時間の都合その他の理由で専任教員等に相談することができない場合は、助教に相談すること。

(出典：別添資料 3 「平成 25 年度版法科大学院履修案内・授業概要」 17 頁)

《根拠となる資料・データ》

- ・別紙様式 1 「開設授業科目一覧」
- ・別添資料 2 「首都大学東京法科大学院パンフレット 2013」
 - 3 頁（平成 24 年度開講科目）
 - 4 頁（履修プロセス）
 - 5 頁（オフィスアワーの充実）
- ・別添資料 3 「平成 25 年度版法科大学院履修案内・授業概要」
 - 17 頁（オフィスアワーその他の学習支援について
 - 18～100 頁（各授業科目の講義内容等）
- ・別添資料 20 「FD 会議議事要旨（平成 24 年 3 月 1 日／到達目標について）」
- ・別添資料 21 「専攻会議議事要旨（平成 25 年 2 月 28 日／学生の成績について）」
- ・別添資料 22 「FD 会議議事要旨（平成 25 年 4 月 4 日／学生の入試成績等について）」

基準 2-1-2：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

(基準 2-1-2に係る状況)

上記4分野について法曹として求められる能力を養成するために、分野間の適切なバランスに配慮するとともに、学生の学修の進展に応じて基本から応用・実践へと無理なく履修できるよう、以下のとおり、授業科目を配置した。

なお、「1年次」とは3年履修課程1年次を、「2年次」とは3年履修課程2年次及び2年履修課程1年次を、「3年次」とは3年履修課程3年次及び2年履修課程2年次を、それぞれ指す(以下同じ)。

1 法律基本科目

必修科目として、まず、1年次に、「憲法1・2」、「行政法」、「民法1～4」、「刑法1～3」、「商法1・2」、「民事訴訟法1」、「刑事訴訟法」を配置し、憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法の基礎的知識の修得と同時に、法学の基礎的素養の養成を行っている。

そして、2年次の必修科目として、「憲法総合1」、「行政法総合1」、「民法総合1・2」、「民事訴訟法総合1」、「商法総合1・2」、「刑法総合」、「刑事訴訟法総合」、「刑事法総合1」といった総合科目を配置している。これら総合科目は基本的に、事例・判例の分析・検討を双方向授業によって行うものであり、法曹としての基本的能力の一つである事案の分析力・自己の法的な見解の表現能力を養成する科目となっている。

最後に、3年次の必修科目として、「民法総合3・4」、「民事訴訟法総合2」といった総合科目を配置している。

その他、選択科目として、「憲法総合2」、「行政法総合2・3」、「民事訴訟法2」、「商法総合3」、「刑事法総合2」、「公法総合演習」、「民法演習」、「商法総合演習」、「刑法演習」といった科目を配置している。これらの中でも演習科目は、特に希望する学生に対して、基礎的な知識をより実践的な局面において活かすことのできる能力の養成を行っている。

以上のように、本法科大学院においては、憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法の各分野について、基礎的な知識の修得から、分析力・応用力の養成まで、段階的に適正な教育を行うことができる開講科目となっている。《資料 2-1-1-1「平

成 25 年度カリキュラム」及び別紙様式 1「開設授業科目一覧」参照》【解釈指針 2－1－2－1】

2 法律実務基礎科目

法律実務基礎科目としては、2 年次には、「民事訴訟実務の基礎」、「刑事訴訟実務の基礎」、「法曹倫理」（以上、必修）、「租税訴訟実務の基礎」、「民事裁判と事実認定」、「エクスターンシップ」（以上、選択科目）を配置している。3 年次には、「模擬裁判」、「民事裁判と事実認定」、「刑事裁判と事実認定」、「法文書作成」及び「エクスターンシップ」（以上、選択科目）を配置している。以上の授業においては、基本的に、法律実務の経験を有する教員が担当している。そして、理論的な法律基本科目の履修のみでは必ずしも修得することができない事実認定や法文書の作成等に関する実務的能力、法曹としての倫理観・責任感について、法律基本科目の内容と関連づけつつ涵養することが行われており、学生は、法律実務の基礎を無理なく修得することが可能である。《資料 2-1-1-1「平成 25 年度カリキュラム」及び別紙様式 1「開設授業科目一覧」参照》【解釈指針 2－1－2－2】

3 基礎法学・隣接科目

基礎法学・隣接科目としては、1 年次～3 年次まで、「法社会学」、「法哲学」、「アメリカ法」、「経済と法」、「会計学」、「統計学」、「政治学特殊授業 1～2」を選択科目として配置している。特に、本法科大学院の理念の一つとして、「公益活動における法律的課題に対応することのできる高度な能力を備えた法曹の養成」が挙げられるが、その実現のためにも、学生の「公共政策」的な思考力の涵養を目的とする政治学系科目を多く設置しているところである。

これらの科目においては、学生が、より広い視野から社会を洞察し、法律家として社会にいかに関与すべきかを考えるために有益となる専門的な内容が教育されており、学生は、自己の学修の進行状態を考慮しつつ、それぞれがめざす法曹像を想定して柔軟に上記科目を履修することが可能となっている。《資料 2-1-1-1「平成 25 年度カリキュラム」及び別紙様式 1「開設授業科目一覧」参照》【解釈指針 2－1－2－3】

4 展開・先端科目

展開・先端科目については、2 年次から、「消費者法」、「比較憲法」、「経済刑法」、「租税法 1」、「倒産法 1」、「知的財産法 1」、「独占禁止法 1」、「労働法」、「環境法」、「国際法 1」、「国際私法」、が履修可能である。また、3 年次には、「情報法」、「医事刑法」、「刑事政策」、「租税法 2」、「租税法演習」、「倒産法 2」、「知的財産法 2」、「知的財産法演習」、「独占禁止法 2」、「独占禁止法演習」、「社会法総合演習」、「国際法 2」、「国際取引法」、「企業法務」、「現代取引法」を履修することができる。

以上のように、本法科大学院においては、現代社会に生起する複雑かつ先端的な法律問題について分析・検討を行う科目を豊富に開講しており、学生は、自らの興味・関心にしたがって、法律基本科目等で獲得した基礎的知識・分析能力を、先端的法律問題の検討に活用する能力を養成することができるようになっている。特に、倒産法・租税法・知的財産法・独占禁止法・労働法の分野については、実務経験を有する教員が担当しており、実務の現場での経験を活かした先端的法律問題に関する教育が実践されている。

さらに、上記科目の中で特定の法律問題について専門研究を深めたいと考える学生のために、「リサーチペーパー」が開講されており、4 万字程度の研究論文の執筆を指導教官の下で行うことができる。

このように、応用・先端的な法領域について、豊富な選択科目を提供しつつ、当該科目の基礎的な理解の修得から応用力の獲得まで可能となるよう工夫されている。《資料2-1-1-1「平成25年度カリキュラム」及び別紙様式1「開設授業科目一覧」参照》【解釈指針2-1-2-4】

《根拠となる資料・データ》

- ・別紙様式1「開設授業科目一覧」
- ・別添資料3「平成25年度版法科大学院履修案内・授業概要」
13頁（平成25年度カリキュラム）
18～100頁（各授業科目の講義内容等）

基準 2－1－3：重点基準

各授業科目が適切な科目区分にしたがって開設されていること。

（基準 2－1－3 に係る状況）

本学が開設する各授業科目は、いずれも、当該科目区分に適合した内容を持つものである。

特に展開・先端科目における各授業科目は、現代社会に生起する法律問題の中でも、先端的な問題に関する分析・検討、及びそれを基礎とする発展的な学修を行う科目であり、当然のことながら、内容上、法律基本科目に配置すべき科目はない。【解釈指針 2－1－3－1】

《根拠となる資料・データ》

- ・別紙様式 1 「開設授業科目一覧」
- ・別添資料 3 「平成 25 年度版法科大学院履修案内・授業概要」
13 頁（平成 25 年度カリキュラム）
18～100 頁（各授業科目の講義内容等）

基準 2-1-4：重点基準

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

（基準 2-1-4 に係る状況）

1 法律基本科目

法律基本科目は、必修科目及び選択科目として、合計 37 科目 74 単位を開講している。

必修科目としては、1 年次に 14 科目 28 単位、2 年次に 10 科目 20 単位、3 年次に 3 科目 6 単位を配当し、選択科目としては、2 年次に 4 科目 8 単位、3 年次に 7 科目 14 単位を配当している。《資料 2-1-1-1「平成 25 年度カリキュラム」及び別紙様式 1「開設授業科目一覧」参照》

2 法律実務基礎科目

法律実務基礎科目は、必修科目として「民事訴訟実務の基礎」、「刑事訴訟実務の基礎」及び「法曹倫理」の 3 科目 6 単位を 2 年次に配当している。

また、このほかに選択科目として、「租税訴訟実務の基礎」、「民事裁判と事実認定」、「刑事裁判と事実認定」、「エクスターンシップ」、「模擬裁判」及び「法文書作成」の 6 科目 12 単位を開講しており、2 年次又は 2・3 年次の配当科目としている。《資料 2-1-1-1「平成 25 年度カリキュラム」及び別紙様式 1「開設授業科目一覧」参照》

これら法律実務基礎科目については、4 単位以上の履修を修了要件としている。

3 基礎法学・隣接科目

基礎法学・隣接科目は、選択科目として「法社会学」、「法哲学」、「アメリカ法」などの 8 科目 16 単位を開講しており、1・2・3 年次の配当科目としている。《資料 2-1-1-1「平成 25 年度カリキュラム」及び別紙様式 1「開設授業科目一覧」参照》

これら基礎法学・隣接科目については、4 単位以上の履修を修了要件としている。

4 展開・先端科目

展開・先端科目は、選択科目として、「租税法 1・2」、「倒産法 1・2」、「労働法」などの 28 科目 56 単位を開講しており、2 年次、3 年次又は 2・3 年次の配当科目としている。《資料 2-1-1-1「平成 25 年度カリキュラム」及び別紙様式 1「開設授業科目一覧」参照》

これら展開・先端科目については、12 単位以上の履修を修了要件としている。

5 バランスの取れた履修

学生は、上記 1 から 4 の条件のほか、2 から 4 については 25 単位以上の履修をしなければならないが、これらの修了要件によって、学生の修了に必要な単位数の 1 / 3 以上は法律基本科目以外から履修しなければならない。学生は、法律基本科目の履修に偏らないバランスの取れた授業科目の履修をすることとなるのである。《資料 2-1-4-1～2「修了要件」参照》。

《資料 2-1-4-1 修了要件(1)》

首都大学東京大学院学則（抜粋）

（法科大学院の修了要件）

- 第34条 法科大学院3年履修課程の学生は、3年の在学期間を満たし、正規の授業を受け、3年履修課程所定の授業科目（必修科目60単位を含む。）93単位以上を修得しなければならない。
- 2 法科大学院2年履修課程の学生は、第13条第2項及び第3項に定めるもののほか、2年の在学期間を満たし、正規の授業を受け、2年履修課程所定の授業科目（必修科目32単位を含む。）65単位以上を修得しなければならない。
- 3 前2項の必修科目については、社会科学研究科長が別に定める。

《資料 2-1-4-2 修了要件(2)》

首都大学東京法科大学院規則（抜粋）

（修了要件）

- 第21条 法科大学院を修了するためには、大学院学則第34条第1項及び第2項に定める要件のほか、以下に掲げる要件を満たさなければならない。
- (1) 基礎法学・隣接科目に区分される授業科目の4単位以上の修得
- (2) 展開・先端科目に区分される授業科目の12単位以上の修得
- (3) 選択科目として開講される実務基礎科目、基礎法学・隣接科目又は展開・先端科目に区分される授業科目の25単位以上の修得
- (4) 選択科目として開講される実務基礎科目に区分される授業科目の4単位以上の修得

（出典：別添資料5「首都大学東京法科大学院規則」）

《根拠となる資料・データ》

- ・別紙様式1「開設授業科目一覧」
- ・別添資料2「首都大学東京法科大学院パンフレット2013」
 - 3頁（平成24年度開講科目）
 - 4頁（履修プロセス）
- ・別添資料3「平成25年度版法科大学院履修案内・授業概要」
 - 13頁（平成25年度カリキュラム）
 - 18～100頁（各授業科目の講義内容等）
- ・別添資料5「首都大学東京法科大学院規則」第21条（修了要件）

基準 2-1-5：重点基準

基準 2-1-2 (1) に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8 単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者 1 年次に配当される法律基本科目については、別に 6 単位を限度として必修とすることができる。

(1) 公法系科目（憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。）

10 単位

(2) 民事系科目（民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

32 単位

(3) 刑事系科目（刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

12 単位

（基準 2-1-5 に係る状況）

法律基本科目の必修単位数は、54 単位である。内訳は以下のとおりである。

(1) 公法系科目（10 単位）

1 年次 憲法 1（2 単位）、憲法 2（2 単位）、行政法（2 単位）

2 年次 憲法総合 1（2 単位）、行政法総合 1（2 単位）

(2) 民事系科目（30 単位）

1 年次 民法 1（2 単位）、民法 2（2 単位）、民法 3（2 単位）、民法 4（2 単位）、民事訴訟法 1（2 単位）、商法 1（2 単位）、商法 2（2 単位）

2 年次 民法総合 1（2 単位）、民法総合 2（2 単位）、民事訴訟法総合 1（2 単位）、商法総合 1（2 単位）、商法総合 2（2 単位）

3 年次 民法総合 3（2 単位）、民法総合 4（2 単位）、民事訴訟法総合 2（2 単位）

(3) 刑事系科目（14 単位）

1 年次 刑法 1（2 単位）、刑法 2（2 単位）、刑法 3（2 単位）、刑事訴訟法（2 単位）

2 年次 刑法総合（2 単位）、刑事訴訟法総合（2 単位）、刑事法総合 1（2 単位）

以上のように、公法系科目 10 単位、民事系科目 30 単位、刑事系科目 14 単位という必修単位数は、適正なものであると考えられる。《資料 2-1-1-1「平成 25 年度カリキュラム」、資料 2-1-5-1「必修科目」及び別紙様式 1「開設授業科目一覧」参照》

《資料 2-1-5-1 必修科目》

首都大学東京法科大学院規則（抜粋）

（必修科目）

第14条 別表2に掲げる授業科目を、法科大学院における必修科目とする。

別表2（第14条関係）（平20規則75・平21規則46・一部改正）

必修科目			
授業科目名	単位数	授業科目名	単位数
憲法1	2	商法1	2
憲法2	2	商法2	2
憲法総合1	2	商法総合1	2
行政法	2	商法総合2	2
行政法総合1	2	刑法1	2
民法1	2	刑法2	2
民法2	2	刑法3	2
民法3	2	刑法総合	2
民法4	2	刑事訴訟法	2
民法総合1	2	刑事訴訟法総合	2
民法総合2	2	刑事法総合1	2
民法総合3	2	法曹倫理	2
民法総合4	2	刑事訴訟実務の基礎	2
民事訴訟法1	2	民事訴訟実務の基礎	2
民事訴訟法総合1	2		
民事訴訟法総合2	2		

（出典：別添資料5「首都大学東京法科大学院規則」）

《根拠となる資料・データ》

- ・別紙様式1「開設授業科目一覧」
- ・別添資料3「平成25年度版法科大学院履修案内・授業概要」
13頁（平成25年度カリキュラム）
18～100頁（各授業科目の講義内容等）
- ・別添資料5「首都大学東京法科大学院規則」第14条（必修科目）

基準 2-1-6：重点基準

(1) 基準 2-1-2 (2) に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目 (2 単位)

イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2 単位)

ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2 単位)

(2) (1) に掲げる必修科目 6 単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4 単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)

イ ローヤリング

(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR(裁判外紛争処理)の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)

ウ クリニック

(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)

エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3) (1) アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(法的文書(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面等)の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

(基準2-1-6に係る状況)

法律実務基礎科目の総単位数は、18単位であり、そのうち6単位が必修科目、12単位が選択科目である。内訳は以下の通りである。

- 2年次 法曹倫理(2単位)、民事訴訟実務の基礎(2単位)、刑事訴訟実務の基礎(2単位)、民事裁判と事実認定(2単位)、エクスターンシップ(2単位)、租税訴訟実務の基礎(2単位)
- 3年次 模擬裁判(2単位)、(民事裁判と事実認定(2単位))、刑事裁判と事実認定(2単位)、法文書作成(2単位)、(エクスターンシップ(2単位))

1 必修科目

上記開講科目のうち、本法科大学院においては、「法曹倫理」、「民事訴訟実務の基礎」、「刑事訴訟実務の基礎」の3科目(6単位)を必修としており、学生は、法曹として要求される倫理観・責任感を涵養する教育、民事訴訟における要件事実及び事実認定に関する基礎的な実務教育、刑事訴訟における事実認定や法文書作成を含む基礎的な実務教育について、履修をしなければならないこととなっている。《資料2-1-1-1「平成25年度カリキュラム」及び別紙様式1「開設授業科目一覧」参照》

2 その他の法律実務基礎科目

上記必修科目のほか、法曹としての技能及び責任等を修得させるため、選択必修科目(2科目4単位以上の修得が必要)として、「模擬裁判」、「エクスターンシップ」、「租税訴訟実務の基礎」、「民事裁判と事実認定」、「刑事裁判と事実認定」、「法文書作成」(以上、各2単位)を開講している。《資料2-1-1-1「平成25年度カリキュラム」及び別紙様式1「開設授業科目一覧」参照》

3 法情報調査及び法文書作成

本法科大学院においては、「法情報調査」は授業科目となっていないが、新入生ガイダンスの一環として「法情報調査」を実施している。新入生は、必ず出席して、受講をしなければならない(受講をしなければ、学内のコンピュータシステム等のアカウントを取得することができず、これらの利用ができないというペナルティが科される。)こととなっており、この機会において、在学生全員に対して、基礎的な法情報に関する教育(法令、判例及び学説の検索等に関する教育)がされている。また、前述の法律基本科目における総合科目では、自ら判例・学説等の法情報の調査・収集を適切に行い、法文書の作成等をできなければ単位を取得することができないようになっており、これらが必修科目となっていることで、必然的に、判例の意義及び読み方の学修、法情報の調査・分析に関する基礎的能力の養成に関する教育が学生に施されることとなる。《資料2-1-6-1「法情報調査の実施日程及び配布資料」及び別添資料23「法情報調査配布資料」参照》

また、法文書作成については、選択科目としての「法文書作成」や模擬裁判において

具体的な指導を行っているほか、必修科目としての「民事訴訟実務の基礎」において、請求の趣旨、請求原因、それに対する抗弁等を記述させるなどの課題を与え、さらに判決の要旨を論述させる等の講義を行っている。また、同じく必修科目の「刑事訴訟実務の基礎」においても、論告要旨等を起案させるなど、法文書作成を取り込んだ授業が行われている。これらによって、学生全員に対して法文書作成に関する基礎的な指導が行われている。【解釈指針2-1-6-1】

《資料2-1-6-1 法情報調査の実施日程及び配布資料》

1	日時	平成25年3月29日（金曜）14時30分から17時30分まで
2	日程	民事法（14時30分～15時25分） 公法（15時30分～16時25分） 刑事法（16時30分～17時25分）（注）法情報調査の後にはPC講習を実施。
3	配布資料	民事法（調査テーマ、文献調査の方法、web情報の活用、出典の表示方法等） 公法（法令の基礎知識、法令集と法令調査、情報収集等） 刑事法（文献について、判例とは、判例の読み方等）

4 実務家教員と研究者教員との協力

それぞれの法律実務基礎科目の授業内容を決め、またはそれを実施するにあたっては、研究者教員と実務家教員との十分な協議を行っている。

具体的には、実務家教員及び研究者教員の両者が出席するFD会議において、カリキュラム編成やシラバス内容が検討されているほか、教材選定や講義方法等について、公法系、民事系、刑事系ごとに個別の意見交換が行われており、例えば「刑事法総合」担当の研究者教員と「刑事訴訟実務の基礎」担当の実務家教員とは、講義の具体的な内容を相互に調整・確認しつつ開講しており、また、「行政法総合」担当の研究者教員と「租税法」担当の実務家教員も、講義で取り上げる裁判例などについて意見交換をしつつ、講義を実施している。

また、授業内容を相互に見学し、FD会議で報告のうえ、その授業内容や方法について改善策を話し合うなど、相互に連携を図るよう努めている。【解釈指針2-1-6-1】

《根拠となる資料・データ》

- ・別紙様式1「開設授業科目一覧」
- ・別添資料3「平成25年度版法科大学院履修案内・授業概要」
13頁（平成25年度カリキュラム）
18～100頁（各授業科目の講義内容等）
- ・別添資料23「法情報調査配布資料」

基準 2－1－7：重点基準

基準 2－1－2（3）に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4単位以上が必修又は選択必修とされていること。

（基準 2－1－7に係る状況）

基礎法学・隣接科目の総単位数は、16 単位であり、いずれも選択科目である。また、1 年次から 3 年次まで共通の科目が配置されている。内訳は以下のとおりである。

法社会学（2 単位）、経済と法（2 単位）、法哲学（2 単位）、アメリカ法（2 単位）、政治学特殊授業 1（2 単位）、政治学特殊授業 2（2 単位）、会計学（2 単位）、統計学（2 単位）

このうち、本法科大学院においては、少なくとも 4 単位以上の科目を選択して履修しなければならない。学生が、実定法に関する学修に止まらず、広い視野から社会を分析するために必要となる能力を養成することができるよう配慮したカリキュラムとしている。

《根拠となる資料・データ》

- ・別紙様式 1 「開設授業科目一覧」
- ・別添資料 3 「平成 25 年度版法科大学院履修案内・授業概要」
13 頁（平成 25 年度カリキュラム）
18～100 頁（各授業科目の講義内容等）

基準 2-1-8：重点基準

基準 2-1-2（4）に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12単位以上が必修又は選択必修とされていること。

（基準 2-1-8に係る状況）

展開・先端科目の総単位数は、56 単位であり、いずれも選択科目である。内訳は以下のとおりである。ただし、＊を付した科目は平成 25 年においては、開講していない科目である。

2 年次 消費者法（2 単位）、倒産法 1（2 単位）、知的財産法 1（2 単位）、独占禁止法 1（2 単位）、独占禁止法 2（2 単位）、国際法 1（2 単位）、環境法（2 単位）、比較憲法＊（2 単位）、経済刑法（2 単位）、租税法 1（2 単位）、労働法（2 単位）、国際私法（2 単位）

3 年次 （比較憲法＊（2 単位））、地方自治法（2 単位）、情報法（2 単位）、企業法務（2 単位）、現代取引法（2 単位）、医事刑法（2 単位）、刑事政策（2 単位）、（消費者法（2 単位））、租税法 2（2 単位）、租税法演習（2 単位）、倒産法 2（2 単位）、知的財産法 2（2 単位）、知的財産法演習（2 単位）、（独占禁止法 1（2 単位））、（独占禁止法 2（2 単位））、社会法総合演習（2 単位）、環境法（2 単位）、国際法 2（2 単位）、国際取引法（2 単位）、リサーチペーパー（2 単位）

このように、本法科大学院では多彩な展開・先端科目を開講しており、さらに、学生は、12 単位以上の授業科目を選択して履修しなければならないこととなっている。

本法科大学院は、このカリキュラムによって、本法科大学院の目的である「巨大都市東京における企業活動、公益活動、さらには国際的な領域での活動など、現代社会の法律的課題に対応することのできる高度な能力を備えた法曹の養成」の実現を図っている。

特に、租税法・知的財産法・経済法（独占禁止法）の分野の科目においては、これらの専門的訴訟領域の実務に携わった経験を有する教員も担当しているところである。これらの科目の内容はあくまで展開・先端科目に該当する内容であるが、同時に、専門的訴訟領域の実務に関する教育も行っている。そしてこれらの教育によって、本学の特色であるところの公益活動に関する複雑な問題に対して、それを解決する能力を有する法曹を養成している。

なお、一部科目については、必ずしも毎年開講されるわけではないが、開講されない場合にも、学生の履修計画に支障を来さないよう、前年度の 10 月頃には掲示によって、学生に開講科目を明示しているところである。

《根拠となる資料・データ》

- ・別紙様式 1 「開設授業科目一覧」
- ・別添資料 3 「平成 25 年度版法科大学院履修案内・授業概要」
13 頁（平成 25 年度カリキュラム）
18～100 頁（各授業科目の講義内容等）

基準 2-1-9：重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

(基準 2-1-9 に係る状況)

1 本法科大学院の1年

本法科大学院においては、1年間を前期（4月から9月）及び後期（10月から3月）の二つの期に区分し、各期には、定期試験期間及び集中講義期間があるため、大学設置基準第22条に適合するとおり、1年間の授業を行う期間は、35週にわたるものとなっている。

そして、各授業科目は、各期において開講され、大学設置基準第23条に適合するように、15週にわたるものとなっている。

毎年、以上の基準に適合するように学年暦が編成されている。《別添資料3「平成25年度版法科大学院履修案内及び授業概要」表紙裏（学年暦）参照》

2 各授業科目の構成

本法科大学院における単位数は、大学設置基準第21条の規定に則し、1単位45時間の学修を必要とする内容をもって構成している。

本法科大学院における授業科目は、すべて2単位であり、各授業科目について90時間の学修を必要とするものとしている。具体的には、90分の授業を毎週1回、15週間にわたり開講し、15回の授業を実施することとしており、また、その時間で授業科目が完結する内容とするようにしている。そして、予習・復習の時間と総合して、90時間の学修を必要とする授業科目としている。

なお、一部の科目は、教員の都合により、授業科目を15週にわたり開講することなく、集中講義の形式を採るものがあるが、これらの授業科目についても、シラバスによる科目内容の明示により事前学修を可能にし、また、授業終了後に事後学修に必要な十分な期間を確保した上で成績評価の試験を行うことにより、学生が90時間の学修をすることができるよう、配慮している。《別紙様式1「開設授業科目一覧」参照》

3 休講及び補講に関する措置

教員にやむを得ない事情がある場合には、休講措置が採られるが、この場合にも、授業の15回の実施を確保するために、必ず、補講措置をとらなければならないこととしており、休講の有無及び休講があった場合の補講措置については、各学期終了後に提出することとなる「授業結果実施報告書」に記載しなければならない。このように、すべての授業科目において、少なくとも15回の授業が実施されるようにしている。《資料2-1-9-1「授業担当者の手引き（講義回数）」参照》

なお、平成24年度における休講・補講の状況は、下表《資料2-1-9-2「平成24年度休講・補講一覧表」》のとおりである。

《資料 2-1-9-1 授業担当者の手引き（講義回数）》

平成 25 年度授業担当者の手引き（抜粋）

（1）講義回数

講義は、期末試験とは別に 15 回実施してください。講義回数が 15 回に満たない場合には、必ず補講を行うことで補充してください。

（出典：別添資料 19「法科大学院授業担当者の手引き」 1 頁）

《資料 2-1-9-2 平成 24 年度休講・補講状況》

平成 24 年度 休講・補講状況表

科目名	教員名	休講日			補講日		
		月	日	限	月	日	限
民法総合3(A・B)	饗庭靖之	5月	30日	1・2限	7月	18日	1・2限
民事訴訟法総合1(A・B)	我妻学	5月	18日	3・4限	9月	12日	2・3限
倒産法	饗庭靖之	5月	30日	3限	6月	1日	4限
		6月	27日	3限	6月	29日	4限
知的財産法2	山神清和	5月	11日	2限	8月	3日	2限
民事訴訟法1	我妻学	9月	25日	4限	9月	28日	3限
		10月	16日	4限	10月	19日	3限
		10月	23日	4限	10月	26日	3限
		1月	8日	4限	2月	8日	4限

《根拠となる資料・データ》

- ・別紙様式 1 「開設授業科目一覧」
- ・別添資料 3 「平成 25 年度版法科大学院履修案内・授業概要」
表紙裏（学年暦）
5 頁（授業時間）
18～100 頁（各授業科目の講義内容等）
- ・別添資料 19「平成 25 年度法科大学院授業担当者の手引き」

2 特長及び課題等

1 特長

(1) 法曹として活動するための基礎的能力の教育の充実

本法科大学院の教育内容に関する優れた点の一つとして、法律学に関する基礎的教育の充実を掲げることができる。東京をはじめとする大都市の抱える法律問題は、複雑・多様であると同時に先端的であり、これらに対応する能力を養成するためには、やはり、法律学に対する基礎的理解を深めることが肝要である。本法科大学院では、37科目（74単位分）の法律基本科目の開講、経験豊富な実務家教員による法律実務基礎科目の担当等により、学生の一人一人に徹底的に法律学の基礎を教育し、実務法曹として必要となる基礎的素養の涵養を行っている。

(2) 基礎法学・隣接科目の充実

公益活動に強い法曹養成を目指す本法科大学院としては、今後ますます重要性を増すと考えられる「公共政策」的な思考能力の養成を目指し、学生に、単に実定法学のみならず、より広い視野から社会に生起する法律問題について思考する機会を与えるために、政治系科目等、多くの基礎法学・隣接科目を開講している。この点も、本法科大学院の教育内容の優れた点である。

(3) 先端的法律問題を解決する実践的・実務的能力を養成する授業科目の充実

本法科大学院は、前述したとおり、大都市の抱える複雑・多様かつ先端的な法律問題の解決に関する教育に力を入れているが、これらの教育に関する授業科目において、最先端の実務を経験した教員を活用することによって、学生の実践的・実務的な問題解決能力の向上を図ることを可能とする教育内容としている点も、優れた点である。

特に、公共分野における先端的科目である租税法、知的財産法、独占禁止法の分野の授業科目については、実務の最前線で活躍中の、或いは活躍した経験を有する教員が担当することによって、本法科大学院の目的の一つである公益活動に強い法曹養成を可能としているところである。また、倒産法、環境法、労働法の分野の授業科目についても、各分野において実際に活躍中の実務家教員が担当することによって、教育内容の充実を図っている。

さらに、リサーチペーパーの授業科目を開講し、専任教員の丁寧な指導のもとで、学生が自ら主体的に特定の法律問題について研究論文を執筆することができるようにしている点も、上記の観点に適う優れた点である。

2 課題

(1) 開講しない選択科目があること

本法科大学院においては、一部の選択科目については必ずしも毎年度開講されるわけではない。これは、授業科目を多様なものとするため、専任教員数に比べて若干多い授業科目を設置しているためである。この点、可能な限り、選択科目についても毎年開講とすることが望ましいと考えられる。他方で、この点は、教員の授業科目負担の適正とも関係することから、単に、教員が無理に毎年開講することでは、解決できない問題である。

(2) 法律実務科目に関するカリキュラム改革の必要性

平成20年度以降、「民事裁判と事実認定」「刑事裁判と事実認定」「法文書作成」「租税

訴訟実務の基礎」といった法律実務基礎科目を開設し、法律実務科目の充実に努めてきたが、今後、学生の学習意欲と教育効果を一層高めていくためには、これらをさらに発展させ、「ローヤリング」「リーガルクリニック」などの科目新設も視野に入れながら、一層の充実に努めていく必要がある。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

（基準3-1-1に係る状況）

開設授業科目一覧（別紙様式1）に示されるように、1年次（未修者）を対象とする科目は10名程度の人数で開講されている。他方、2年次や3年次を対象とする講義形式の科目の中には受講者数が50名を超す場合があるが、そのほとんどは必修法律基本科目であり、クラスを2つに区分しているため、実際の授業は25から30名程度の適正な規模で開講している。【解釈指針3-1-1-1】

そもそも、本学は1学年52名（3年履修課程1年次は、10名。）という小規模校であり、どの授業科目についても、基本的に、学生数を適正な規模に維持することができると考えられる。

なお、他専攻の学生、他研究科の学生や、科目等履修生が本法科大学院の授業を履修することを認める制度は採用されておらず、再履修者も含めて適正な規模となっているところである。【解釈指針3-1-1-2】【解釈指針3-1-1-3】

《根拠となる資料・データ》

- ・別紙様式1「開設授業科目一覧」

基準 3-1-2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

(基準 3-1-2 に係る状況)

前述(基準 3-1-1)のとおり、1年次(未修者)を対象とする科目は10名程度で開講されているため、本基準に照らし、何ら問題はない。

2年次や3年次を対象とする法律基本科目の必修科目のなかには、50名を超える科目も一部存在するものの、すべてクラスを二つに区分して授業を行っているため、同時に授業を行う学生数が50名を超えるような人数になることはなく、教育成果が減殺されることはないと考える。また、後述するとおり、本法科大学院においては教員のオフィス・アワーが充実しており、専任教員は、少なくとも週1コマ、オフィス・アワーの時間を設けている。そのため、学生は、オフィス・アワーを活用して教員と直接に議論をすることが可能であり、このことによっても、実際に、十分に双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われているところである。

また、法律基本科目のうち選択科目となっている科目については、選択制であるため標準的な人数を明確化することは困難であるが、少なくとも、平成25年度前期に開講された科目の実績は4名から最大で53名に留まり、平成24年度の実績でも、75名を超える授業科目はなかったところである。《資料 3-1-2-1「平成24年度受講者数一覧」及び別紙様式1「開設授業科目一覧」参照》【解釈指針 3-1-2-1】

《根拠となる資料・データ》

- ・別紙様式1「開設授業科目一覧」

《資料 3-1-2-1 平成 24 年度受講者数一覧》

分類	授業科目	履修 年次	必修 / 選択	担当教員	受講者数		前期 / 後期
	科目名						
法律 基本 科目	憲法1	①	必修	富井 幸雄	11		前期
	憲法2	①	必修	富井 幸雄	10		後期
	憲法総合1(A、B)	②	必修	富井 幸雄	28	30	前期
	憲法総合2	②	選択	木村 草太	8		後期
	行政法	①	必修	門脇 雄貴	11		後期
	行政法総合1(A、B)	②	必修	徳本 広孝	28	29	前期
	行政法総合2	②	選択	門脇 雄貴	2		前期
	行政法総合3	③	選択	徳本 広孝	19		前期
	公法総合演習	③	選択	徳本 広孝・木村 草太	13		後期
	民法1	①	必修	石崎 泰雄	10		前期
	民法2	①	必修	山崎 敏彦	10		前期
	民法3	①	必修	石崎 泰雄	10		前期
	民法4	①	必修	桶倉 典哲	11		後期
	民法総合1(A、B)	②	必修	大橋 弘	27	28	前期
	民法総合2(A、B)	②	必修	大橋 弘	26	30	後期
	民法総合3(A、B)	③	必修	饗庭 靖之	27	25	前期
	民法総合4(A、B)	③	必修	大橋 弘	27	25	前期
	民法演習	③	選択	石崎泰雄	2		後期
	民法演習	③	選択	大橋 弘	23		後期
	民法演習	③	選択	堤 健智・作内 良平	2		後期
	民事訴訟法1	①	必修	我妻 学	11		後期
	民事訴訟法2	②	選択	我妻 学	11		前期
	民事訴訟法総合1(A、B)	②	必修	我妻 学	28	32	前期
	民事訴訟法総合2(A、B)	③	必修	眞鍋 美穂子	27	25	後期
	商法1	①	必修	尾崎 悠一	10		後期
	商法2	①	必修	尾崎 悠一	12		後期
	商法総合1(A、B)	②	必修	潘 阿憲	28	28	前期
	商法総合2(A、B)	②	必修	潘 阿憲	28	29	後期
	商法総合3	②③	選択	矢崎 淳司	11		後期
	商法総合演習	③	選択	潘 阿憲	33		前期
	刑法1	①	必修	星 周一郎	10		前期
	刑法2	①	必修	木村 光江	10		前期
	刑法3	①	必修	星 周一郎	10		後期
	刑法総合(A、B)	②	必修	木村 光江	27	28	前期
	刑事訴訟法	①	必修	峰 ひろみ	13		後期
	刑事訴訟法総合(A、B)	②	必修	前田 雅英・堀田 周吾	27	28	前期
	刑事法総合1(A、B)	②	必修	前田 雅英	27	28	後期
	刑事法総合2	③	選択	前田 雅英	48		前期
	刑法演習	③	選択	前田 雅英	0		後期
法律 実務 基礎 科目	民事訴訟実務の基礎	②	必修	眞鍋 美穂子	55		前期
	刑事訴訟実務の基礎	②	必修	笠井 治・河村 俊哉・峰 ひろみ	60		後期
	租税訴訟実務の基礎	②	選択	川村 栄一	7		後期
	模擬裁判	③	選択	笠井 治・河村 俊哉・峰 ひろみ	19		前期
	民事裁判と事実認定	②③	選択	松山 恒昭	35		前期
	刑事裁判と事実認定	③	選択	峰 ひろみ	33		前期
	法曹倫理	②	必修	笠井 治・大橋 弘・峰 ひろみ	54		後期
	エクスターンシップ	②③	選択	笠井 治・饗庭 靖之	19		前期・後期
	法文書作成	③	選択	大橋 弘・石田 祐時・上岡 亮	32		前期
	法社会学	①②③	選択	長谷川 貴陽史	8		後期
基礎 法学 ・ 隣 接 科 目	法哲学	①②③	選択	横濱 竜也	36		前期
	アメリカ法	①②③	選択	富井 幸雄	6		前期
	経済と法	①②③	選択	酒井 享平	32		前期
	政治学特殊授業1	①②③	選択	今井 亮佑	31		前期
	政治学特殊授業2	①②③	選択	森山 茂徳	21		後期
	会計学	①②③	選択	川本 淳	29		前期
	統計学	①②③	選択	森 一将	13		前期
	比較憲法	②③	選択	富井 幸雄	0		後期
	地方自治法	③	選択	徳本 広孝・西村 裕一	9		後期
	情報法	③	選択	徳本 広孝・木村 草太	43		前期
展 開 ・ 先 端 科 目	現代取引法	③	選択	石崎 泰雄	8		後期
	企業法務	③	選択	清水 俊彦	37		前期
	医事法	③	選択	前田 雅英	48		後期
	刑事政策	③	選択	峰 ひろみ	28		後期
	経済刑法	②	選択	木村 光江	45		後期
	消費者法	②③	選択	深津 健二	23		前期
	租税法1	②	選択	川村 栄一	19		後期
	租税法2	③	選択	川村 栄一	15		前期
	租税法演習	③	選択	川村 栄一	10		後期
	倒産法1	②	選択	饗庭 靖之	24		後期
	倒産法2	③	選択	饗庭 靖之	10		前期
	知的財産法1	②	選択	山神 清和	18		後期
	知的財産法2	③	選択	山神 清和	13		前期
	知的財産法演習	③	選択	工藤 莞司	5		後期
	独占禁止法1	②③	選択	酒井 享平	5		後期
	独占禁止法2	②③	選択	酒井 享平	3		前期
	独占禁止法演習	③	選択	酒井 享平	0		後期
	労働法	②	選択	天野 晋介	35		後期
	社会法総合演習	③	選択	岩出 誠	8		前期
	環境法	②③	選択	饗庭 靖之	16		後期
	国際法1	②	選択	北村 朋史	0		後期
	国際法2	③	選択	森 肇志	1		前期
	国際私法	②	選択	神前 禎	10		後期
	国際取引法	③	選択	神前 禎	1		前期
	リサーチペーパー	③	選択	全専任教員	0		後期

3-2 授業の方法

基準3-2-1

法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に基づいて具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準3-2-1に係る状況)

1 授業の方法

各授業科目における授業の方法は、基本的に、授業担当教員の裁量に委ねられるが、法律基本科目をはじめ、法科大学院の実務法曹養成という使命に即した積極的な双方向・多方向型の授業方法を採用することで「学生に主体的・能動的に参加させる授業」を実施しており、専門的な法知識の修得は勿論のこと、単にそれに止まることなく、学生が現代社会における複雑な法律問題に対応することができるよう、法的分析能力・思考能力・批判的検討能力の養成に努めている。《別添資料3「首都大学東京法科大学院パンフレット2013」6頁（主体的に学ぶ実践的な双方向授業）参照》【解釈指針3-2-1-1】【解釈指針3-2-1-2】

(1) 法律基本科目

1年次を対象とする法律基本科目は、その主眼が法学の基礎的知識・素養の修得にあるため、講義形式でおこなわれる授業科目が多い。ただし、本法科大学院においては、同年次は10名程度であるため、双方向型の授業も可能となっている。そこで、授業担当教員の工夫により、実際、(a)事前に講義箇所・内容を明示することで、学生の自発的な学修を促すこと、(b)随時、教員が学生を指名して質問に対して解答させる等の、学生が能動的に参加するよう促す授業が行われている。

2年次や3年次を対象とする法律基本科目については、シラバスを通して学生に予告されたプランに従って、裁判例に関する資料や、現実的法律問題を検討するための教材を配布又は指定して予習を求め、それを前提として授業を行っている。教材とされるのは教員が作成した事例演習問題や判例であり、それについて教室で討論することにより実践的な問題解決能力を養うこととしている。すなわち、本法科大学院における学修の根幹を担うこれらの科目については、双方向型・多方向型の授業方法を採用し、個々の学生について、法曹として必要となる基礎的知識は勿論、事案分析能力・法的思考能力・説得力をもった表現力を養成する授業方法を採用している。《資料3-2-1-1「授業の方法」参照》【解釈指針3-2-1-3】【解釈指針3-2-1-4】

《資料 3-2-1-1 授業の方法》

法科大学院授業担当者の手引き（抜粋）

（４）授業の方法

「原則として、質疑応答を含んだ講義とし、出席者の 1 / 5 以上に指名して発言させるようにしてください。特に、法律基本科目の授業科目については、必ず、教員と院生との双方向型又は多方向型の議論を含んだ授業とするようにして下さい。ただし、法学未修者 1 年次においては、法律基本科目であっても、講義形式と適切に組み合わせるなど、授業方法の工夫を図ってください。」

（出典：別添資料 19「法科大学院授業担当者の手引き」 2 頁）

（２）実務基礎科目

実務基礎科目においては、現実的に発生する実務的問題に対する解決能力や、実務法曹としてのスキルの向上を目指し、どの授業科目においても工夫を行っている。例えば、法律問題の分析演習を行う場合にも、法律基本科目に位置づけられる総合科目・演習科目とは区別して、実務における事実認定の重要性に鑑み、詳細な事実関係を記した資料を配付し、それに基づき事実認定から学生と双方向的に分析・検討する等の工夫を行っている。

特に、模擬裁判の授業は、実物さながらの事件記録を使用して、学生自らが主体的に問題点を分析・把握し、具体的解決策を講じつつ、一連の刑事手続を推し進めていくものであり、まさに実務を疑似体験するものであって、単なる講義や双方向型・多方向型議論をも超えた高い教育効果を期待しうるものである。《別添資料 3「平成 25 年度版法科大学院履修案内・授業概要」62 頁（模擬裁判）参照》

（３）基礎法学・隣接科目

基礎法学・隣接科目についても、性質上、講義形式を採用する授業科目が多い。ただし、多くの授業科目が 20 名以下の少人数授業科目であるため、各授業担当教員の工夫により、学生との双方向的な対話に基づく思考力の鍛錬・レポートを執筆させることによる学生の能動的な学修の促進を行い、学生が、法律的観点も含むより幅広い視野から社会を分析することのできる能力の養成を目指した授業が行われている。《別添資料 3「平成 25 年度版法科大学院履修案内・授業概要」67-73 頁（基礎法学・隣接科目）参照》

（４）展開・先端科目

展開・先端科目についても、基本的には、その授業の性質上、講義形式を採用する授業科目が多い。ただし、本法科大学院の展開・先端科目については、法律実務の最先端で活躍中ないしは活躍した経験を有する実務家教員が担当する科目が多く、理論的事項の講述に止まらず、実務的事項についても適正に教育が行われているところである。

また、その他の科目においても学生からのメールによる質問・議論を受け付ける等を行うことにより、単に学生が受動的に教員の講義を聞くだけに止まらず、能動的に先端的な法律問題について分析・検討することができるよう、各教員が工夫を行っている。《別添資料 3「平成 25 年度版法科大学院履修案内・授業概要」74-100 頁（展開・先端科目）参照》

（５）エクスターンシップ

エクスターンシップについては、本法科大学院の実務家教員の法律事務所等の協力により、円滑に実施されているところである。エクスターンシップの授業内容については、

その性質上、派遣先の実務家教員の裁量に委ねざるを得ないが、事前のエクスターンシップ説明会への出席及び事後の報告書の提出を義務づけることによって、十分な学修が行われることを確保しつつ、成績評価の適正確保も図っているところである。《別添資料3「平成25年度版法科大学院履修案内・授業概要」65頁（エクスターンシップ）参照》

なお、派遣先とは以下に掲げる覚書を締結し、また、学生には以下に掲げる秘密保持誓約書を提出させることで、現場における適切な指導、学生の法令遵守・守秘義務に関する指導を行っている。当然のことではあるが、覚書第6条に規定されているとおり、学生は一切の報酬を受け取ることはできない《資料3-2-1-2「エクスターンシップ秘密保持誓約書」、資料3-2-1-3「エクスターンシップ覚書」、添付資料24「エクスターンシップ事前説明会資料」及び添付資料25「エクスターンシップ実施状況」参照》。【解釈指針3-2-1-5】

《資料3-2-1-2 エクスターンシップ秘密保持等誓約書》

秘密保持等誓約書（抜粋）

- 1 私は、受入先における実習期間中、受入先の役職者の指示に従うとともに、受入先の従業員に適用される各種規則を遵守致します。
- 2 私は、受入先において知りえた法人又は個人に関する一切の情報、知識（以下「秘密情報」という。）の秘密を保持し、譲渡、貸与、複写および口頭等いかなる手段においても第三者に漏洩、開示または公示せず、また受入先外にいかなる複製物も持ち出したりしません。また、私は受入先の秘密情報が第三者に漏洩することがないように最大限の努力を払います。
- 3 私は、秘密情報（明らかに公知の情報、知識を除きます。）を受入先における研修又は研究以外の目的に使用しません。ただし、別途目的を明示した上で受入先の明確な書面による許諾を受けた場合はこの限りではありません。
- 4 私は、本誓約書に基づき受入先から提供又は開示された情報については、善良な管理者の注意をもって取扱い、事前に開示当事者の書面による承諾を得ることなく情報を複製しないものとします。
- 5 私は、受入先において知りえた情報を、本エクスターンシップの目的のためにのみ使用することができ、その他の目的のためには一切使用することができないものとします。
- 6 私の秘密保持義務は、本エクスターンシップが終了しても、秘密情報である限り永久に存続するものであることを理解し、かかる守秘義務を保持することを約束します。
- 7 私は、受入先より紙または電子保存媒体により提供された秘密情報の返還または破棄の指示があった場合には、当該物とともにそれを複製または加工したもの（複製または加工した電子データを保存した電子媒体を含む。）を速やかに受入先に返還または破棄します。
- 8 私は、秘密情報の秘密性を十分に認識しており、他の学生、友人や家族、親戚など、一切の人に対して秘密情報を漏洩しないことを誓約します。
- 9 私は、私が上記の各条項に違反した場合には、受入先に生じた一切の損害、損失、費用（弁護士費用等を含む。）等を受入先に対して賠償する責任を自らが負うことのほか、首都大学東京大学院社会科学部における退学処分を含む懲戒処分の対象となることを十分に理解しています。
- 10 私は、損害賠償を負担することにより被る損害を補償するため、学生教育研究災害傷害補償保険及び法科大学院生教育研究賠償責任保険へ加入します。
- 11 私は、首都大学東京大学院社会科学部の学生としての自覚のもとに、大学の名誉信用を傷つけることのないよう、誠実に行動することを誓約します。
- 12 本誓約書に基づき、または、本誓約書に関して生ずるすべての紛争については、首都大学東京大

学院社会科学研究所、及び受入先の意向に従い、信義に則り誠実を尽くして協議の上、善処解決するものとします。

以上

《資料 3-2-1-3 エクスターンシップ覚書》

エクスターンシップ覚書（抜粋）

〇〇〇法律事務所（以下、「甲」という）と首都大学東京大学院社会科学研究所専攻長（以下、「乙」という）は、甲が乙の派遣する学生を実習生として受入れるエクスターンシップの実施に関して、次の通り合意した。

（前文）

乙は、エクスターンシップとして、甲に乙に在籍する学生を実習生として派遣するものであり、甲は、法曹養成を目的とする法科大学院教育の趣旨を理解し、これを受入れるものである。

第一条（目的） 本エクスターンシップは、法科大学院における臨床法学教育の一環として、甲における実務を体験する機会を乙の派遣する学生に提供することを目的とし、甲は、乙の派遣する学生を下記の条件に従って、一定期間、実習生として受入れることに合意する。

第二条（受入れ） 乙は、乙に在籍する学生の中で、甲を受け入れ先として希望する学生を甲に対して推薦するとともに、甲が同学生の受け入れを判断するために必要な情報を甲に提供する。乙の推薦に対して、甲は、乙が推薦する学生を実習生として受入れることの可否を速やかに決定し、その結果を乙に通知する。

第三条（実習生の身分） 実習生は、実習期間中、乙の学生の身分を有するものとする。

第四条（実習期間） 実習期間は、甲・乙協議の上決定する。また実習期間中の実習時間は、原則として甲の業務時間内で、甲乙双方が合意した時間とする。

第五条（実習内容・実施） 実習内容は、甲の業務に関連する範囲内のものとし、詳細は甲乙協議の上決定する。

2 実習生は、実習期間中、甲における服務について甲の定める規程の適用を受け、甲の指揮・監督に従う。乙は、実習生が甲の定める規程を遵守するように適切な指導を行う。

3 甲は、実習生が実習の目的を達成するために必要な情報を実習生に提供するものとし、特に実習の開始に際して、適当なオリエンテーションを実習生に行う。

4 甲は、実習期間終了後、実習生の実習状況について乙に通知する。

第六条（実習の経費等） 実習に係わって経費（交通費、食費、宿泊費等）が生じた場合には、全て実習生の負担とする。甲は、実習生から提供された役務に対して報酬等を支給しない。

第七条（秘密保持の義務等） 実習生は、実習によって知り得た甲及び甲に関係する第三者の業務上の秘密を、実習中及び実習終了後において、第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、実習生の上記秘密保持の遵守につき、派遣する実習生を適切に指導するとともに、実習生は実習の開始以前に秘密保持等に関する誓約書を提出するものとする。

第八条（災害補償等） 実習期間中に実習生に事故が生じた場合の災害補償について、甲は何らの責任を負わない。但し、当該事故が、甲の故意又は過失に起因する場合は、この限りではない。

2 実習生は、実習上の事故又は受入先との往復途上での事故に備え、学生教育研究災害傷害補償保険及び法科大学院生教育研究賠償責任保険へ加入するものとする。

第九条（実習の中止） 実習生が甲の指示に従わない場合、実習生が疾病等のため実習の継続が困難であると甲が判断した場合、ないし特別の事情により甲又は乙より実習中止の要請があった場合は、甲は実習を中止することができる。

第十条（指導担当者の選任） 甲は、実習生の指導・監督を担当する指導責任者を任命する場合は、遅滞なく乙に通知するものとする。

第十一条（契約有効期間） 本覚書の有効期間は、平成 年 月 日より1年間である。

2 有効期間終了3ヶ月前までに、甲ないし乙より、契約を継続しない旨の通知がない場合には、

本覚書は、更新されるものとする。

第十二条（試行プログラムの特約）本覚書は、本エクスターンシップの試行プログラムにおいても準用して適用するものとする。但し、第八条第二項は適用しない。

第十三条（その他）この覚書に定めのない事項については、甲・乙協議の上決定する。

2 本覚書は2通作成し、甲・乙各1通を所持するものとする。

（6）授業担当教員の工夫とFD会議

以上のように、本法科大学院では、法律基本科目について双方向・多方向型の授業方法を採用することを統一している点以外は、各授業担当教員が、過去の授業経験・学生との対話によって、よりよい授業方法を模索することとなっている。このことは、個々の教員の創意工夫を尊重するという利点を生むことになるが、他方で、一つ一つの授業科目における授業方法の適正さが制度的に担保されていないという懸念にも繋がりがねない。無論、本法科大学院の教員は例外なく真摯に授業方法を創意工夫しており、授業方法の適正さに欠けることはないが、制度的な観点から授業方法の適正確保を図る必要があることも確かである。

そこで、後述する点であるが、本法科大学院では毎月（ただし、8月を除く。）ファカルティディベロップメント会議（以下「FD会議」という。）を開催し、そこでは、各授業担当教員が授業方法等の報告を行い、全教員で授業方法の改善について議論を行っている。また、FDの一環として教員間で授業相互見学が制度的に行われており、このことも授業方法の適正の確保に繋がっている。《資料 3-2-1-4「授業相互見学に関する規程」参照》

このように、本法科大学院では授業担当教員の創意工夫と制度的な授業方法の適正の確保を調和し、各授業科目について授業方法としての適正を確保している。

《資料 3-2-1-4 授業相互見学に関する規程》

法科大学院における教員間の授業相互見学に関する準則（抜粋）

（授業の見学）

第2条 法科大学院のすべての科目の担当教員（以下「教員」という。）は、本準則に基づき、法科大学院で開講されているすべての科目の授業を見学することができる。

2 法科大学院の専任教員は、少なくとも毎年度1回は、本準則に基づく授業見学を行わなければならない。

（出典：別添資料 11「法科大学院における教員間の授業相互見学に関する準則」）

2 授業内容等の学生への周知

1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法をあらかじめ学生に周知するため、各科目のシラバス（別添資料3「平成25年度版法科大学院履修案内・授業概要」に掲載）を年度開始前に配布している。シラバスには、【講義の目的・到達目標・方法】のほかに、【講義の内容】の項で全体の内容及び各回に予定する主題が示されている。また、【成績評価の方法】の項では、予め、成績評価方法を下表に掲げた6項目に分類し、それぞれの成績評価方法の考慮割合・配点比率を明示している。なお、この中には「その他」という項目があるが、これは授業担当教員の創意工夫に基づく成績評価方法を排除しないためである。また、この「その他」の方法によって評価がされる場合には、必ず備考欄にその方法の詳細を記載することとなっており、学生にとって成績評価方法が不明瞭となることはない。《別添資料3「平成25年度版法科大学院履修案内・授業概要」18-100頁（各授業科目の講義内容等）参照》

3 時間外の学習

学生が事前事後の学習を効果的に行うために、次のような措置を講じている。

(1) 事前事後の学習時間の確保

本法科大学院の授業科目は、毎週1回90分の授業を行うもの又は2週間に1回180分の授業を行うものであり、授業の事前予習・事後の復習の時間は、当然に十分確保される。なお、例外的に、授業担当教員の都合等によって、集中講義の形式をとるものもある。平成24年度においても、「民事裁判と事実認定」及び「法哲学」については、学外の授業担当教員の都合その他の理由から、やむを得ず、集中講義として開講したものである。ただし、集中講義を行う科目についても、学生の事前学修及び事後学修が十分にされるよう、(a)事前学修を可能とするために、授業で使用するレジュメ・資料等の事前配布や、授業に関連する参考文献の事前紹介、(b)集中講義後に学生が事後学修をすることができる十分な期間をとった後に期末試験を実施すること、(c)成績評価の中心がレポートとなる場合には、学生の十分な事後学修を可能とする提出期日を設定する等の工夫をすることを行っている。《資料3-2-1-5「平成24年度集中講義日程」及び別添資料26「平成25年度時間割表」参照》【解釈指針3-2-1-6(1)】【解釈指針3-2-1-7】

《資料3-2-1-5 平成24年度集中講義日程》

授業科目名	受講者数	講義日程	レポート締切日
民事裁判と事実認定	35名	8月21日～24日	8月31日
法哲学	36名	8月27日～31日	9月13日

注：上記いずれの科目ともに期末試験は実施せず。

(2) 適切な教科書・補助教材の使用

各授業科目で使用する教科書及び参考書は、FD会議での検討を経て決定されており、いずれも適切な教科書等を使用している。また、これら教科書等は、シラバス及び教科書・参考書指示書に明記のうえ、学生にあらかじめ周知している。《別添資料3「平成25年度版法科大学院履修案内・授業概要18-100頁（各授業科目の講義内容等）」及び別添資料27「平成25年度前期教科書・参考書指示書」参照》【解釈指針3-2-1-6(2)】

(3) 予習・復習の適切な指示

各教員は、学生向けメールنگリストやTKC法科大学院教育研究支援システム等を活用したレジュメの事前配布や、授業終了時の口頭指示等の方法によって、具体的な予習・復習事項を随時、学生に示している。《資料3-2-1-6「メールングリストを活用したレジュメ配布例」》

《資料 3-2-1-6 メーリングリストを活用したレジュメ配布例》

件名：[lsbulletin:2089] 【刑事訴訟法総合】ご連絡
刑事訴訟法総合の受講者へ

次回授業についての連絡をTKCにアップしました。資料を各自印刷のうえ、当日持参してください。

教員〇〇〇〇

件名：[lsbulletin:2083] 行政法総合Ⅰ事前配布レジュメの件について
行政法総合Ⅰ受講者各位

601 助教室前に事前配布レジュメを用意しましたので、計2部、各自1部ずつ取りに来てください。
宜しくお願い致します。

(4) 教員への質問機会の確保

また、授業終了後に、学生が教員に質問をすることができる機会及び学生が教員と議論をすることのできる機会の確保に努めることによって、時間外学修の充実を図っている。具体的には、授業終了後の学生の質問に対して各教員が丁寧に対応していることは勿論のこと、専任教員は、質問のためのオフィス・アワーを週1回実施し、学生個人に対する直接指導を行っている。さらに研究者大学院を修了した助教が常駐しており、教材の作成・配布など、学生の学修の一般的な支援を行っているほか、各助教の専門分野（公法・民事法・刑事法）に関する質問・相談などにも、随時、対応している。これらによって、授業時間以外の自修を充実させている。《別添資料 26「平成 25 年度時間割表」及び別添資料 39「平成 24 年度後期オフィスアワー実施状況」参照》【解釈指針 3-2-1-6 (4)】

(5) 設備面からの支援

さらに、時間外学修の充実について、設備面からの支援も行っている。この点については、まず、院生室には、各学生に個人席（机及び椅子）があることを挙げることができ、このことによって、法科大学院における自分の座席での長時間の学修を促進し、時間外学修が適正に行われるようにしている。また、法科大学院図書室の資料を充実させていることは勿論であるが、それに加えて、首都大学東京の図書館や法学系図書室と連携しており、学生は、首都大学東京の図書館の資料を晴海キャンパスで利用することも可能となっている。また、学生は判例データベース「LEX/DB インターネット」(TKC)、「WEB 版法律判例文献情報」(第一法規)が利用できるほか、重要判例解説を含む「ジュリスト DVD 版」及び「最高裁判所判例解説 DVD 版」により資料の検索も可能となっている。さらに、平成 20 年度からは、「LLI 統合型法律情報システム」も利用可能となっており、電子情報・データベースの利用の促進を図っている。《資料 3-2-1-7「PC 利用の手引き（各種オンライン検索の紹介）」参照》【解釈指針 3-2-1-6 (5)】

《資料 3-2-1-7 PC 利用の手引き（各種オンライン検索の紹介）》

7. 各種オンライン検索について（抜粋）

法科大学院生は、次のオンライン検索サービスを利用することができます。学外利用の可否やログイン ID/パスワードの要否は、それぞれ異なります。

(1) TKC ロー・ライブラリー

判例の全文検索（LEX/DB）やタイトル・著者名からの文献検索（法律時報文献月報検索サービス）などを行うことができます。また、平成23年度より、一部の法律雑誌を検索することもできるようになりました。別途配付するログインID/パスワードを使ってアクセスして下さい。なお、学外からのアクセスは、特定の端末1台のみに制限されています。

(2) D1-Law.Com 第一法規法情報総合データベース

現行法規の履歴つき検索、判例検索及び、キーワード・分野・タイトル・著者名からの文献検索を行うことができます。ID不要で学内からのみアクセスできます。

(3) LLI 統合型法律情報システム

判例検索・法令検索と主要法律雑誌（最高裁判例解説・判例タイムズ・ジュリスト（判例百選含む）・金融法務事情・金融商事判例・銀行法務21・労働判例）の記事検索・閲覧ができます。別途配布するログインID/パスワードを使ってアクセスして下さい。

(4) HeinOnline

米国法の判例・文献を検索することができます。PC室の端末からのみアクセスできます。

(5) Juris

ドイツ法の判例を検索することができます。PC室の端末からのみアクセスできます。

(6) Westlaw

米国法の判例を検索することができます。教員の立会いのもと使用可能です。

8. DVD版法律雑誌について

PC室の特定の端末で（モニターにシールが貼ってあります）、次の雑誌等のDVD版を検索・閲覧することができます。

- ① 六法全書電子復刻版DVD
- ② ジュリスト
- ③ 最高裁判例解説（民事編／刑事編）
- ④ 判例百選
- ⑤ 金融商事判例
- ⑥ 金融法務事情
- ⑦ 判例タイムズ
- ⑧ 労働判例

（出典：平成25年度PC利用の手引き）

《根拠となる資料・データ》

- ・別紙様式1「開設授業科目一覧」
- ・別添資料2「首都大学東京法科大学院パンフレット2013」
6頁（主体的に学ぶ実践的な双方向授業）
- ・別添資料3「平成25年度版法科大学院履修案内・授業概要（シラバス）」
18-100頁（各授業科目の講義内容等）
- ・別添資料11「法科大学院における教員間の授業相互見学に関する準則」
- ・別添資料24「エクスターンシップ事前説明会資料」
- ・別添資料25「エクスターンシップ実施状況」
- ・別添資料26「平成25年度法科大学院時間割表」
- ・別添資料27「平成25年度前期教科書・参考書指示書」
- ・別添資料39「平成24年度後期オフィスアワー実施状況」

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

(基準3-3-1に係る状況)

法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則（別添資料6）第8条によって、1年次あたりの履修科目登録の上限は36単位とされ、ただし、3年履修課程1年次は38単位まで、最終学年は44単位までの履修登録が可能となっている。《資料3-3-1-1「履修申請上限単位」及び資料3-3-1-2「履修案内における履修申請上限単位数の明示」参照》【解釈指針3-3-1-1】【解釈指針3-3-1-2】

なお、1年次については、平成21年度入学者までは、36単位を履修登録単位数の上限と定めていたが、平成22年度のカリキュラム改正により、1年次必修科目を2単位（刑法3）増加したため、36単位にこの2単位を加えた38単位が現在の上限単位数となっている。【解釈指針3-3-1-1】

また、学生が、必修科目について単位を修得することができなかった場合、次年次、当該科目を再履修しなければならないが、進級が認められた場合の再履修科目単位については、4単位を限度として、履修登録可能な単位数に算入しないものとしている。【解釈指針3-3-1-3】

したがって、上記基準は、当然に満たされているものである。なお、本学の標準修業年限は3年であり、解釈指針3-3-1-4は問題とならない。【解釈指針3-3-1-4】

《資料3-3-1-1 履修申請上限単位》

法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則（抜粋）

(履修申請上限単位)

第8条 1年間における授業科目の履修申請の上限単位数は、36単位とする。ただし、3年履修課程1年次においては38単位、3年履修課程、2年履修課程とも最終学年においては、44単位とする。
2 前項の規定にかかわらず、進級が認められた場合の再履修単位科目については、4単位を限度として、履修申請が可能な単位数に算入しないものとするができる。

(出典：別添資料6「法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則」)

《資料3-3-1-2 履修案内における履修申請上限単位数の明示》

(2)履修登録の上限単位数

- | | |
|--------------|------|
| ① 未修1年 | 38単位 |
| ② 未修2年及び既修1年 | 36単位 |
| ③ 未修3年及び既修2年 | 44単位 |

(出典：別添資料3「平成25年度法科大学院履修案内・授業概要」4頁)

《根拠となる資料・データ》

- ・別添資料3「平成25年度版法科大学院履修案内・授業概要」4頁（履修上限単位数）
- ・別添資料6「法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則」

2 特長及び課題等

1 特長

本法科大学院は、東京都立大学法学部以来の伝統を受け継ぎ、「一人一人を徹底的に鍛える教育」を旨としているが、このことが法科大学院内でも実践されている点は、教育方法に関する優れた点であると考ええる。

具体的には、授業終了後の学生の質問に対しては、各教員が丁寧に対応するよう心がけていることはもちろん、専任教員は、質問のためのオフィス・アワーを週1回実施し、きめの細かい指導を実践している。また、研究者大学院を修了した助教が常駐しており、教材の作成・配布など、学生の学修の一般的な支援を行っているほか、各助教の専門分野（公法・民事法・刑事法）に関する質問・相談などにも、随時、対応している。これらによって、授業時間以外の自修を充実させている。

このように、学生が教員と直接的に議論を行う等の機会が十分に与えられている点は、双方向的又は多方向的な密度の高い法律学教育を行うことに直結しており、本法科大学院の優れた点である。

2 課題等

（1）法律基本科目の標準的な学生数

以前は2クラス開講とすることが課題となっていたが、平成22年度より2クラス開講を実施し、この課題は解決し、時間割上も問題は生じていない。ただし、クラスの増加に伴い必修科目が集中する曜日等が発生していることから、なお可能な範囲での改善を図っていく。

（2）集中講義の解消

前回の自己評価書では、集中講義の解消を課題としていたが、遠方の非常勤講師等の特殊な事情を除けば集中講義は開講されておらず、この問題は解決した。ただし、法科大学院の特性からすれば、さらに可能な限り集中講義の形式が採られないようにする努力も必要であり、これらの点の改善が今後必要であると考えられる。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。

- （１）成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- （２）当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。
- （３）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- （４）期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- （５）再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。

（基準4-1-1に係る状況）

1 各授業科目における達成度の設定

本法科大学院では、その教育内容及び到達目標について、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準のものとするため、「法科大学院共通的到達目標（コア・カリキュラム）モデル第二次修正案」と合致させることを申し合わせており、FD会議等において教員全体で確認している。

また、授業科目ごとに達成すべき目標についても、「法科大学院共通的到達目標（コア・カリキュラム）モデル第二次修正案」を意識しながら設定しており、シラバス（別添資料3「平成25年度版法科大学院履修案内・授業概要」）の中の「到達目標」として学生に周知している。《資料2-1-1-7（第2章）「TKC画面（法科大学院で学修すべき各科目の内容について）」及び別添資料20「FD会議議事録（平成24年3月1日／到達目標について）参照」【解釈指針4-1-1-1】

2 評価の基準

履修科目の成績の評価は、5点法をもって行い、2点以上を合格とする。履修科目の合否判定については、絶対評価により行い、合格者の成績については、原則として、4段階の相対評価による。相対評価の割合については、おおむね、5を5%、4を35%、3を40%、2を20%とする。以上の点は、「法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則」第10条及び第11条に規定している。また、学生に対しても、同準則の公表は勿論のこと、「履修案内」においても明記しているほか、合格者に対する入学前のガイダンスや入学時のガイダンス等で説明している。

なお、成績評価の方法についても、期末試験、中間試験、小テスト、レポート、その他の方法（この方法を採用する場合には、授業担当教員が、方法を具体的に明確に定め、学生に周知することとなっている。）のいずれを採用するかを、事前にシラバスで学生に明示し

ており、成績評価の適正・厳正に関する情報の透明化が図られている。《資料 4-1-1-1「成績評価の基準（法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則第 10 条及び第 11 条）」、資料 4-1-1-2「成績評価の方法（法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則第 14 条）」、別添資料 3「平成 25 年度版法科大学院履修案内・授業概要」7 頁（成績評価）及び 18～100 頁（各授業科目の到達目標等）及び別添資料 19「法科大学院授業担当者の手引き」6～7 頁（成績評価について）参照》【解釈指針 4－1－1－2】

《資料 4-1-1-1 成績評価の基準》

法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則（抜粋）

（合格及び不合格の判定）

第 10 条 学修の評価に関し、授業科目の合格及び不合格の判定については、絶対評価によるものとする。

（合格者の評価）

第 11 条 授業科目の合格者の評価については、4 段階の相対評価によるものとする。ただし、エクスターンシップその他の合格又は不合格の判定のみを行う授業科目の評価については、この限りでない。

2 相対評価の割合については、おおむね、5 を 5 %、4 を 35 %、3 を 40 %、2 を 20 % とする。

（出典：別添資料 6「法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則」）

《資料 4-1-1-2 成績評価の方法》

法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則（抜粋）

（成績評価の方法）

第 14 条 （略）

4 当該授業科目担当教員は、授業科目において使用する成績評価方法及びその配点割合を、シラバスで明示しなければならない。

（出典：別添資料 6「法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則」）

3 基準に従った成績評価の確保

上述の成績評価割合については、法科大学院の F D 会議及び専攻会議で審議され、専攻長が準則として決定したものであり、教員全員が、この統一の基準に従うこととなっている。そのため、当然に基準に従った成績評価は確保されと考えられるが、以下のような措置によっても、万全を期している。《別添資料 19「法科大学院授業担当者の手引き」6～7 頁（成績評価について）」参照》【解釈指針 4－1－1－3】

（1）評価基準の周知・徹底

これらの成績評価基準については、年度当初に、非常勤教員を含めた法科大学院の授業担当教員の全員に配布される「法科大学院授業担当者の手引き（別添資料 19）」の中で、明確に記述することによって、周知・徹底を行っている。また、定期試験が行われる前の F D 会議・専攻会議等においては、手続的に、これら成績評価基準の学生に対する明示を決定しているが、その際に、教員間でも当該基準について確認を行うことで、周知・徹底を行っている。《資料 4-1-1-3「評価基準の周知・徹底」参照》【解釈指針 4－1－1－3】

《資料 4-1-1-3 評価基準の周知・徹底》

法科大学院授業担当者の手引き（抜粋）

2. 成績評価の基準

②合格者の相対評価

合格者のなかで、特に優れた者について5の評価を、十分に理解できている者について4の評価を、概ね理解できている者について3の評価を、最低限の目標を達成している者について2の評価を、それぞれ与えます。なお、この2～5の評価については、原則として相対基準によって評価を行い、概ね、5 = 5%、4 = 35%、3 = 40%、2 = 20%とします。

なお、上記割合に概ね適合するように相対評価を行うことが困難であると考えられる少数授業についても、可能な限り、上記の相対評価の趣旨を尊重していただけますよう、お願いいたします。

また、例えば最高点の評点が全く同点となってしまった場合等には、上記の評価割合にかかわらず、同一の評価を与えるようにしてください。ただし、この場合においても、例えば、5の評価割合が15%となった場合には、4の評価割合を25%とするなど、可能な限り、上記の相対評価の趣旨を尊重していただけますよう、お願いいたします。

（出典：別添資料 19「法科大学院授業担当者の手引き」）

（2）筆記試験の匿名性の確保

法科大学院の期末試験において使用される答案用紙には、学生の匿名性を確保することができるよう、学籍番号・氏名記述欄と、回答欄の間に、2穴パンチの穴が空いており（学生の答案をまとめて表紙をつけ、2つの穴にひもを通すことを行うと、学籍番号・氏名記述欄を隠して、採点をすることができるようになっている。）、教員は筆記試験の匿名性を確保した上で採点等の成績評価を行っている。【解釈指針 4-1-1-3】

（3）法科大学院における成績評価に対する不服申立て

授業科目の成績評価は授業担当教員が行うこととなっており、成績評価に不服がある場合、学生は、原則として授業担当教員に説明を求めることとなる。

ただし、それでもなお納得がいかない場合にも成績評価の適正が確保されるよう、学生に成績評価に対する不服申立てを認める制度を採用している。

この不服申立てがされると、授業担当教員・専攻長・教務委員の三者間で成績評価の適正についての審議が行われ、成績評価が客観的に適正なものであるか否か、判断・確認されることとなっている。

なお、平成24年度は、学生からの不服申立ては出ていない。《資料 4-1-1-4「成績の評価者（首都大学東京法科大学院規則第16条）」及び資料 4-1-1-5「不服申立てに関する規程（法科大学院における成績評価に対する不服申立てに関する準則）」参照》【解釈指針 4-1-1-3】

《資料 4-1-1-4 成績の評価者》

首都大学東京法科大学院規則（抜粋）

（学修の評価）

第16条 各授業科目の学修の評価は、担当教員がこれを行う。

（出典：別添資料 5「首都大学東京法科大学院規則」）

《資料 4-1-1-5 不服申立てに関する規程》

法科大学院における成績評価に対する不服申立てに関する準則（抜粋）

（不服申立てができる要件）

第3条 院生は、成績の修正がされるべきであることを理由づける具体的な理由を提示することができる場合に限り、不服申立てをすることができる。

2 不服申立ては、同一年度開講の同一科目について、1回に限るものとする。

（申請書の提出）

第4条 不服申立てを行う者は、別記様式による申請書を、成績評価が開示された日から14日以内に、教務担当係（以下「担当係」という。）に提出しなければならない。

2 不服申立ての申請書には、次の各号に定める事項を記載しなければならない。

（1）氏名及び学籍番号

（2）不服申立てを申請する履修科目名及び当該科目の担当教員名

（3）履修科目への出席回数

（4）成績の修正がされるべきであることの具体的な理由

3 申請書には、第2条に定める相談を行ったことを証する文書（第2条ただし書の場合にあっては、相談が困難である理由を記載した文書）を添付しなければならない。

4 担当係は、不服申立ての申請書を受領したときは、速やかに法科大学院教務委員（以下「教務委員」という。）に申請があった旨を連絡し、申請書を転送するものとする。

（申請の受理）

第5条 不服申立ての申請の受理は、教務委員が行う。

2 教務委員は、成績の修正がされるべきであることについて、具体的な理由が申請書に記載されている場合に限り、不服申立ての申請を受理するものとする。

3 教務委員は、申請を不受理とした場合は、申請者に対し、担当係を通じてその旨を通知するものとする。

（成績の修正に関する協議）

第6条 教務委員は、不服申立ての申請を受理した後、速やかに不服申立ての申請があった旨を法科大学院専攻長及び不服申立ての申請があった科目の担当教員に通知し、三者による成績の修正に関する協議を行うものとする。

2 不服申立ての申請があった科目の担当教員は、前項に定める協議に配慮して、成績の修正の可否を決定し、それを法科大学院専攻長及び教務委員に連絡するものとする。

（成績の修正）

第7条 成績の修正をすることが決定された場合には、速やかに、成績の訂正を行うものとする。

2 教務委員は、成績の修正の有無を、申請者に対し担当係を通じて開示するものとする。

（出典：別添資料7「法科大学院における成績評価に対する不服申立てに関する準則」）

（4）成績評価データの教員間での共有

後述するとおり、期末試験の得点分布と、最終的な成績評価分布については、掲示によって公表しているところであり、教員間でも、各期末後のFD会議において、各授業科目の成績評価データを共有し、その適正を図るようにしている。

なお、成績評価の基礎となるデータ（学生の答案等）については、第11章においても後述するが、保存専用の部屋（604号室）を設け、適正に管理し、必要な場合に教員が参照することができるようにしている。《資料 4-1-1-6「資料の保管に関する規程（法科大学院における自己点検及び評価に関する準則第8条）」及び別添資料 21「専攻会議議事録（平成25年度2月28日／学生の成績について」参照》【解釈指針4-1-1-3】

《資料 4-1-1-6 資料の保管に関する規程》

法科大学院における自己点検及び評価に関する準則（抜粋）

（情報の収集）

第8条 自己点検委員会は、以下の各号に掲げる資料を、適正に保管しなければならない。

(1) 年次報告書

(2) 総評価報告書

(3) レジューメ、試験答案その他の各授業に関する資料

2 前項各号に掲げる資料のうち、独立行政法科大学評価学位授与機構による法科大学院認証評価の際に用いた資料については、評価を受けた年から少なくとも5年間は、保管しなければならない。

（出典：別添資料8「法科大学院における自己点検及び評価に関する準則」）

4 期末試験及び成績評価結果の告知

授業科目の成績分布については、公表によって個人成績が特定されるおそれのある少人数授業（4名以下の授業）を除き、掲示により学生に公表している。また、その際、期末試験を実施した科目については、期末試験の成績分布、出題意図及び評価基準等を、併せて掲示している。

これらの学生に対する情報開示によって、成績評価の結果についての透明性を高め、客観的に適正な成績評価がされるよう努めている。【解釈指針4-1-1-4】

5 期末試験の実施

本法科大学院においては、期末試験の実施の適正を確保するため、(a)試験に六法の持込みが許可されている場合であっても、持ち込むことのできる六法は、原則として、判例が付されておらず、かつ書込みが一切ないものに限ることや、(b)遅刻者の入室限度を試験開始後30分以内とし、他方で、試験場からの退出は、試験開始後30分以内は一切認めないとする、といった措置を採っている。なお、これらの措置について記載された「法科大学院・期末試験及び成績評価について」という文書を、試験実施前に、必ず掲示しており、このことによって、学生に対する注意事項の周知徹底を図っている。《資料4-1-1-7「法科大学院・期末試験及び成績評価について」参照》

また、本法科大学院においては、交通機関の運休、疾病、その他やむを得ない理由により所定の試験を受けられなかった学生に対しては、科目担当教員の判断で、追試験を行うことが可能である。また、通常の試験において成績不振であった学生に対して、科目担当教員の教育的裁量の範囲内で、改めて受験の機会を与える再試験も可能となっている。ただし、これらの試験においても、成績評価の適正が確保されるように新たな問題を作成して実施することとしている。なお、平成24年度は追試験1件の申請があり、厳格に実施したところである。《資料4-1-1-8「追試験・再試験の実施要領」、資料4-1-1-9「追試験・再試験に関する規程（法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則第16条及び第17条）」、別添資料19「法科大学院授業担当者の手引き4～5頁（期末試験）」及び別添資料28「追試験・再試験の実施状況」参照》【解釈指針4-1-1-5】

《資料 4-1-1-7 法科大学院・期末試験及び成績評価について》

法科大学院・期末試験及び成績評価について
(「法科大学院履修案内・授業概要」より抜粋)

平成 25 年 1 月 10 日
法 科 大 学 院 事 務 室

1. 期末試験における注意事項

(1) 学生受験心得

- ① 試験場へは当該試験科目を履修申請している者に限り、入室することができる。
- ② 試験場への入室は試験開始時点から 30 分まで認める。開始後 30 分間は退室できない。
- ③ 試験場の着席について監督者の指示がある場合には、その指示に従うこと。
- ④ 受験に際しては学生証を所持し、試験中机上に提示しておくこと。
- ⑤ 受験に際し、あらかじめ許可されたもの以外のものを使用してはならない。
- ⑥ 答案用紙はいかなる場合も試験場外に持ち出してはならない。
- ⑦ 以上の他、試験場では、すべて監督者の指示に従わなければならない。

(2) 試験における不正行為について

試験においてカンニング等の不正行為が行われた場合には、退学を含めた厳正な処分を行う。

(3) 追試験について

下記の理由により、所定の試験を受けられなかった学生に対し、追試験が認められる場合がある（必ず認められるものではない）。追試験を希望する場合は、当該試験の実施後 3 日以内（休日は除く）に、追試験受験申請書及び受験できなかった理由を証明する下記の書類を添えて、事務室に申請すること。

申請理由	添付書類
1. 交通機関の遅延・運休等	遅延・運休証明書
2. 疾病	医師の診断書
3. その他	理由書（やむを得ない理由を詳しく説明したもの）

(4) 再試験について

授業担当教員がシラバスに明示した成績評価方法によって合格及び不合格の学修の評価を判断することが困難であった場合に限り、合否判定が困難であった者に対して、再試験が実施される場合がある。再試験の詳細については、掲示その他の方法により連絡を行う。

2. 成績評価

(1) 成績評価の基準について

履修科目の合格・不合格の判定は絶対評価により行う。合格者の成績は 4 段階の相対評価によるものとする。相対評価の割合については、概ね、5 を 5%、4 を 35%、3 を 40%、2 を 20%）とする。

(2) 成績評価に対する不服申し立てについて

成績評価に対し、その修正がされるべきであることを理由づける具体的な理由を提示することができる場合に限り、不服申し立てができる。

なお、不服申し立てを行う場合は、原則として担当教員に事前相談のうえ、成績開示日から 14 日以内に、成績評価に対する不服申し立て申請書を事務室に提出しなければならない。

《資料 4-1-1-8 追試験・再試験の実施要領》

法科大学院授業担当者の手引き（抜粋）

5. 追試験

交通機関の運休、疾病、その他やむを得ない理由により所定の試験を受けられなかった学生に対しては、専攻長の決定により追試験を行います。

追試験の申請は、試験実施後3日以内（休日は除く。）に、受験できなかった理由を証明する書類を添えて、院生が申請（所定の様式あり）することとなっています。

なお、追試験を実施する場合には、原則として、各学期の追試験・再試験期間に実施することになります。

また、追試験を行う場合には、正規の期末試験を受験することができなかった院生が不当に利益又は不利益を受けることのないよう、新たな問題を作成して、実施をするようにしてください。（詳細は、『法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則』第5章を参照してください。）

6. 再試験

期末試験における合否判定が困難であると科目担当教員が考える場合、専攻長の決定により再試験の実施が許されることがあります。ただし、再試験の実施はあくまで例外的な措置として認められます。再試験の実施を希望する授業科目担当教員は、当該授業科目の期末試験終了後7日以内に、再試験実施申請書を事務を通じて専攻長に提出してください。

再試験を実施する場合には、原則として、各学期の追試験・再試験期間に実施することになります。

なお、再試験についても、成績評価の適正が確保されるように新たな問題を作成して、実施をするようにしてください。（詳細は、『法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則』第5章を参照してください。）

（出典：別添資料 19「法科大学院授業担当者の手引き」）

《資料 4-1-1-9 追試験・再試験に関する規程》

法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則（抜粋）

（追試験の実施の可否の決定）

第16条 専攻長は、交通機関の運休、疾病、その他専攻長がやむを得ないと認める理由の根拠となる事実を確認できたときに限り、追試験受験申請を受理し、追試験の実施を決定するものとする。

2 専攻長は、追試験の実施を決定したときは、その旨を速やかに当該授業担当教員に通知するものとする。

3 専攻長は、追試験の実施を決定したときは、専任教員の中から追試験を実施する授業科目が属する分野を専攻する教員又はその隣接分野を専攻する教員1名を追試験問題審査員に任命する。ただし、当該授業担当教員を追試験問題審査員に任命することができない。

4 専攻長は、追試験受験申請を不受理としたときは、速やかに、申請者に対し、担当係を通じてその旨を通知するものとする。

（追試験の問題の決定）

第17条 当該授業担当教員は、前条第2項に掲げる通知を受けたときは、速やかに、追試験の問題を新たに作成し、専攻長に提出しなければならない。

2 追試験の問題の作成に当たって、当該授業担当教員は、期末試験の受験者との公平に配慮しなければならない。

3 専攻長は、追試験の問題を受領したときは、次の各号に掲げる要件について、追試験問題審査委員に審査させるものとする。

（1）追試験の問題の内容が、過度に期末試験と類似していないこと

（2）追試験の問題の難易度が、期末試験と同程度であること

（3）その他追試験の受験者が、期末試験の受験者と比して、成績評価において過度に有利又は不利となる事情がないこと

4 追試験審査員は、追試験の問題が前項各号に規定される要件を具備するものであるかについて審査を行い、その結果を専攻長に通知するものとする。この場合において、追試験の問題が具備しない要件があるときは、要件を具備しないことの理由を通知するものとする。

5 専攻長は、追試験問題審査員から、第3項各号に掲げる要件について、追試験の問題がすべての要件を具備する旨の審査結果の通知を受領したときは、当該問題を追試験の問題とすることを決定し、その旨を当該授業担当教員に通知するものとする。

6 専攻長は、追試験問題審査員から、第3項各号に掲げる要件について、追試験の問題が具備しない要件がある旨の審査結果の通知を受領したときは、審査結果を当該授業担当教員に通知し、追試験の問題を再度作成することを命ずるものとする。この場合において、当該授業担当教員が再度作成した問題は、第3項に定める審査に付するものとする。

(再試験の実施の可否の決定)

第24条 専攻長は、再試験実施申請書を受領したときは、再試験を実施する授業科目の分野を専攻する教員又はその隣接分野を専攻する教員1名を、再試験問題審査員に任命する。ただし、当該授業担当教員を再試験問題審査員に任命することはできない。

2 専攻長は、次の各号に掲げる要件を再試験及びその問題が具備しているかについて、教務委員及び再試験問題審査員の意見を聴取して、審査し、再試験の実施の可否を決定するものとする。

(1) 再試験を受験させる院生について、再試験を実施する相当の理由があること

(2) 再試験の問題の内容が、過度に期末試験と類似するものでないこと

(3) 再試験の問題の難易度が、期末試験と比して易しいものでないこと

(4) 再試験の受験者が、それを受験していない院生と比して、成績評価において有利となる事情がないこと

(5) その他再試験の実施が、法科大学院における成績評価の厳正及び公平を害する事情がないこと。

3 専攻長は、再試験の実施の可否を決定したときは、速やかに、その旨を当該授業担当教員に通知するものとする。

(出典：別添資料6「法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則」)

《根拠となる資料・データ》

- ・別添資料1「平成24年度成績分布データ」
- ・別添資料3「平成25年度版法科大学院履修案内・授業概要」
7頁（成績評価）及び18-100頁（各授業科目の到達目標等）
- ・別添資料6「法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則」
- ・別添資料7「法科大学院における成績評価に対する不服申立てに関する準則」
- ・別添資料8「法科大学院における自己点検及び評価に関する準則」
- ・別添資料19「法科大学院授業担当者の手引き」
- ・別添資料20「FD会議議事要旨（平成24年3月1日／到達目標について）」
- ・別添資料21「専攻会議議事要旨（平成25年度2月28日／学生の成績について）」
- ・別添資料28「追試験・再試験の実施状況」

基準 4-1-2

一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準 4-1-2 に係る状況）

1 進級制

本法科大学院では、次の進級要件により、進級制を採用している《資料 4-1-2-1「進級要件（首都大学東京法科大学院規則第 19 条）」参照》。

① 1 年次から 2 年次への進級

必修科目 28 単位中、24 単位以上の修得

② 2 年次から 3 年次への進級

必修科目 26 単位中、22 単位以上の修得

なお、進級した場合であっても、前年度に単位を修得することができなかった必修科目については、必ず再履修しなければならない《資料 4-1-2-2「前年度に単位を修得できなかった必修科目の扱い（法科大学院における授業科目及び学習の評価に関する準則第 5 条）」参照》。

また、進級できなかった者の当該年度における単位は、相対評価 5 又は 4 と評価された科目を除き、すべて修得できなかったものとしているが、相対評価で 5 ないし 4 の特に優秀な評価を得た場合には、当該科目について学習効果が一定の水準に達したと評価できることから、再履修の必要はないものとみなすこととしている。《資料 4-1-2-3「原級留置者の当該年度単位の扱い（法科大学院における授業科目及び学習の評価に関する準則第 10 条）」参照》。

以上の進級制の内容は、「履修案内（別添資料 3）」への記載により、学生に周知されている《資料 4-1-2-4「履修案内における進級要件の周知」参照》。【解釈指針 4-1-2-1】

なお、現時点では、進級判定に当たって GPA を利用することはしていない。もっとも、1 年次から 2 年次、2 年次から 3 年次への進級にあたって、それぞれ 3 科目以上単位を修得することが出来なかった場合には進級を認めず、しかも 4 ないし 5 の評価を得た以外の科目については、すべて再履修させるという厳格な進級要件を課していることから、学習成果が一定水準に達しない学生に対し、履修を制限する制度が厳格に採用されている。【解釈指針 4-1-2-2】

【解釈指針 4-1-2-3】については該当しない。

《資料 4-1-2-1 進級要件》

首都大学東京法科大学院規則（抜粋）

（進級要件）

第19条 法科大学院において進級するためには、以下の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 3年履修課程1年次から2年次への進級 必修科目24単位以上の修得
- (2) 3年履修課程2年次から3年次及び2年履修課程1年次から2年次への進級 必修科目22単位以上の修得

（出典：別添資料5「首都大学東京法科大学院規則」）

《資料 4-1-2-2 前年度に単位を修得できなかった必修科目の扱い》

法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則（抜粋）

（必修科目）

第5条 必修科目とされる授業科目については、第3条に定められた配当年次に、履修をしなければならない。

- 2 必修科目の配当年次に単位を修得することができなかったときは、次年次以降、単位を修得することができるまで、再度、履修をしなければならない。

（出典：別添資料6「法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則」）

《資料 4-1-2-3 原級留置者の当該年度の単位の扱い》

法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則（抜粋）

（進級できなかった者の単位の取扱い）

第10条 法科大学院規則第19条に定める進級要件を満たすことができなかった者の当該年度における単位については、すべて修得できなかったものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、相対評価の5及び4と評価された授業科目については、修得したものとする。

（出典：別添資料6「法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則」）

《資料 4-1-2-4 履修案内における進級要件の周知》

5. 進級要件

- (1) 平成22年度以降入学者

ア 3年履修課程

1年次から2年次：必修科目28単位中24単位以上の修得

2年次から3年次：必修科目26単位中22単位以上の修得

イ 2年履修課程

1年次から2年次：必修科目26単位中22単位以上の修得

なお、進級した場合であっても、前年次に単位を修得することができなかった必修科目については、必ず、再履修しなければならない。

また、2年連続して進級要件を満たすことができない院生については退学を命ずる。

- (2) 進級できなかった者の単位の取扱い

上記(1)の進級要件を満たすことができなかった者の当該年度における単位については、すべて修得できなかったものとする。ただし、相対評価の5又は4と評価された授業科目については、修得したものとする。

（出典：別添資料3「平成25年度法科大学院履修案内・授業概要」8頁）

2 命令退学制度

病気休学などの特別の事情がある場合を除き、2年連続して上記進級要件を満たすことができない学生には退学を命ずることとしている《資料4-1-2-5「命令退学制度（首都大学東京大学院学則第17条）」参照》。

また、法科大学院における成績が芳しくなく、直接に学修指導等を行ったにもかかわらず、なお成業の見込みのない者に対しては、進級制限ではなく、退学処分を採ることとしている。なお、退学処分を命ずるかについては、個別の事案毎に、法科大学院の専攻会議で厳正な審議が行われ、学生の成績状況・学修態度等を総合的に考慮して、決定されることとなる。

なお、この命令退学制度の内容は、「履修案内（別添資料3）」への記載により、学生に周知されている《資料4-1-2-4「履修案内における進級要件の周知」参照》。【解釈指針4-1-2-1】

《資料4-1-2-5 命令退学制度》

首都大学東京大学院学則（抜粋）

（入学等）

第17条

2 学長は、次の各号の一に該当する者については、教授会の議を経て、退学を命ずる。

- (1) 第14条に定める在学年限を超えた者
- (2) 第19条に定める休学期間を超えてなお復学できない者
- (3) 法科大学院の学生であつて、法科大学院規則に定める進級要件を2年連続で満たすことができない者

3 前項の規定にかかわらず、前項第3号に該当する者について、特別の事情により、教授会で特に認められた場合は、退学を命じないことがある。

《根拠となる資料・データ》

- ・別添資料3「平成25年度版法科大学院履修案内・授業概要（シラバス）」
8頁（進級要件）
- ・別添資料5「首都大学東京法科大学院規則」第19条（進級要件）
- ・別添資料6「法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則」

4-2 修了認定及びその要件

基準4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

- ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

- ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

- | | |
|---------|------|
| ア 公法系科目 | 8単位 |
| イ 民事系科目 | 24単位 |
| ウ 刑事系科目 | 10単位 |

エ	法律実務基礎科目	10単位
オ	基礎法学・隣接科目	4単位
カ	展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。

(基準4-2-1に係る状況)

修了要件は、3年履修課程・2年履修課程のそれぞれにつき下記1及び2のとおりであり、上記基準に適うものである。なお、これらの修了要件は、首都大学東京大学院学則及び首都大学東京法科大学院規則に明確に規定されているものであり、また、履修案内等によって、学生に周知徹底を図っている《資料2-1-1-1(第2章)「平成25年度カリキュラム」、資料4-2-1-1「修了要件(首都大学東京大学院学則第34条及び首都大学東京法科大学院規則第21条)」及び別添資料3「平成25年度版法科大学院履修案内及び授業概要」8～9頁及び13～14頁参照》。

1 修了に必要な単位数

3年履修課程 93単位

2年履修課程 65単位

なお、2年履修課程については、3年履修課程1年次に配置されている憲法1、憲法2、民法1、民法2、民法3、民法4、民法5、商法1、商法2、民事訴訟法1、刑法1、刑法2、刑法3、刑事訴訟法の計14科目(28単位分)について、修得済みと見なしているため、3年履修課程に比して、修了に必要な単位数が少なくなっているところである。

2 修了に必要な単位の内訳

(1) 必修科目(「首都大学東京法科大学院規則」第14条)

ア 法律基本科目：必修54単位

(ア) 公法系科目：必修10単位(下記5科目)

(憲法1、憲法2、行政法、行政法総合1、憲法総合1)

(イ) 民事系科目：必修30単位(下記15科目)

(民法1、民法2、民法3、民法4、民法総合1、民法総合2、民法総合3、民法総合4、商法1、商法2、商法総合1、商法総合2、民事訴訟法1、民事訴訟法総合1、民事訴訟法総合2)

(ウ) 刑事系科目：必修14単位(下記7科目)

(刑法1、刑法2、刑法3、刑法総合、刑事訴訟法、刑事訴訟法総合、刑事法総合1)

イ 法律実務基礎科目：必修6単位(下記3科目)

(ア) 民事訴訟実務の基礎

(イ) 刑事訴訟実務の基礎

(ウ) 法曹倫理

(2) 選択必修科目

ア 基礎法学・隣接科目

4単位以上の履修が必要（「首都大学東京法科大学院規則」第21条第1号）

イ 展開・先端科目

12単位以上の履修が必要（「首都大学東京法科大学院規則」第21条第2号）

ウ 選択科目として開講される実務基礎科目、基礎法学隣接科目及び展開先端科目、
25単位以上の履修が必要（「首都大学東京法科大学院規則」第21条第3号）

エ 選択科目として開講される実務基礎科目

4単位以上の履修が必要（「首都大学東京法科大学院規則」第21条第4号）

このように本法科大学院の修了要件は、「基準4-2-1（2）」に適合するものとなっている。また、「基準4-2-1（3）」についても、選択必修科目として、上記（2）ウによって、法律基本科目以外の科目から31単位以上（法律実務基礎科目の必修単位たる6単位と上記（2）ウの25単位を合計したものである。）履修することとなり、93単位（法律基本科目の26単位を履修したものと見なす2年履修課程についても、算定の基準は93単位となる。）のうちの1/3以上を法律基本科目以外の科目から修得することが要件となっている。なお、当然のことであるが、本法科大学院において、法律基本科目以外に分類された科目の中に、実質的な内容が法律基本科目に当たるものはない。

なお、入学前に他の法科大学院において修得した単位の認定については、3年履修課程は10単位、2年履修課程は2単位を上限として認める規定を設けているが、これまでの申請は2件のみである《資料4-2-1-2～3「入学前の既修得単位の認定に関する規程」参照》。

また、【解釈指針4-2-1-1】【解釈指針4-2-1-2】については該当しない。

《資料 4-2-1-1 修了要件》

首都大学東京大学院学則（抜粋）

（法科大学院の修了要件）

- 第34条 法科大学院3年履修課程の学生は、3年の在学期間を満たし、正規の授業を受け、3年履修課程所定の授業科目（必修科目60単位を含む。）93単位以上を修得しなければならない。
- 2 法科大学院2年履修課程の学生は、第13条第2項及び第3項に定めるもののほか、2年の在学期間を満たし、正規の授業を受け、2年履修課程所定の授業科目（必修科目32単位を含む。）65単位以上を修得しなければならない。
- 3 前2項の必修科目については、社会科学部研究科長が別に定める。

首都大学東京法科大学院規則（抜粋）

（修了要件）

- 第21条 法科大学院を修了するためには、大学院学則第34条第1項及び第2項に定める要件のほか、以下に掲げる要件を満たさなければならない。
- (1) 基礎法学・隣接科目に区分される授業科目の4単位以上の修得
 - (2) 展開・先端科目に区分される授業科目の12単位以上の修得
 - (3) 選択科目として開講される実務基礎科目、基礎法学・隣接科目又は展開・先端科目に区分される授業科目の25単位以上の修得
 - (4) 選択科目として開講される実務基礎科目に区分される授業科目の4単位以上の修得

（出典：別添資料5「首都大学東京法科大学院規則」）

《資料 4-2-1-2 入学前の既修得単位の認定に関する規程①》

首都大学東京学則（抜粋）

（入学前の既修得単位等の認定）

- 第45条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又はこれに相当する高等教育機関を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、別に定めるところにより、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 （省略）
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第43条及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

首都大学東京大学院学則（抜粋）

（他の大学院における授業科目の履修等）

- 第28条 他の大学院等における授業科目の履修及び入学前の既修得単位の認定については、（中略）第45条第1項及び第3項の規定を準用する（中略）。
- 2 （中略）第45条第3項中「60単位」とあるのは、法科大学院3年履修課程は「10単位」、法科大学院2年履修課程は「2単位」と読み替えるものとする。

《資料 4-2-1-3 入学前の既修得単位の認定に関する規程②》

入学前の既修得単位の認定に関する準則（抜粋）

（単位認定の範囲）

第2条 単位認定は、学則第45条第3項及び大学院学則第28条第2項に定める範囲内において、教育上有益かつ当該学生の学力が相当と認められる場合に限り行うものとする。

2 単位認定を行う科目は、本学以外の大学院で修得した法学関係以外の授業科目のみとする。

（単位認定の申請）

第3条 単位認定を受けようとする学生は、入学した年度の4月末日までに、別記様式による申請書及び成績証明書その他必要な書類を教務担当係に提出しなければならない。

（認定に関する協議）

第4条 社会科学研究科法曹養成専攻長（以下「専攻長」という）は、前条の規定による申請があったときは、教務委員及び当該申請科目の担当教員に通知し、三者による単位認定の可否に関する協議を行うものとする。

（内申）

第5条 専攻長は、前条に規定する協議の結果に基づき、専攻会議の議を経て、単位認定の可否を学長に内申するものとする。

《根拠となる資料・データ》

- ・別添資料3「平成25年度版法科大学院履修案内及び授業概要」
8～9頁及び13～14頁
- ・別添資料5「首都大学東京法科大学院規則」
第14条（必修科目）及び第21条（修了要件）

基準 4－2－2

修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準 2－1－5 のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。

（基準 4－2－2 に係る状況）

修了要件は、3年履修課程・2年履修課程のそれぞれにつき以下のとおりであり、上記基準に適うものである。なお、これらの修了要件は、首都大学東京大学院学則及び首都大学東京法科大学院規則に明確に規定されているものであり、また、履修案内等によって、学生に周知徹底を図っている。《資料 4-2-1-1「修了要件（首都大学東京大学院学則第 34 条及び首都大学東京法科大学院規則第 21 条）」参照》

1 修了に必要な単位数

3年履修課程 93 単位

2年履修課程 65 単位

なお、2年履修課程については、3年履修課程 1 年次に配置されている憲法 1、憲法 2、行政法、民法 1、民法 2、民法 3、民法 4、商法 1、商法 2、民事訴訟法 1、刑法 1、刑法 2、刑法 3、刑事訴訟法の計 14 科目（28 単位分）について、修得済みと見なしているため、3年履修課程に比して、修了に必要な単位数が少なくなっているところである。

《根拠となる資料・データ》

- ・別添資料 5 「首都大学東京法科大学院規則」第 21 条（修了要件）」

4-3 法学既修者の認定

基準 4-3-1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

（基準 4-3-1 に係る状況）

法学既修者（法科大学院において必要とされる法学の基礎的な知識を有すると認められる者。）の認定を受けた者は、法科大学院に入学した時点で1年間在学したものと見なされ、2年間で課程を修了する。《資料 4-3-1-1「法学既修者の認定（首都大学東京大学院学則第13条）」参照》

《資料 4-3-1-1 法学既修者の認定》

首都大学東京大学院学則（抜粋）

（法学既修者）

- 第13条 社会科学部法曹養成専攻長は、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な知識を有すると認められる者を法学既修者として認定する。
- 2 法学既修者は、法科大学院において既に1年間在学したものとみなし2年履修課程に受入れられる。その他の者は、3年履修課程に受入れるものとする。
- 3 法学既修者は、法科大学院において修得を必要とする単位のうち、28単位を既に修得したものとみなす。

この法学既修者の認定の適正については、下記の措置によって、確保されている。

1 法学既修者の入学選抜試験

本法科大学院における法学既修者認定は、入学者選抜において行われている。すなわち、本学では、3年履修課程と2年履修課程のそれぞれについて入学者選抜を行っており、2年履修課程の入学者選抜において法律科目（憲法、行政法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法）の試験を課している。これらの法律科目試験は論述式（ただし、行政法、商法・民事訴訟法・刑事訴訟法の科目については、簡易論述式の問題となっている。）であり、受験者の法学の能力を判断するために適切なものである。また、問題内容についても、「法科大学院における入学試験実施に関する準則」第4条に定められており、2回以上の出題者会議による審査を行うことによって、その適正を確保している。《資料 4-3-1-2「入試問題の決定（法科大学院における入学試験実施に関する準則）」及び別添資料 31「2013年度（平成25年度）学生募集要項 5～6頁「第二次選抜」参照》

さらに、採点に当たっても匿名性を確保する措置（試験終了後の答案用紙については、採点者の手に渡る以前に、答案氏名欄を参照することができないよう厳封されており、匿名性が確保される）も採っている。以上のように、入学者選抜によって法学既修者認定を行うことで、入学試験の「公平性」、「開放性」、「多様性」（この点については、第6

章を参照。)が、そのまま法学既修者認定にも反映されるようにしている。【解釈指針4-3-1-1】

本学における入学者選抜においては、常に、受験資格を有するすべての人に対して、公平な入学者選抜を受ける機会を与えるよう努めており、特定の属性を有する者（例えば、本学（首都大学東京都市教養学部法学系）の出身者）を区別して取り扱うといったことは行っておらず、当然のことではあるが、本学の法学系の出身者を有利とする措置は一切講じていない。実際、本法科大学院の入学者の中で、本学法学系出身者は多くて年7名に止まっており、このことも、入学者選抜の公平性、開放性、多様性を示すものである。【解釈指針4-3-1-4】

《資料 4-3-1-2 入試問題の決定》

法科大学院における入学試験実施に関する準則（抜粋）

（入試問題の決定）

第4条 入学試験における問題（以下「入試問題」という。）は、次に掲げる要件のすべてを具備しなければならない。

- 一 法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して入学者選抜を受ける公正な機会を確保する問題であること。
 - 二 2年履修課程の入試問題については、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な知識を有すると認められるか否かを判定することを目的とした内容の問題であること。
 - 三 3年履修課程の入試問題については、法学の知識によって評価を決定する問題でないこと。
- 2 入試問題は、専攻会議により選出された教員（以下「出題者」という。）が原案を作成し、出題者のみにより構成される会議（以下「出題者会議」という。）に上程した上、出題者会議が審査して決定する。
- 3 出題者会議は、2回以上の審査を実施しなければ当該年度の入試問題を決定することができない。

（出典：別添資料9「法科大学院における入学試験実施に関する準則」）

2 法学既修者のみなし修得単位

前述したとおり、法学既修者として2年履修課程に入学する者は、憲法1、憲法2、行政法、民法1、民法2、民法3、民法4、商法1、商法2、民事訴訟法1、刑法1、刑法2、刑法3、刑事訴訟法の計14科目（28単位分）について単位を修得したものとみなしている。これらの科目は、例外なく、2年履修課程の法律科目試験（論述式）の科目となっている分野に含まれるものであり、適正な制度である。【解釈指針4-3-1-2】

なお、これら科目は、法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目すべてであり、これら単位を一括して免除している。【解釈指針3-3-1-3】

また、法学既修者としての認定は、本試験のみによるものであり、【解釈指針4-3-1-5】は問題とならない。

さらに、3年履修課程の学生は、これらの14科目について1年次に履修を行うものである。したがって、2年履修課程の学生について、標準修業年限の3年から1年間の在学年限の短縮を認めることは、当然に適正なものである。【解釈指針4-3-1-6】

《根拠となる資料・データ》

- ・別添資料 9 「法科大学院における入学試験実施に関する準則」
- ・別添資料 31 「2013 年度（平成 25 年度）学生募集要項」

2 特長及び課題等

1 特長

本学の成績評価に関する優れた点としては、成績評価の透明性が、非常に高いレベルで制度的に確保されていることである。教員間で、成績評価割合を明確に定め（法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則で明確に定めている）、成績評価分布の相互的な確認を行っていることは勿論のこと、学生に対しても、原則として、全科目の成績評価の分布を開示し、特に、成績評価の基本となる期末試験については、少なくとも、出題意図・評価基準・期末試験の評価分布を示すことによって、成績評価の透明性を図っている。さらに、成績評価に不服のある学生に対しては、不服申立てを認め、成績評価を授業担当教員に加えて、専攻長・教務委員の三者で審議をすることによって、成績評価の客観的適正が実現するようにしている。

上記のような成績評価の透明性を推進することを基礎として、その他の措置、例えば、期末試験の採点の匿名性の確保等の措置をとることによって、本法科大学院は、高いレベルで成績評価の適正を確保しており、この点は、本法科大学院の優れた点として挙げられる。

2 課題等

特に改善を要する点はないが、本法科大学院においては、引き続き専攻会議・FD会議の場を活用し、適切な成績評価・修了認定を実施するよう努めていく。

また、修了要件及び進級要件において、現在はGPA制度を導入していない。現行の要件も厳格な成績評価を実践するものではあるが、GPAの活用方法等について、今後検討を行っていく必要がある。

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準5-1-1に係る状況)

本法科大学院においては、教育の内容及び方法の改善を図るため、FD委員長が中心となり、その研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。

具体的には、以下のとおりである。

1 FD会議

FD委員長は、毎月1回第一木曜日に、法科大学院の全授業担当教員を構成員とするFD会議を開催し、そこで教育改善に関する事項を審議し、専攻長が決定することによって、教育内容の改善等を組織的かつ継続的に実施している。なお、FD委員会の委員は、(a)専攻長、(b)専攻長が任命したその他の教員によって構成され、教務委員等とも連携をとりつつ、法科大学院における教育改善等の継続的な検討を行っている《資料5-1-1-1「FD会議の設置（首都大学東京法科大学院規則第8条）」及び資料5-1-1-2「平成24年度FD会議の開催状況」参照》。【解釈指針5-1-1-4】

《資料5-1-1-1 FD会議の設置》

首都大学東京法科大学院規則（抜粋）

（FD会議の設置）

第8条 法科大学院に、ファカルティディベロップメント会議（以下「FD会議」という。）を置く。

（FD会議の構成）

第9条 FD会議は、法科大学院における授業科目を担当する教員をもって構成する。

2 FD会議の議長は、専攻長とする。

（FD会議の職務）

第10条 以下の各号に掲げる事項は、FD会議が審議し、専攻長が決定するものとする。

(1) 法科大学院における教育改善に関する事項

(2) その他法科大学院におけるファカルティディベロップメントに関するすべての事項

2 第5条第1項各号に該当する事項に関するFD会議の決定は、専攻会議の承認を受けなければ、その効力を生じない。ただし、当該審議がされたFD会議において法科大学院専任教員が異議を申し立てなかったときは、この限りでない。

（出典：別添資料5「首都大学東京法科大学院規則」）

法科大学院における委員会等に関する準則（抜粋）

（FD委員会の設置）

第6条 法科大学院に、法科大学院ファカルティディベロップメント委員会（以下「FD委員会」という。）を置く。

（FD委員会の職務）

第7条 FD委員会は、以下の各号に掲げる事項を職務とする。

(1) 法科大学院規則第10条に定めるFD会議の運営に関する事項

- (2) 授業評価に関する事項
 - (3) その他法科大学院のファカルティディベロップメントに関するすべての事項
- (FD委員会の構成)

第8条 FD委員会は、以下の各号に掲げる者によって構成する。

- (1) 専攻長
- (2) 専攻長が任命したその他の教員

2 FD委員会は、専攻長を委員長とする。

(出典：別添資料10「法科大学院における委員会等に関する準則」)

なお、FD会議は、次のとおり、大きく分けて二つの機能を果たしている。

まず1点目は、教育内容の改善に関する検討を行う点である。

毎年、10月頃から翌年度カリキュラムの全体構成の検討を開始するとともに、各授業科目の配当年次や科目区分が適当であるか、シラバスの内容が適切であるか等の検討を行っている。また、各学年における学生の理解度や習熟度についての議論も逐次なされ、授業科目間の連携や授業内容の相互調整、授業科目の新規開講等に反映されている。これらの具体例としては、民事法教育の充実を目的とした「民法総合1」及び「民法総合2」の新設（平成20年度）、演習系科目の名称整理、段階的履修の確保を目的とした進級制の導入（以上、平成21年度）、未修者教育の充実を目的とした「刑法3」の新設（平成22年度）、法律実務教育及び比較法教育の充実を目的とした「刑事裁判と事実認定」、「租税訴訟実務の基礎」及び「アメリカ法」の新設（平成23年度）、法律文書作成の充実を目的とした「法文書作成」の新設（平成24年度）などが挙げられる。

また2点目は、教育方法の改善に関する検討を行う点である。

会議では、教員が自己の授業方法や学生の受講の様子などを逐次報告し、教育方法の改善のための情報交換がなされている。そこでは、二人ずつのグループを形成しプレゼンテーションを行わせる方法、学生をいくつかのグループに分け事前に討論をさせてから授業を行う方法など、授業の進め方や学生相互間の討論を導き出すための様々な試みが提示されるとともに、出席者の5分の1以上に指名して発言させることや、予習・復習を適切に指示することなど、教育方法の確認及び徹底も図られている。また、必修法律基本科目の受講者数を適正規模とするために講義を2分割して開講することや、時間割編成を見直すこと（以上、平成22年度に実施済）のほか、到達目標を意識したシラバスの記入方法や、授業で使用する教科書及び参考書の選定なども議論されている。

さらには、以上のFD会議の他にも、同一分野の科目を担当する教員間での授業内容改善等に関する議論も適宜行っているところであり、そうした情報はFD会議に報告されている。《資料5-1-1-2「平成24年度FD会議の開催状況」参照》【解釈指針5-1-1-1】【解釈指針5-1-1-4】

《資料5-1-1-2 平成24年度FD会議の開催状況》

日付	参加者数	議題等
4月5日	19名	「必修科目のクラス編成について」「授業相互見学調査について」「履修相談会について」「職業ガイダンスの実施について」等
5月10日	19名	「履修相談会について」「授業相互見学の実施報告について」「学生の学修状況について」等
6月7日	16名	「前期末試験時間割案について」「学生の所持品管理について」等
7月5日	21名	「後期授業科目の教科書・参考書について」「法科大学院協会の教員研修について」等

9月6日	17名	「学生の前期成績について」「平成25年度カリキュラムについて」「平成25年度学年暦について」「学生アンケート結果について」等
10月4日	21名	「平成25年度カリキュラムについて」等
11月1日	17名	「授業相互見学の実施報告について」「平成25年度版履修案内・授業概要（シラバス）の作成について」「学生の学修状況について」等
12月6日	16名	「後期末試験調査について」「ソウル市立大学の授業見学について」「学生の学修状況について」等
1月10日	15名	「授業相互見学の実施報告について」「平成24年度後期末試験について」「平成25年度時間割について」「平成25年度版履修案内・授業概要（シラバス）について」
2月7日	20名	「授業相互見学の実施報告について」「研修参加報告」「科目履修説明会について」「法情報調査・新入生ガイダンスについて」
3月7日	17名	「授業担当者の手引きについて」「学生アンケート結果について」「平成24年度各科目成績分布について」

2 研修及び研究の実施

（1）学内研修

本法科大学院では、「法科大学院における教員間の授業相互見学に関する準則（別添資料11）」に基づき、各専任教員が他の教員が実施する講義を見学する制度を設けている。見学した講義については、「授業見学報告書」にてその内容を報告することとされ、講義の方法や内容を改善するための情報が蓄積されている（同準則第10条）。また、授業見学教員は、見学後に開催されるFD会議において、授業見学結果を報告することとなっており（同準則11条）、授業見学の成果を教員間で共有している。《資料5-1-1-3「教員間の授業相互見学に関する規程」及び資料5-1-1-4「授業相互見学の実施状況」参照》【解釈指針5-1-1-2】

《資料5-1-1-3 教員間の授業相互見学に関する規程》

法科大学院における教員間の授業相互見学に関する準則（抜粋）

（授業の見学）

第2条 法科大学院のすべての科目の担当教員（以下「教員」という。）は、本準則に基づき、法科大学院で開講されているすべての科目の授業を見学することができる。

2 法科大学院の専任教員は、少なくとも毎年度1回は、本準則に基づく授業見学を行わなければならない。

（様式の提出）

第10条 授業見学を行った教員は、授業見学後、速やかに、別記様式による授業見学報告書を、担当係に対して提出しなければならない。

2 担当係は、授業見学実施日から14日を経過しても授業見学報告書を提出しない教員に対して、報告書提出の催告を行うものとする。

3 前項に定める催告がされた後、7日以内に授業見学報告書が提出されない場合は、当該授業見学は行われなかったものとみなす。

（FD会議への報告）

第11条 授業見学を行った教員は、原則として、見学後に開催されるFD会議において、授業見学についての報告を行うものとする。

（出典：別添資料11「法科大学院における教員間の授業相互見学に関する準則」）

《資料 5-1-1-4 授業相互見学の実施状況》

年度	日付	見学者（専門分野）	見学科目
22	4月20日	峰ひろみ（刑事訴訟法）	商法総合1
	5月10日	潘阿憲（商法）	刑事法総合2
	6月14日	前田雅英（刑法・刑事訴訟法）	刑事訴訟法総合
	6月19日	酒井享平（独占禁止法）	模擬裁判
	6月19日	木村光江（刑法）	模擬裁判
	7月2日	川村栄一（租税法）	商法総合演習
	7月7日	徳本広孝（行政法）	独占禁止法2
	7月21日	篠田昌志（民法）	民法3
	10月5日	門脇雄貴（行政法）	商法総合2
	12月27日	富井幸雄（憲法）	民法演習
	1月26日	石崎泰雄（民法）	民法総合2
23	4月15日	峰ひろみ（刑事訴訟法）	行政法総合1
	5月17日	篠田昌志（民法）	商法総合1
	6月11日	木村光江（刑法）	模擬裁判
	6月18日	前田雅英（刑法・刑事訴訟法）	模擬裁判
	7月5日	川村栄一（租税法）	民事訴訟実務の基礎
	10月6日	潘阿憲（商法）	刑事訴訟実務の基礎
	10月6日	川村栄一（租税法）	刑事訴訟実務の基礎
	10月12日	富井幸雄（憲法）	刑事訴訟法
	10月17日	大橋弘（民法）	刑事法総合
	10月28日	石崎泰雄（民法）	民法4
	12月7日	酒井享平（独占禁止法）	現代取引法
24	4月11日	峰ひろみ（刑事訴訟法）	刑法1
	6月23日	木村光江（刑法）	模擬裁判
	12月18日	徳本広孝（行政法）	刑事政策
	1月9日	石崎泰雄（民法）	商法2

（2）学外研修

本法科大学院専任教員は、下記のような学外研修会に参加し、法科大学院における講義・教育の改善のための参考にしている《資料 5-1-1-5「研修の参加状況」参照》。

また、参加者はその都度、FD会議にて会議の概要やそこで得た成果を報告している。

【解釈指針 5-1-1-2】

《資料 5-1-1-5 研修の参加状況》

日付	内容	場所	参加者
平成20年6月11日	法科大学院協会主催「刑事系教員研修」	司法研修所	峰ひろみ教授
平成20年8月23日	法科大学院協会主催シンポジウム「新たな法曹制度における法科大学院の在り方を考える」	上智大学	峰ひろみ教授
平成20年9月2日	法科大学院協会主催「刑事系教員研修」	司法研修所	木村光江教授

平成 21 年 2 月 21 日	法実務技能教育教材研究開発コンソーシアム主催セミナー「実務技能教育における映像教材の作成とその活用」「新しい尋問技術教育を考える」	上智大学	峰ひろみ教授
平成 22 年 5 月 13 日	東京簡易裁判所主催「東京簡裁裁判官と司法委員との研究懇談会」	東京簡易裁判所	我妻学教授
平成 22 年 5 月 30 日	文部科学省・法科大学院協会主催「企業法務シンポジウム」	法政大学	木村光江教授
平成 22 年 9 月 10 日	法科大学院協会主催「刑事系教員研修」	司法研修所	峰ひろみ教授
平成 23 年 5 月 22 日	東京簡易裁判所主催「東京簡裁裁判官と司法委員との研究懇談会」	東京簡易裁判所	我妻学教授
平成 23 年 9 月 9 日	法科大学院協会主催「刑事系教員研修」	司法研修所	峰ひろみ教授
平成 24 年 6 月 23 日	東京簡易裁判所主催「東京簡裁裁判官と司法委員との研究懇談会」	東京簡易裁判所	我妻学教授
平成 24 年 9 月 11 日	法科大学院協会主催「刑事系教員研修」	司法研修所	峰ひろみ教授
平成 25 年 1 月 29 日	第二東京弁護士会主催「新規登録弁護士研修」	弁護士会館	木村光江教授

（３）講義評価アンケートの実施

法科大学院開設以来、全科目・全教員を対象とする学生授業評価アンケートを前期末及び後期末に実施し、ほとんどの学生（平成 24 年度の回収率 91%）が回答している。

アンケートの内容については、FD 委員長を中心とした FD 委員が検討し、FD 会議で諮って決定している。基本的な内容は、①個別の授業評価（各項目毎の 5 点評価）＋自由記載、②カリキュラムに関する自由記載、③学生生活全般に関する自由記載からなる。

アンケート結果における共通事項については、FD 会議・専攻会議の場で情報交換・意見調整を行い、その結果を学生に公表するとともに、合理的な指摘には対応している。また、科目毎・教員毎の結果については、法曹養成専攻長が全体を把握し、FD 委員長も兼ねた法曹養成専攻長から各教員に結果を伝え、要改善事項等について個別に指摘・指導を行い、教員の講義の改善に活かされている。《別添資料 30「平成 24 年度後期学生アンケートの要望と回答一覧」参照》【解釈指針 5－1－1－2】

3 教員間の相互連携

本法科大学院においては、以下のような活動を行うことによって、実務家教員と研究者教員の相互的な情報交換・知見の充実を図っているところである。

（１）FD 会議

毎月 1 回の FD 会議において、実務家教員と研究者教員との間で情報交換・相互助言が行われることが、本法科大学院における実務家教員の教育上の経験確保・研究者教員の実務上の知見の確保の柱となっている。【解釈指針 5－1－1－3】

（２）授業相互見学

平成 19 年度以降は、専任教員による授業の相互見学が実施されており、実務家教員が研究者教員の講義を見学したり、研究者教員が実務家教員の講義や模擬裁判を見学したりする例も、複数存在する。《資料 5-1-1-4「授業相互見学の実施状況」参照》
【解釈指針 5 - 1 - 1 - 3】

(3) その他

刑事系分野では、研究者教員と実務家教員が相互協力してケースブックを公刊しており（『刑事訴訟法実務の基礎』（弘文堂）を、笠井教授・前田教授・峰教授が共同執筆、『ケースブック刑事訴訟法』（弘文堂）、『ケースブック刑法』（弘文堂）を笠井教授・前田教授・木村教授・峰教授・星教授・堀田准教授が共同執筆、集団で教材研究を徹底して行うなかで、良好な補完関係を構築し、教育上の相乗効果を上げている【解釈指針 5 - 1 - 1 - 3】

《根拠となる資料・データ》

- ・別添資料 5 「首都大学東京法科大学院規則」第 8～10 条（FD 会議）
- ・別添資料 10 「法科大学院における委員会等に関する準則」
- ・別添資料 11 「法科大学院における教員間の授業相互見学に関する準則」
- ・別添資料 30 「平成 24 年度後期学生アンケートの要望と回答一覧」

2 特長及び課題等

1 特長

本法科大学院の優れた点は、以下の三点に要約できる。

第一に、全専任教員及び講義担当教員が参加して行うFD会議を毎月開催している点は、教育内容の改善措置として極めて高く評価できるものと思われる。これにより、学生在教育上の要望に対する迅速な対応、恒常的な実務家教員と研究者教員のコミュニケーションが可能になっている。また、各教員が参加した学外シンポジウム・研修の内容についても、その次の月のFD会議で報告され、全教員に対し情報が提供されている。

第二に、授業相互見学制度も、高い評価に値するものと思われる。制度発足以降、専任教員が他の教員の講義を見学しており、相互に刺激を与え合っている。

第三に、講義評価アンケートの回収率が極めて高く、正確かつ有益な教育内容改善の端緒を提供している点も高い評価に値すると思われる。

2 課題等

特に改善を要する点はないが、本法科大学院においては、毎月開催される専攻会議・FD会議を活用し、引き続き、教育内容・方法の向上に向け、組織的に取り組んでいく。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準6-1-1

法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。

（基準6-1-1に係る状況）

1 アドミッション・ポリシーの策定

本法科大学院では、アドミッション・ポリシーについて、「首都大学東京法科大学院の教育理念は、東京をはじめとする大都市の抱える複雑な問題に対して、それを解決する能力を有する法曹を養成することである。この理念に基づき、本法科大学院の入学者選抜では、複雑な社会現象に高い関心を示し、それを的確に把握し、分析・判断するための論理的思考力を有し、それを的確に表現することのできる人材を、幅広く求めるものとする。」と設定している。このアドミッション・ポリシーは、受験資格を有するすべての人々について、社会現象への関心、社会現象を的確に把握・分析・判断する論理的思考力、自己の思考を的確に表現することができる能力の3点を基本として選抜を行うことを明示するものであり、入試の公平性・開放性・多様性に適合するアドミッション・ポリシーであるといえることができる。

2 アドミッション・ポリシー等の公表

アドミッション・ポリシーについては、本法科大学院のウェブサイトやパンフレットによって公表し、入学者選抜に関する説明会等においても、説明を行っているものである《資料6-1-1-1「法科大学院パンフレット（教育理念の紹介）」、資料6-1-1-2「法科大学院ウェブサイト（教育理念・アドミッションポリシーの紹介）」及び資料6-1-1-3「平成25年度入説明会の日程及び配布資料」参照》。

また、入学志願者に対しては、上記アドミッションポリシーのほか、ウェブサイトやパンフレット、入学者選抜に関する説明会等を通じて、入学者選抜の方法、教育課程及び教育方法、教員組織、学生支援制度、入試に関するQ&A等の情報を公表しているほか、基準11-2-1に定める事項を記載した法科大学院の年次報告書を作成・公表しており、これらの方法により、本学を受験するか否かの判断のための十分な材料を提供している。《別添資料4「首都大学東京法科大学院ウェブサイト」及び別添資料55「首都大学東京法科大学院年次報告書（自己点検・評価報告書）2011年度版」参照》【解釈指針6-1-1-1-1】

《資料 6-1-1-1 首都大学東京法科大学院パンフレット 2013（教育理念の紹介）》



本法科大学院の理念は、東京をはじめとする大都市の抱える複雑な問題に対して、それを解決する能力を有する法曹を養成することです。

首都東京は、大小の企業が多数存在し、東京都をはじめとする公共団体も集積しており、世界的に見ても極めて特徴的な大都市です。

本法科大学院は、このような巨大都市東京における企業活動、公益活動、さらには国際的な領域での活動など、現代社会の法律的課題に対応することのできる高度な能力を備えた法曹の養成を目指しています。

以上の理念に基づき、本法科大学院の入学選抜では、複雑な社会現象に高い関心を示し、それを的確に把握し、分析・判断するための論理的思考力を有し、それを的確に表現することのできる人材を、幅広く求めるものとしています。

（出典：別添資料 2 「首都大学東京法科大学院パンフレット 2013」 2 頁）

《資料 6-1-1-2 法科大学院ウェブサイト（教育理念・アドミッションポリシーの紹介）》

**東京都立大学/首都大学東京
法科大学院**

- 法科大学院トップページ
- 概要
- 教員一覧
- カリキュラム
- 施設
- 授業料等
- 入試情報
- よくある質問とその回答
- 在学生・新入生
- 修了生

本学法科大学院の理念

- 本学法科大学院の基本理念は、以下の通りとなっております。
「首都大学東京法科大学院の教育理念は、東京をはじめとする大都市の抱える複雑な問題に対して、それを解決する能力を有する法曹を養成することである。首都東京には、大小の企業が多数存在し、国、東京都をはじめとする公共団体が集積している。世界的に見ても、極めて特徴的な大都市である。本学の法科大学院は、このような巨大都市東京における企業活動、公益活動、さらには国際的な領域での活動など、現代社会の法律的課題に対応することのできる高度な能力を備えた法曹の養成を目指している。」

本学法科大学院のアドミッション・ポリシー

- 本学法科大学院のアドミッション・ポリシーは、以下の通りとなっております。
「首都大学東京法科大学院の教育理念は、東京をはじめとする大都市の抱える複雑な問題に対して、それを解決する能力を有する法曹を養成することである。この理念に基づき、本法科大学院の入学選抜では、複雑な社会現象に高い関心を示し、それを的確に把握し、分析・判断するための論理的思考力を有し、それを的確に表現することのできる人材を、幅広く求めるものとする。」

《資料 6-1-1-3 平成 25 年度入試説明会の日程及び配布資料》

- 1 日時 平成 24 年 8 月 4 日（土曜）14 時から 15 時 30 分まで
- 2 日程
 - （1）専攻長挨拶
 - （2）入試概要（峰教授・入試委員）
 - （3）カリキュラム（徳本教授・教務委員）
 - （4）各科目説明
 - ア 公法系科目（徳本教授）
 - イ 民事系科目（大橋教授）
 - ウ 刑事系科目（前田教授）
 - エ 選択科目（峰教授）
 - （5）学費・学習環境（川村教授・学生委員）
 - （6）質疑応答

3 配布資料

- (1) 次第
- (2) 首都大学東京法科大学院パンフレット
- (3) 平成25年度学生募集要項
- (4) 入試過去問題集
- (5) 質問票

《根拠となる資料・データ》

- ・別添資料2「首都大学東京法科大学院パンフレット2013」2頁（教育理念）
- ・別添資料4「法科大学院ウェブサイト」
- ・別添資料55「首都大学東京法科大学院年次報告書（自己点検・評価報告書）2011年度版」

基準 6-1-2

法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

（基準 6-1-2 に係る状況）

本法科大学院では、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、「入試委員会」を設置しており、教員2名を入試委員として任命している。《資料 6-1-2-1「入試委員会の設置」及び資料 6-1-2-2「入学試験実施に関する規程」参照》

そして、入試委員会は、「法科大学院における入学試験実施に関する準則」の各条にしたがい、入学者選抜のスケジュールの決定、入学者選抜説明会の準備、入試問題作成に関する会議（出題者会議）の運営、入学試験の実施を行うこととなっている。また、入学試験問題の作成に当たっては、出題者会議（「法科大学院における入学試験実施に関する準則」第4条第2項）が、3年履修課程（法学未修者を対象とする課程）及び2年履修課程（法学既修者を対象とする課程）の入試問題についても、審査をするという体制がとられている。《別添資料 32「入試実施体制の組織図」及び別添資料 33「入試委員会の実施状況」参照》

このように、本法科大学院においては、公平性・開放性・多様性の確保される適正な入試を行うための組織的体制が整っているものである。

《資料 6-1-2-1 入試委員会の設置》

法科大学院における委員会等に関する準則（抜粋）

（入試委員会の設置）

第13条 法科大学院に、法科大学院入試委員会（以下「入試委員会」という。）を置く。

（入試委員会の職務）

第14条 入試委員会は、以下の各号に掲げる事項を職務とする。

- (1) 法科大学院の入学者選考の実施に関する事項
- (2) 法科大学院の入学者選抜説明会の実施に関する事項
- (3) その他法科大学院の入学者選考に関するすべての事項

（出典：別添資料10「法科大学院における委員会等に関する準則」）

《資料 6-1-2-2 入学試験実施に関する規程》

法科大学院における入学試験実施に関する準則（抜粋）

（目的）

第1条 本準則は、首都大学東京法科大学院（以下「法科大学院」という。）における入学試験（以下「入学試験」という。）の厳正かつ円滑な実施を目的とする。

（入試委員会の職務）

第2条 入試委員会は法科大学院における委員会等に関する準則第14条1号の事項について、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 入学試験を行うこと。
- (2) 入学試験の実施に関する重要事項について、法科大学院専攻会議（以下「専攻会議」という。）に上程し、意見を述べること。

(3) その他専攻会議によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(入学試験の実施)

第3条 入学試験は、2年履修課程と3年履修課程のそれぞれについて、行うものとする。

2 入学試験の時期及び場所並びに実施方法は、専攻会議がこれを定める。

3 入学試験の期日及び場所並びに実施方法に関する詳細は、予め法科大学院作成の学生募集要項等をもって知らせる。

(入試問題の決定)

第4条 入学試験における問題（以下「入試問題」という。）は、次に掲げる要件のすべてを具備しなければならない。

(1) 法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して入学者選抜を受ける公正な機会を確保する問題であること。

(2) 2年履修課程の入試問題については、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な知識を有すると認められるか否かを判定することを目的とした内容の問題であること。

(3) 3年履修課程の入試問題については、法学の知識によって評価を決定する問題でないこと。

2 入試問題は、専攻会議により選出された教員（以下「出題者」という。）が原案を作成し、出題者のみにより構成される会議（以下「出題者会議」という。）に上程した上、出題者会議が審査して決定する。

3 出題者会議は、2回以上の審査を実施しなければ当該年度の入試問題を決定することができない。

(合格者の内定)

第5条 入学試験合格者の内定は、出題者及び入試担当委員により構成される会議及び専攻会議による判定に基づき、首都大学東京社会科学研究科教授会がこれを行う。

(その他)

第6条 本準則に定めるもののほか、入学試験の実施に関し必要な事項は、専攻会議がこれを定める。

（出典：別添資料9「法科大学院における入学試験実施に関する準則」）

《根拠となる資料・データ》

- ・別添資料9「法科大学院における入学試験実施に関する準則」
- ・別添資料10「法科大学院における委員会等に関する準則」
- ・別添資料32「入試実施体制の組織図」
- ・別添資料33「入試委員会の実施状況」

基準 6－1－3

各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

（基準 6－1－3 に係る状況）

本法科大学院においては、以下に掲げるとおり、「1 広報活動の徹底」及び「2 自校出身者に対する優遇措置の不存在」によって、入試に関する公平性・開放性の確保を行っているところである。

なお、寄付の募集は一切行っていない。【解釈指針 6－1－3－1】

1 広報活動の徹底

本法科大学院においては、平成 17 年以来、毎月 1 回、入試説明会を開催している。説明会には本法科大学院専任教員が出席し、入学資格・入学者選抜方法等の説明を行っている。説明会の開催については、ウェブサイトでの公表などにより周知に努めており、その成果もあって、説明会には多くの受験生が参加している。《資料 6-1-1-3「平成 25 年度入説明会の日程及び配布資料」及び資料 6-1-3-1「入試説明会の実施状況」参照》

平成 25 年以降も概ね同様の説明会を実施し、入試に関する情報の公平な広報に努める予定である。

また、本法科大学院のウェブサイトにおいては「入試情報」のページを設け、入学者選抜の方法、募集要項の入手方法、説明会の日程、入試に関する Q&A 等を公表している。《別添資料 4「法科大学院ウェブサイト（入試情報）」参照》

《資料 6-1-3-1 入試説明会の実施状況》

年度	実施日	実施場所	参加人数
22	9 月 4 日（土）	晴海校舎 702 教室	101 名
23	9 月 3 日（土）	晴海校舎 702 教室	60 名
24	8 月 4 日（土）	晴海校舎 702 教室	65 名

2 自校出身者に対する優遇措置の不存在

自校出身者に対する優遇措置は、一切行っていない。また、入学試験における採点に際しても、受験者氏名部分を見えなくすることにより、完全な匿名性を確保している。

これらにより、過去 5 年間（平成 21～25 年度）における自校出身者が入学者に占める比率は平均約 8 %にとどまっており、入学者選拔を受ける公正な機会は、全志願者に対して等しく確保されている。《資料 6-1-3-2「自校（東京都立大学・首都大学東京）出身者の入学比率」及び別添資料 34「出願者の出身大学一覧」参照》【解釈指針 6－1－3－1】

《資料 6-1-3-2 自校（東京都立大学・首都大学東京）出身者の入学比率》

年度	自校出身者の数	自校出身者の占める割合
21	2	3.17%
22	7	11.11%
23	6	12.76%
24	5	9.61%
25	3	6.00%

3 身体に障害のある者に対する受験機会の確保等

身体に障害のある者の受験に際しては、障害の種類や程度に応じ、試験時間の延長、点字版受験、別室受験等必要な措置をとることとしており、申請者と事前面談のうえ、専任教員全員で構成する法曹養成専攻会議において具体的な措置内容を決定している。法科大学院開学以来、現在までのところ、延べ9名から申請があり、いずれもほぼ希望どおりの措置を講じている。《資料 6-1-3-3「募集要項における案内」、資料 6-1-3-4「身体等に障害のある受験者に対して認めた特別措置の例」及び別添資料 31「2013 年度（平成 25 年度）学生募集要項」参照》【解釈指針 6－1－3－1】

《資料 6-1-3-3 募集要項における案内》

10 注意事項

- (1) 身体に障害等により、受験上及び修学上特別な配慮を希望する者は、平成24年9月3日（月）までに事前協議に必要な「出願にかかる協議申出書（本学所定の用紙を請求してください。）」を首都大学東京法科大学院事務室（〒104-0053 東京都中央区晴海1-2-2）に提出してください。
- (2)

（出典：別添資料31「2013年度（平成25年度）学生募集要項」8頁）

《資料 6-1-3-4 身体等に障害のある受験者に対して認めた特別措置の例》

- 1 試験時間の延長（1.5倍）
- 2 点字による出題と解答
- 3 車椅子での受験
- 4 試験会場への付添者の同行
- 5 出入口やトイレに近い座席での受験
- 6 パソコンでの解答

《根拠となる資料・データ》

- ・別添資料 4 「首都大学東京法科大学院ウェブサイト」（入試情報）
- ・別添資料 31 「2013 年度（平成 25 年度）学生募集要項」
- ・別添資料 34 「受験者の出身大学一覧」
- ・別紙様式 2 「学生数の状況」

基準 6-1-4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

(基準 6-1-4 に係る状況)

第1次選抜においては、すべての受験生について、法科大学院全国統一適性試験の成績に基づき客観的な選抜を実施している。

3年履修課程の第2次選抜では、小論文試験を実施することで、文章を論理的に理解し、分析・思考した上で文章表現する能力を審査する。また、調査票での記述によって志願者が有する知識や経験を評価し、出身大学の成績証明書によって大学での学業成績を審査している。ただし、入試問題についても、また、調査票の記述についても、法学の知識自体を入学者選抜に当たっての評価対象とすることは、行っていない。

2年履修課程の第2次選抜では、実定法についての学修上基本となる憲法・民法・刑法について論述式試験を行うことにより法律学の基礎的知識を前提とした問題分析力・思考力・文章表現力を審査すると共に、これら3科目に比して多少発展的ながら実務上重要な意味を持つ行政法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法について基礎的知識を問うている。その上で、3年履修課程と同様に、調査票での記述によって志願者が有する知識や経験を評価し、出身大学の成績証明書によって大学での学業成績を審査している。

第3次選抜では、個別の面接を実施することにより、志願者の口頭での意思疎通能力及び論理的思考力を審査している。

以上の方法により、いずれの履修課程についても、法科大学院での教育を受けるために必要な適性および能力を適確かつ客観的に評価している。《資料 6-1-4-1「入試問題の決定」、別添資料 31「2013 年度（平成 25 年度）学生募集要項」及び別添資料 35「入学試験問題・解答用紙」参照》。【解釈指針 6-1-4-1】

なお、適性試験の成績が一定の基準（適性試験得点分布における下位 15%程度を目安）に達しない場合には、不合格としており、学生募集要項にも明記し、入学者の適性を適確かつ客観的に評価している。さらに、法律科目の論述式試験においても最低基準点を設け、入学者の能力を適確かつ客観的に評価している。《資料 6-1-4-2「学生募集要項における適性試験最低基準点の周知」及び別添資料 36「合格者における適性試験の平均点・最低点」参照》【解釈指針 6-1-4-2】

《資料 6-1-4-1 入試問題の決定》

法科大学院における入学試験実施に関する準則（抜粋）

(入試問題の決定)

第4条 入学試験における問題（以下「入試問題」という。）は、次に掲げる要件のすべてを具備しなければならない。

- (1) 法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して入学者選抜を受ける公正な機会を確保する問題であること。
- (2) 2年履修課程の入試問題については、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な知識を有すると認められるか否かを判定することを目的とした内容の問題であること。
- (3) 3年履修課程の入試問題については、法学の知識によって評価を決定する問題でないこと。

2 入試問題は、専攻会議により選出された教員（以下「出題者」という。）が原案を作成し、出題者のみにより構成される会議（以下「出題者会議」という。）に上程した上、出題者会議が審査して決定する。

3 出題者会議は、2回以上の審査を実施しなければ当該年度の入試問題を決定することができない。

(出典：別添資料9「法科大学院における入学試験実施に関する準則」)

《資料 6-1-4-2 学生募集要項における適性試験最低基準点の周知》

(1) 第1次選抜

① 3年履修課程、2年履修課程ともに、法科大学院全国統一適性試験の成績、出身大学等の成績証明書等提出書類に基く書類審査です。

※適性試験の結果が一定の基準に達しない場合（下位15%程度を目安とします。）には不合格とします。

(出典：別添資料31「2013年度（平成25年度）学生募集要項」8頁)

《根拠となる資料・データ》

- ・別添資料9「法科大学院における入学試験実施に関する準則」
- ・別添資料31「2013年度（平成25年度）学生募集要項」
- ・別添資料35「入学試験問題・解答用紙」
- ・別添資料36「合格者における適性試験の平均点・最低点」

基準 6-1-5

入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

(基準 6-1-5 に係る状況)

1 入学者選抜の多様性の確保

本法科大学院においては、合格者を決定するにあたり、筆記試験（法律科目または小論文）成績や適性試験成績及び学部における学業成績のほか、学業以外の活動や社会人経験なども評価の対象としており、多様な学識及び課外活動等の実績を適切に評価するよう努めている。

具体的には、出願書類として、調査票を必ず提出させることとし、学業に関する研究領域や特記事項のほか、職歴、社会的活動で特記すべきこと、目指す法曹像及び志望理由を記述することを求めるとともに、口頭試問においても具体的内容の説明を求め、評価をしている。《別添資料 31「2013 年度（平成 25 年度）学生募集要項」参照》【解釈指針 6-1-5-1】

2 過去の入学者選抜に関するデータ

各年度の入学者の属性等は別紙様式 2「学生数の状況」のとおりであり、上述の措置によって、法学を履修する課程以外の課程を履修した者と、実務等の経験を有する者の割合は、基準を満たしているところであり、過去の入試のデータからも、入学者選抜に当たって、「多様性」が十分に確保されている。《資料 6-1-5-1「法学を履修する課程以外の課程を履修したもの、又は実務等の経験を有する者の入学者に占める割合」参照》【解釈指針 6-1-5-1】

したがって、解釈指針 6-1-5-1 (4)は、問題とならない。

なお、本法科大学院においては、当初、大学卒業後 3 年以上の社会経験を有する者を「社会人」と定義してきたが、学部卒業後 3 年未満であっても、大学入学前に社会人経験を有する者等がいることに鑑み、平成 25 年度入学者より、大学卒業後 3 年以上又は勤続経験 1 年以上（アルバイトを除く）の社会経験を有する者を「社会人」と定義することに扱いを改めた。

《資料 6-1-5-1 法学を履修する課程以外の課程を修了した者、又は実務等の経験を有する者の入学者に占める割合》

年度	2 年履修課程	3 年履修課程	全体
21	50.00%	47.37%	49.20%
22	39.13%	35.29%	38.09%
23	25.00%	45.45%	29.78%
24	28.57%	60.00%	34.61%
25	20.00%	20.00%	20.00%

《根拠となる資料・データ》

- ・別紙様式2「学生数の状況」
- ・別添資料31「2013年度（平成25年度）学生募集要項」

6-2 収容定員及び在籍者数等

基準 6-2-1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることのないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

(基準 6-2-1 に係る状況)

1 本学における収容定員及び募集定員

本法科大学院は、収容定員が 156 名である。

これに対して、毎年、3 年履修課程 10 名、2 年履修課程 42 名を募集定員として、入学試験を行っている。その結果、留年生（本来、修了しているはずであるにもかかわらず、単位未修得等によって現在も在籍している学生）を除けば、本学には、おおむね 114 名の学生（3 年履修課程 10 名×3 学年で 30 名、2 年履修課程 42 名×2 学年で 84 名）が在籍することとなる。

そのため、入学者数が、募集定員を大きく上回る事態が発生しない限り（なお、このような事態が発生しないようにしていることについては、基準 6-2-2 に関する記述を参照。）、収容定員を上回る学生が在籍することはありません。

このように、募集定員を適切に設定することで、制度的に、収容定員を上回る状態が発生しないようにしている。

2 在籍者数に関する実績

これまで、入学試験の合格者数の決定は、収容定員（156 人）を踏まえ、一定の入学辞退者数（これまでの入学者選抜においては、経験的に、20 名程度が辞退するものと推測してきた。）を見込んだ上で合格者数を決定し、さらに追加合格候補者を定めることによって、在籍者数が収容定員を上回る状態にならないよう努めてきた。

実際、平成 25 年度は、募集定員 52 名に対し、85 名の合格者と 20 名の追加合格候補者（内、追加合格者 0 名）を発表し、50 名が入学した。

その結果、実際の在籍者数は、留年者及び休学者を含めても 120 名弱で推移している。したがって、在籍者数は収容定員と比較して十分に余裕のあるものであり、適正な水準にあるといえる。《別紙様式 2 「学生数の状況」 及び資料 6-2-1-1 「在籍者数の推移」 参照》【解釈指針 6-2-1-1】

《資料 6-2-1-1 在籍者数の推移》

年度		21	22	23	24	25
収容定員		195	195	156	156	156
在籍者数（*）		152	144	131	119	117
内 訳	法学未修者	60	54	49	45	31
	法学既修者	92	90	82	74	86

（* 各年度 5 月 1 日現在）

《根拠となる資料・データ》

・別紙様式2「学生数の状況」

基準 6-2-2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

（基準 6-2-2 に係る状況）

1 合格者数の決定方法

本法科大学院においては、まず、合格者及び追加合格候補者を決定し、合格者の中で入学辞退者が多数となり、入学者が募集定員を大きく下回るようになった場合には、追加合格候補者の中から追加的に合格者を決定するという方法で合格者の決定を行ってきた。そのため、基本的に、入学者数が募集定員（3年履修課程 10 名、2年履修課程 42 名）と大きく異ならないようにすることが可能であり、入学者数の適正化によって、在籍者数の適正化を図ることが可能となっている。

2 従来の実績

これまでの合格者数の決定は、収容定員（156 人）を踏まえ、一定の入学辞退者数（これまでの入学者選抜においては、経験的に、20 名程度が辞退するものと推測してきた。）を見込んだ上で合格者数を決定し、さらに追加合格候補者を定めることによって、入学者が募集定員と大きく乖離しないようにしてきており、おおむね所定の入学定員どおりの入学者数となっている。もっとも、平成 25 年度の未修入学者数は 5 名となり、定員を下回った。これは、平成 25 年度入試より、入試実施時期を大幅に変更したため、入学手続者を的確に予測できなかったためである。今後の入試実施に当たり、平成 25 年度入試の実績を踏まえた適切な対応を図る。《資料 6-2-2-1「年度別入学者数の推移」及び別添資料 37「入学者選抜状況」参照》

《資料 6-2-2-1 年度別入学者数の推移》

年度	23	24	25
入学定員	52 名	52 名	52 名
合格者数	69 名	68 名	85 名
入学者数	47 名	52 名	50 名

《根拠となる資料・データ》

- ・別紙様式 2「学生数の状況」
- ・別添資料 37「入学者選抜状況」

基準6-2-3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

（基準6-2-3に係る状況）

1 在籍者数

本法科大学院における在籍者数は、入学定員や収容定員を大きく下回ることなく、適切な状況にある。《別紙様式2「学生数の状況」、資料6-2-1-1「在籍者数の推移」及び資料6-2-2-1「年度別入学者数の推移」参照》

2 入学者選抜における競争倍率

入学者選抜における競争倍率は、常に3倍以上を確保しており、優秀な学生を確保するための競争性を十分確保している。《別紙様式2「学生数の状況」、資料6-2-3-1「入学者選抜における競争倍率の推移」及び別添資料37「入学者選抜状況」参照》【解釈指針6-2-3-1】

《資料6-2-3-1「入学者選抜における競争倍率の推移」＊》

年度	21	22	23	24	25
3年履修課程	9.71倍	7.95倍	12.58倍	6.91倍	7.40倍
2年履修課程	7.79倍	7.22倍	8.35倍	5.32倍	3.15倍
合計	8.32倍	7.43倍	9.09倍	5.57倍	3.65倍

＊競争倍率とは合格者数に対する受験者数の割合（なお、「受験者数」は「第二次選抜（筆記試験）」で実際に受験した人数」と「第一次選抜（書類審査）で不合格になった者」を加えた人数）。

3 専任教員数

専任教員については、法律基本科目のすべての分野について専任教員を配置するなど、全員で13名の専任教員を確保しており、収容人員及び在籍者数の規模に比して十分な教育体制を組み、密度の高い指導体制を確保している。《別紙様式3「教員一覧、教員分類別内訳」及び別紙様式4「科目別専任教員数一覧」参照》

4 修了者の進路及び活動状況

本法科大学院修了者の司法試験合格者率は全国平均を上回るレベルを維持しており、法科大学院教育として十分な成果をあげている。また、法曹以外の分野においても、公務員その他の職域において社会的に有意な人材を輩出するなど、成果を上げている。《資料1-1-2-3（第1章）「修了生の進路」参照》

5 入学選抜の改善への取組

本法科大学院においては、平成16年度から22年度までの間、入学定員を65名（2年履修課程45名、3年履修課程20名）としていたが、平成23年度入学者より、定員を13名削減し、現在は52名（2年履修課程42名、3年履修課程10名）としている。

入学定員の見直しを行った主な理由は、少人数教育を徹底し、これまで以上に教育効

果の高い教育を行うことにあり、その結果、ほとんどの授業において、1クラス50名以下となっている。

また、平成22年度入試より、未修に加えて既修についても面接を導入し、入学者の適性・基本的能力をよりの確に判断するよう努めている。

さらに平成25年度入試より、より幅広い人材に受験機会を与えることを目的として、入試実施時期を変更し、より一層入学者の適性・能力の確保に努めている。

以上を総合的に判断し、入学者選抜の改善への取組が適宜行われているといえる。また、現時点において入学定員をさらに見直す計画はないが、競争倍率等を総合的に考慮し、その必要性について継続的に検討を行っていく。

《根拠となる資料・データ》

- ・別紙様式2「学生数の状況」
- ・別紙様式3「教員一覧、教員分類別内訳」
- ・別紙様式4「科目別専任教員数一覧」
- ・別添資料37「入学者選抜状況」

2 特長及び課題等

1 特長

本法科大学院の入学試験に関する優れた点は、入学試験の実施に関する組織・制度が適正に構築されていることである。すなわち、「法科大学院における委員会等に関する準則」によって入試委員会を設置し、また、入試の実施に関する基本事項について、「法科大学院における入学試験実施に関する準則」を定め、適正な手続等を確立している。このように入学試験の実施に関する組織・制度が適正に構築されていることは、適正な入学試験を実施すること、さらなる入学試験の公平性・開放性・多様性の確保のための改善を組織的に継続すること等、入学試験の適正を確保するための基盤となるものである。

2 課題等

現在の入学試験制度においても公平性・開放性・多様性は確保されているが、さらなる入試改革によって、より適切な人材が本法科大学院に入学するように、不断の努力をする必要があるものと考えられる。

また、入学者選抜に関する広報活動についても、改善の余地があるものと思われる。現在においても一定程度の広報活動を実施しているが、入学志願者に対して、本法科大学院の理念、目的、アドミッション・ポリシーをより広く浸透させ、より適切な入学試験を実施し、質の高い法曹志望者が入学してくるよう取り組む必要があるものとする。

なお、平成 25 年度入試において未修の定員割れが発生したところであるが、競争倍率は十分に確保されていることから、今後は合格者数の決定等について慎重な検討が必要であるとする。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準 7-1-1

各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

(基準 7-1-1 に係る状況)

1 学習支援の体制

本法科大学院では、「学習支援」として、次のとおり、ガイダンス及び個別の学生に対して行う履修相談・学習相談・各種の助言等を行っている。【解釈指針 7-1-1-1】

(1) カリキュラムガイダンスの実施

例年、3月初旬に入学予定者及び未修2年次進級者に対しカリキュラムガイダンス(科目履修説明会)を実施している。

カリキュラムガイダンスは、①3年履修課程1年次を対象にしたものと、②2年履修課程1年次・3年履修課程2年次を対象にしたものを同日中に行っている。

3年履修課程1年次向けには、公法系・刑事系・民事系の三系統について、また、2年履修課程1年次・3年履修課程2年次向けには、公法・刑事法・民事法に加え、租税法などの選択科目の内容について各専任教員から説明がなされている。《資料 7-1-1-1「平成25年度カリキュラムガイダンスの日程及び配布資料」参照》【解釈指針 7-1-1-1】

《資料 7-1-1-1 平成25年度カリキュラムガイダンスの日程及び配布資料》

1 日時 平成25年3月2日(土曜)14時から17時15分まで

2 日程

<2年履修課程1年及び3年履修課程2年生向け>

- (1) 専攻長挨拶
- (2) 科目履修全体の説明 (担当者: 徳本教授)
- (3) 刑事系法律基本科目の説明 (担当者: 木村教授)
- (4) 刑事系実務基礎科目の説明 (担当者: 峰教授)
- (5) 民事系法律基本科目の説明 (担当者: 大橋教授、矢崎教授、我妻教授)
- (6) 民事系実務基礎科目の説明 (担当者: 大橋教授)
- (7) 公法系科目の説明 (担当者: 徳本教授)
- (8) 選択科目全体の説明 (担当者: 徳本教授)
- (9) 倒産法及び環境法の説明 (担当者: 饗庭教授)
- (10) 租税法の説明 (担当者: 川村教授)
- (11) 労働法の説明 (担当者: 天野准教授)

<3年履修課程1年生向け>

- (1) 専攻長挨拶
- (2) 科目履修全体の説明 (担当者: 石崎教授)
- (3) 法律学全般の説明 (担当者: 前田教授)

(4) 刑事系科目の説明	(担当者：木村教授)
(5) 民事系科目の説明	(担当者：石崎教授、大橋教授、尾崎教授)
(6) 公法系科目の説明	(担当者：富井教授)
3 配布資料	(1) ガイダンス次第
	(2) 法科大学院履修案内・授業概要（シラバス）
	(3) 法科大学院時間割表（前期・後期）
	(4) 教科書・参考書一覧表（ガイダンス前に事前郵送）
	(5) 各科目予習用レジュメ

(2) 履修案内・授業概要の配布

在校生に対しては、毎年度、新年度が始まるまでに「履修案内・授業概要（シラバス）」を配布している。この中では、法科大学院における法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれの意義を明記している。また、「公共団体関連法務を中心として活躍する法曹」・「企業法務を中心として活躍する法曹」・「検事を始めとする刑事系の法務を中心として活躍する法曹」について履修モデルを示し、学生が履修計画を立てやすいように、配慮している。《別添資料3「平成25年度法科大学院履修案内・授業概要」参照》【解釈指針7-1-1-1】

(3) 個別の学生に対して行う履修相談の実施

個別の学生に対する履修相談としては、履修相談会、オフィスアワー（下記3で後述）のほか、授業後にも各教員は学生からの質問に対応している。講義によっては行列ができ、1時間を越える質問対応を行っている教員も少なくない。《資料7-1-1-2「履修相談会の実施状況」及び別添資料38「履修相談の案内に関する資料」参照》【解釈指針7-1-1-1】

《資料7-1-1-2 履修相談会の実施状況》

年度	実施日	対応者
21	4月9日・10月8日	専攻長（木村教授）及び教務委員（徳本准教授）
22	4月8日	専攻長（木村教授）及び教務委員（徳本准教授）
23	4月11日、9月7日・8日	専攻長（前田教授）及び教務委員（徳本教授）
24	4月11日・12日	専攻長（前田教授）及び教務委員（徳本教授）
25	4月3日、5日	専攻長（徳本教授）及び教務委員（矢崎教授）

(4) 成績不振者への対応

成績が不振な学生に対しては、個別に学生を呼び出し、専攻長または教務委員が個別の履修指導を行っている《資料7-1-1-3「成績不振者に対する学習相談の実施状況」参照》。その内容は、成績不振に関する自己分析を聞き出し、それに応じ、勉強方法を指導したり、進路変更の相談に乗るものになっている（その内容は、FD会議にて報告されている）。

また、各学期の中間試験及び期末試験後には、それぞれの成績不振者について、各専任教員が個別指導を行っている。【解釈指針7-1-1-1】

《資料 7-1-1-3 成績不振者に対する学習相談の実施状況》

年度		対象者
23	前期（9月）	5名（既修1年1名、未修1年1名、未修3年3名）
	後期（2月）	8名（既修1年1名、未修1年2名、未修2年2名、未修3年3名）
24	前期（9月）	1名（未修3年1名）
	後期（2月）	1名（未修3年1名）

（5）学生へのアンケート調査

第5章で述べたように、毎年、前期・後期末に授業評価アンケートを実施している。結果は、担当教員に通知され、学生から講義への意見や要望を提示する機会となっている。

また、このアンケートにおいては、対象となった授業に関するもののみならず、法科大学院の設備や学生支援に関する自由記載が認められている。そのような自由記載の内容は、FD会議で紹介され、教員が学生の要望について共通の認識を持つよう努めている。

具体的な改善に活かされた点も多く、学生へのフィードバックも適切になされている。例えば、教室マイク設備の改修、椅子等備品の更新、時計の設置、室内空調の改善、学生コミュニケーション用ホワイトボードの設置、修了生自習室の増設、学生ゼミ室（1階）の設置、期末試験準備期間の設定等は、授業評価アンケートの際の自由記載への対応の結果である。《別添資料 29「授業評価アンケート」及び別添資料 30「平成24年度後期学生アンケートの要望と回答一覧」参照》【解釈指針7-1-1-1】

（6）法科大学院が掲げる教育理念と目的に照らした履修指導

本法科大学院は、「巨大都市東京における企業活動、公益活動、さらには国際的な領域での活動など、現代社会の法律的課題に対応できる高度な能力を備えた法曹の養成」を教育理念・目的としており、これらに適った法曹を養成するための履修指導を行っている。

具体的には、上記理念・目的に適った履修モデル（「公共団体関連法務を中心として活躍する法曹」・「企業法務を中心として活躍する法曹」・「検事を始めとする刑事系の法務を中心として活躍する法曹」）を履修案内に提示し、カリキュラムガイダンス等で説明している。

また、後述のとおり、個々の学生に対してはオフィス・アワーの時間を活用して、学生が理念・目的に適った履修を実現することができるよう、十分な履修指導を行っている。

具体的な指導の内容は、個々の教員が個々の学生の状況に応じて適宜指導しているものであるが、基本的には、例えば、以下のような指導を行っている。【解釈指針7-1-1-1】

① 法曹資格の取得に向けて

法曹資格を取得するためには、公法・民事法・刑事法に関する各基本科目について、バランスの取れた十分な知識を身に付けさせる必要がある。そのため、これらに関する科目、つまり、法律基本科目の多くが必修科目として配置されていることを説明し、さらに、法律基本科目の受講に当たっては法知識を確実に習得し、それを批判的に検

討・発展させていく能力の習得を意識すべきことを指導している。

また、職業ガイダンスとして、毎年、峰ひろみ教授（検察官出身の専任教員）が、検察官の職務内容、経験談等について1時間の講演を実施しており、学生の進路選択のための重要な情報を提供している。

さらに、OB組織（晴海会）主催の講演会を学内で開催し、現役裁判官、検察官及び弁護士等が、自らの職務内容等を紹介し、実務法曹に関する具体的な有益な情報を与えている。《資料 7-1-1-4「職業ガイダンスのお知らせ」及び資料 7-1-1-5「学習相談会のお知らせ」参照》

《資料 7-1-1-4 職業ガイダンスのお知らせ》

平成25年4月4日 掲示

職業ガイダンスのお知らせ

下記の要領で、検察官の仕事テーマにした職業ガイダンスを行います。
学年、履修課程如何を問いませんので、希望者は、ご参加ください。
なお、内容は昨年度実施したものと基本的に同様です。

記

日 時：平成25年4月11日（木）午後3時から4時まで

場 所：401 教室

担 当：峰ひろみ（刑事系実務科目・刑事訴訟法担当、元検察官）

テーマ：「あなたも検察官を目指しませんか？」

内 容：検察官の仕事とやり甲斐、日常生活等、一般に知られていない検察官と検察庁の実像について、体験談を交えつつ紹介します。

《資料 7-1-1-5 学習相談会のお知らせ》

平成24年9月18日 掲示

学習相談会（講演）のお知らせ（晴海会主催）

日 時：平成24年10月6日（土）午後1時30分～3時30分

場 所：705 教室

在校生各位

上記の日時に本年度3回目の学習相談会（実務家講演）を開催いたします。

今回は通常の学習相談会ではなく、本学出身の若手実務家（修習生含む。）による講演となっております。

実務を具体的にイメージしてもらうことで、勉強に対するモチベーションを高めて頂ければと思います。

また、司法試験は実務家として働ける能力があるかを問う試験ですので、実務感覚を知っておくことは、司法試験を受験する上で役立つはずですよ。

講演を担当するのは、裁判官2名、検察官1名、弁護士3名及び修習生1名の予定です。

修習生は、修習内容や就職状況の実情についてお話しいたします。

たくさんの方のご参加をお待ちしております。

② 企業法務への対応能力について

企業法務への対応能力を身につけるためには、民事系の基本科目に加え、企業法務、知的財産法や独占禁止法などのビジネス系の展開・先端科目を受講し、十分な知識を身につける必要があることを指導している。これらの科目の受講に当たっては、法知識を確実に習得し、それを応用し発展させる能力を身につけることを意識するとともに、人間性を向上させ法的ニーズの増大・多様化に対応できるようになることを意識することに留意するよう、説明している。

また、経済学系の科目として会計学や統計学といった隣接科目を受講することにより、視野を広げるべきことも指導している。

③ 公共分野の法務への対応能力

本法科大学院においては、本学大学院政治学専攻から政治学特殊授業の提供を受けており、これらの科目の履修によって、裁判実務だけに偏らない社会的・国際的視野、公共政策的な思考を身につけるよう、指導している。また、展開・先端科目としても、公共分野で活躍した経験を有する実務家教員が担当している租税法、独占禁止法等の科目を履修するよう、指導しているところである。

また、被疑者・被告人の人権擁護と事案の真相解明を同時に目的とする刑事分野は、安全な市民生活を維持構築するという公共的な分野の一つともいえるが、これら刑事分野の法曹を目指す者に対しては、豊富に開講される刑事系の選択科目（医事刑法、経済刑法、現代社会と刑事法、刑事政策）の履修を推奨すると同時に、バランスの取れた能力を涵養するためにも、民事系の法律科目の履修も怠らないように指導している。

2 入学時の学習支援

本法科大学院では、入学者に対して、入学当初から適切に学習を開始できるよう、次のような配慮を行っている。【解釈指針7-1-1-2】

（1）入学前のカリキュラムガイダンス

新入生に対する履修指導として、上記1のとおり、履修案内等を活用しながら、導入ガイダンスを行い、基本講義の骨格等を説明している。《資料7-1-1-1「カリキュラムガイダンスでの配布資料」参照》【解釈指針7-1-1-2】

（2）入学時の新入生向けガイダンス

例年、4月初旬に入学者に対し施設・事務手続等に関するガイダンスを実施しており、法科大学院における学生生活全般にわたる留意事項等の周知等を行っている。《資料7-1-1-6「新入生ガイダンスの日程及び配布資料」参照》【解釈指針7-1-1-2】

《資料7-1-1-6 新入生ガイダンスの日程及び配布資料》

<日時> 平成25年3月29日13時～18時

<日程> 1 法科大学院ガイダンス
・専攻長挨拶
・履修案内・授業概要説明
・図書室の利用方法説明
・院生室の利用方法説明
・事務室からの連絡事項
・質疑応答

2 法情報調査
・民事法
・公法
・刑事法
・PC講習

＜配布資料＞

- 1 ガイダンス次第
- 2 事務室からの連絡事項
- 3 学生証
- 4 履修申請書
- 5 時間割
- 6 欠席申告書
- 7 事務情報システムパンフレット
- 8 教育研究用システム利用案内
- 9 定期健康診断の案内
- 10 学生相談室の案内
- 11 図書室利用案内
- 12 学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり
- 13 学研災付帯賠償責任保険加入者のしおり
- 14 法科大学院関係規則・準則集
- 15 入学式案内
- 16 法科大学院関係規則・学則・準則集
- 17 同窓会案内
- 18 セクシャルハラスメント・アカデミックハラスメント防止の手引き
- 19 教科書・参考書一括注文票を提出された方へ
- 20 法情報調査資料（公法・民事法・刑事法）
- 21 PC利用の手引き
- 22 TKC 法科大学院教育研究支援システム利用マニュアル
- 23 各種 DB 利用案内・ID 通知書

（３）事前学習の指示

上記（１）のカリキュラムガイダンスにおいて、指定教科書及び参考書の一覧を配布するとともに、事前に学習すべき内容等についても詳しく説明している。《資料 7-1-1-1「カリキュラムガイダンスでの配布資料」及び別添資料 27「平成 25 年度前期教科書・参考書指示書」参照》【解釈指針 7-1-1-2】

（４）未修 1 年生に対する特段の配慮

法学未修者に対しては、シラバスを通じ、憲法・行政法・民法・民事訴訟法・商法・刑法・刑事訴訟法に関する法律基本科目が必修科目であること、これらの科目を通じ、基本的な法概念を徹底して理解することを指導している。

特に、法学未修者が履修計画等について教員に直接相談し、助言を受けることができるよう、毎年、履修相談会を設けている（なお、履修相談は法学未修者に限られないが、毎年、相談が多いのは法学未修者の履修に関する相談である。）

さらに、未修 1 年次の法律基本科目の担当教員は、いずれも定評のある基本書を教科書として指定し、いわゆる六法を学ぶ上で最初に触れるべき基本書を適切な形で紹介することに努めている。

これらの指導により、法学未修者は法を学ぶ上で何が基本・基礎となるかについて理解を深めることができ、法学未修者も、2 年目以降、法学既修者と肩を並べ法科大学院の課程に専念でき、また、十分な教育課程上の成果を享受できるようになっている。

また、法学未修者については、上記（１）のカリキュラムガイダンスを法学既修者とは別に行っており、各法律基本科目の授業内容や学習方法等について、より丁寧に説明しているほか、授業においても、科目によっては小テストを活用し、知識の定着度をこまめに確認するなど、特段の配慮をしている。《資料 7-1-1-7「未修 1 年次法律基本科目の指定教科書」参照》【解釈指針 7-1-1-2】

《資料 7-1-1-7 未修1年次法律基本科目の指定教科書》

憲法……………野中俊彦ほか「憲法Ⅰ・Ⅱ（第5版）」、「別冊ジュリスト憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ」
行政法……………塩野宏「行政法Ⅰ（第5版）」、「別冊ジュリスト行政判例百選Ⅰ・Ⅱ」
民法……………内田實「民法Ⅰ～Ⅲ（各最新版）」
民事訴訟法…伊藤眞「民事訴訟法（第4版）」
商法……………伊藤靖史ほか「Legal Quest 会社法（第2版）」
刑法……………前田雅英「刑法総論講義（第5版）」、木村光江「刑法（第3版）」、
前田雅英「最新重要判例 250 刑法（第9版）」
刑事訴訟法…池田修ほか「刑事訴訟法講義（第4版）」

（出典：別添資料3「平成25年度法科大学院履修案内・授業概要」19～54頁）

3 オフィスアワー

専任教員は、講義期間中、原則として少なくとも1コマ/1週間のオフィス・アワーを設けることを原則としている。また、オフィス・アワーを円滑に実施することができるよう、507教室を専用教室として用意している。

オフィス・アワーの時間帯は、講義時間割に記入されており、教員は専用教室又は研究室等に待機し、学生からの質問を受けている。また、原則として、学生は事前の予約なしで自由に質問をすることができる。こうした点は「履修案内」に明記することによって、学生への周知が図られている。《資料 7-1-1-8「履修案内におけるオフィスアワーの周知」、別添資料 26「平成 25 年度法科大学院時間割表」及び別添資料 39「平成 24 年度後期オフィスアワー実施状況」参照》【解釈指針 7-1-1-3】

《資料 7-1-1-8 履修案内におけるオフィスアワーの周知》

6. オフィスアワーその他の学習支援

法科大学院専任教員（晴海キャンパスに研究室をもつ教員）は、毎週1コマオフィスアワーを設定し、院生の学修に関する相談・助言を受け付けている。授業の際に理解することができなかった点がある場合や、その他の学修に関する相談がある場合等には、積極的にオフィスアワーを活用すること。各専任教員のオフィスアワーの曜日、時限については、時間割に記載されているので、確認すること。また、教員によっては事前の予約手続きを求める場合もあるので注意すること。これらの詳細については、掲示によって連絡するので、随時掲示板をよく確認すること。なお、助教も学修等に関する相談を受け付けている。時間の都合その他の理由で専任教員等に相談することができない場合は、助教に相談すること。

（出典：別添資料3「平成25年度法科大学院履修案内・授業概要」17頁）

4 教育補助者による学習支援

本法科大学院においては、助教及び図書館司書の配置によって、教育補助者による学修支援体制を整備している。

（1）助教による助言体制

法科大学院助教（原則として公法系、民事系、刑事系の3名）については、細心の審査を行い、十分な学歴と知識を有する人物を採用している。

3名の助教は、原則として勤務時間中、助教室に待機しており、学生の質問に随時対応している。本学助教は、学生の質問や要望に対し、献身的な態度を以て対応しており、極めて充実した助言体制が構築されている。【解釈指針 7-1-1-4】

(2) 図書館司書

図書館司書による学修支援について、以下のような体制が採られている。非常勤司書2名の配置は、大学院専門図書室としては相当に充実した配置であり、優れた図書館司書による学生に対する助言体制が構築されている。【解釈指針7-1-1-4】

ア 勤務体制

(ア) 平日8時45分から17時30分まで

2人（司書資格者）がシフト制で1～2人体制

(イ) 平日17時30分から22時まで及び土日祝日9時15分から17時30分

業務委託で1人体制

イ 相談業務の現状

(ア) 本の配架場所案内

(イ) 本の検索ソフトの使用方法を説明

(ウ) 本館からの資料取り寄せの仲介

(エ) 本館の資料コピーの受け渡し

(3) 法曹資格等を有するOBによる学習支援

本法科大学院では、OB組織（晴海会）と連携し、法曹資格者や司法修習生などの修了生による学習相談会を定期的に開催しており、進路に関する事項、学生生活に関する事項、学習方法等について有意義な助言を与えている。《資料7-1-1-5「学習相談会のお知らせ」、資料7-1-1-9「修了生による学習相談会の実施状況」及び別添資料38「履修相談の案内に関する資料」参照》

《資料7-1-1-9 修了生による学習相談会の実施状況》

年度	実施日
23	9月28日、10月19日、11月16日、12月21日、1月18日、2月15日
24	5月26日、8月1日、10月6日、10月29日、2月20日

《根拠となる資料・データ》

- ・別添資料3「平成25年度法科大学院履修案内・授業概要」
17頁（オフィスアワーその他の学習支援について）
- ・別添資料26「平成25年度時間割表」
- ・別添資料27「平成25年度前期教科書・参考書指示書」
- ・別添資料29「授業評価アンケート」
- ・別添資料30「平成24年度後期学生アンケートの要望と回答一覧」
- ・別添資料38「履修相談の案内に関する資料」
- ・別添資料39「平成24年度オフィスアワー実施状況」

7-2 生活支援等

基準 7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-2-1 に係る状況)

本法科大学院においては、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援については、学生委員会を設置し、当該委員会が中心となって、組織的かつ継続的に、学生生活支援の充実を実現しているところである。《資料 7-2-1-1「学生委員会の設置」参照》【解釈指針 7-2-1-1】

《資料 7-2-1-1 学生委員会の設置》

法科大学院における委員会等に関する準則(抜粋)

(学生委員会の設置)

第11条 法科大学院に、法科大学院学生委員会(以下「学生委員会」という。)を置く。

(学生委員会の職務)

第12条 学生委員会は、以下の各号に掲げる事項を職務とする。

- (1) 学生の適応相談に関する事項
- (2) 授業料等の減額及び免除に関する事項
- (3) 学生指導に関する事項
- (4) その他法科大学院の学生生活に関するすべての事項(ただし、セクシャルハラスメント又はアカデミックハラスメントに関する事項を除く。)

(出典：別添資料10「法科大学院における委員会等に関する準則」)

なお、具体的には、以下のとおり学生に対する生活支援体制を確立している。

1 経済的支援

本法科大学院は、入学料を282,000円(東京都の住人については141,000円)、授業料を年額663,000円(平成25年度)とし、全国的にも低額の費用で学生が学修することが可能となっている。このように学修の費用が低額であることは、すべての法科大学院の学生に対する経済的支援となっているところである。

また、その他の経済的支援として、以下のような措置をとっている。【解釈指針 7-2-1-1】

(1) 学内制度

学内制度としては、①入学料減免制度、②授業料減免・分納制度、③大学院研究支援奨学金制度があり、学生に対する経済的支援の充実を図っている。

その他の特別な経済的支援として、東日本大震災により被災された地域に学生・受験生本人もしくは本人の学資を負担する方の世帯があった場合は、申請・審査に基づき、入学考査料・入学料及び授業料を減額又は免除する措置をとっている。《資料 7-2-1-2「入学料減免制度実績」、資料 7-2-1-3「授業料減免制度実績」、資料 7-2-1-4

「大学院研究支援奨学金の給付実績」、別添資料 40「入学料減免制度に関する規程」、別添資料 41「入学料減免・授業料減免についてのお知らせ」、別添資料 42「授業料減免制度に関する規程」、別添資料 43「授業料減免・分納についてのお知らせ」、別添資料 44「大学院研究支援奨学金制度に関する規程」、別添資料 45「大学院研究支援奨学金奨学生候補者推薦基準について」参照》【解釈指針 7－2－1－1】

《資料 7-2-1-2 入学料減免制度実績》

対象者	区分	実績		
		23 年度	24 年度	25 年度
経済的理由により入学料の納付が極めて困難な者	全額免除	0 名	0 名	1 名
	半額免除	0 名	0 名	0 名

《資料 7-2-1-3 授業料減免制度実績》

対象者	区分	実績					
		22 年度		23 年度		24 年度	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期
経済的理由により授業料の納付が困難な者	全額免除	12 名	6 名	8 名	10 名	8 名	10 名
	半額免除	7 名	13 名	6 名	2 名	4 名	4 名
	分納	7 名	3 名	4 名	2 名	1 名	2 名

《資料 7-2-1-4 大学院研究支援奨学金の給付実績》

対象者	給付金額	24 年度実績
学業成績が優れた者	165,000 円	12 名

(2) 学外の制度の利用

本法科大学院においては、日本学生支援機構等による奨学金制度の利用が可能となっている。特に、日本学生支援機構による奨学金制度は、多数の学生によって利用されているところである《資料 7-2-1-5「日本学生支援機構奨学金の採用実績」及び別添資料 46「奨学生募集についてのお知らせ」参照》。【解釈指針 7－2－1－1】

《資料 7-2-1-5 日本学生支援機構奨学金の採用実績》

種別	22 年度	23 年度	24 年度
1 種	33 名	23 名	25 名
2 種	26 名	9 名	12 名

2 生活全般

生活全般に関する相談に対応するため、学生相談室が設置されている。学生は、相談室にて、毎週 1 回カウンセラー（臨床心理士）による相談を受けることができる。

法科大学院の心理相談員は、相談件数は少ないものの、①相談の中で多忙な学業生活や司法試験に関する相談が出ることが多く、学生が緊迫感のある生活を送っていること、②断続的で不定期の来室が多いこと、③自主的に悩みを処理しようとする学生が多く、勉学や生活への不適応を感じてからようやく来室する傾向があること、を指摘している

《資料 7-2-1-6「学生相談室の利用実績」及び別添資料 47「学生相談室に関する資料」参照》。

学生相談室は、多忙かつ将来不安を抱える中での法科大学院の学生としての生活において、重要な助言を得る機会を提供しているものと思われる。【解釈指針 7-2-1-2】

《資料 7-2-1-6 学生相談室の利用実績》

年度	22	23	24
件数	88 件	56 件	74 件

3 健康診断

毎年、全学生を対象とする健康診断が開催されている。その際に、学生は専門家による健康上の相談を受けることができる。《別添資料 48「医務室の案内に関する資料」参照》【解釈指針 7-2-1-2】

4 セクハラ・アカハラ防止のための体制

セクハラ・アカハラを防止し、また、学生のセクハラ・アカハラに関する相談に適切に対処するために以下のような体制がとられている。【解釈指針 7-2-1-2】

(1) 法科大学院での人員体制（平成 25 年度）

- ・相談員 教員 1 名、事務職員 2 名
- ・セクハラ・アカハラ部会委員 教員 1 名
- ・セクハラ・アカハラ防止委員会 法学系と共通で教員 2 名

(2) 相談体制

相談員は、各自相談受付日を設け（曜日と時間帯を設定している）、適宜寄せられた相談を受けることとなっている。相談の方法は、面談、電話、メールなどにより、随意受け付けている。

また、相談員は、定期的に、相談状況についてセクハラ等防止委員会に報告することが要求されている（ただし、相談の有無や件数に関するのみで、具体的な相談内容や相談者の個人情報についての報告は行わない）。

相談員は、セクハラ・アカハラ防止委員会主催の研修に参加し、研鑽に努め適切に対応できるよう体制を整えている。《資料 49「セクハラ・アカハラ防止委員会規程」及び資料 50「セクハラ・アカハラ防止対策に関する資料」》

《根拠となる資料・データ》

- ・別添資料 10「法科大学院における委員会等に関する準則」第 11-12 条（学生委員会）
- ・別添資料 40「入学料減免制度に関する規程」
- ・別添資料 41「入学料減免・授業料減免についてのお知らせ」
- ・別添資料 42「授業料減免制度に関する規程」
- ・別添資料 43「授業料減免・分納についてのお知らせ」
- ・別添資料 44「大学院研究支援奨学金制度に関する規程」
- ・別添資料 45「大学院研究支援奨学金奨学生候補者推薦基準について」
- ・別添資料 46「奨学生募集についてのお知らせ」

- ・別添資料 47「学生相談室に関する資料」
- ・別添資料 48「医務室の案内に関する資料」
- ・別添資料 49「セクハラ・アカハラ防止委員会規程」
- ・別添資料 50「セクハラ・アカハラ防止対策に関する資料」

7-3 障害のある学生に対する支援

基準 7-3-1

身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

(1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。

(2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

(基準 7-3-1 に係る状況)

現在のところ格別の対応が必要な障害を持った学生はおらず、具体的な対応をした経験はない。ただし、設備については次のものが整備済みであり、修学上の障害はない。

- ・床面段差（エントランス、教室出入口、廊下等）の解消
- ・エレベーター（車いす対応、点字案内付）
- ・スペースの広いトイレ（呼出用インターホン付。各フロアに整備）
- ・階段、廊下及びトイレ（小・大便器近傍）への手すり設置
- ・車いす利用者用駐車スペース

また、障害を持つ学生が実際に入学した場合には、当然に、修学上の支援を行う予定である。

《根拠となる資料・データ》

- ・別添資料 51「晴海キャンパス校舎案内図」

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準 7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準 7-4-1 に係る状況）

本法科大学院においては、以下のとおりの職業支援を行っている。

1 就職支援委員会の設置

本法科大学院では、学生がその能力及び、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、「就職支援委員会」を設置しており、教員1名を就職支援委員として任命している。《資料 7-4-1-1「就職支援委員会の設置」参照》

《資料 7-4-1-1 就職支援委員会の設置》

法科大学院における委員会等に関する準則（抜粋）

（就職支援委員会の設置）

第18条の2 法科大学院に、法科大学院就職支援委員会（以下「就職支援委員会」という。）を置く。

（就職支援委員会の職務）

第18条の3 就職支援委員会は、以下の各号に掲げる事項を職務とする。

- (1) 学生の就職指導に関する事項
- (2) 就職情報の収集及び提供に関する事項
- (3) その他学生の就職に関するすべての事項

（出典：別添資料 10「法科大学院における委員会等に関する準則」）

2 実務家教員による進路に関する助言

本法科大学院の実務家教員・実務家出身専任教員は、積極的に学生に対し進路指導・助言を行っている。

前述のように、本法科大学院では全専任教員がオフィス・アワーを設けることとしており、各実務家専任教員もオフィス・アワーを設け、実務経験者としての経験を活用した助言や指導を行っている。

また、法科大学院の学生向け職業ガイダンスとして、毎年、峰ひろみ教授（検察官出身の専任教員）が、検察官の職務内容、経験談等について1時間の講演を実施しており、学生の進路選択のために重要な情報と経験を得る機会となっている。《資料 7-1-1-4「職業ガイダンスのお知らせ」参照》

3 エクスターンシップ

本法科大学院では、実務家教員の所属する法律事務所等の協力を得て、事前研修・事務所への派遣・事後研修を内容とする「エクスターンシップ」を設置している。そして、学生の希望に沿うように派遣先を決定するなどの配慮をすることによって、学生が主体的な進路選択のために必要となる情報を得ることができるよう努めている。

4 情報提供

就職支援のための情報提供として、学内に専用掲示板を設置し、求人情報（国家・地

方公務員、各種公共団体及び企業等）のほか、合同会社説明会、官庁・弁護士会等が主催する就職説明会等の情報を学生に提供している。《別添資料 52「職業支援に係る情報提供に関する資料」参照》

さらに、OB組織（晴海会）主催の講演会を学内で開催し、現役裁判官、検察官及び弁護士等による有益な情報提供も行っている。《資料 7-1-1-5「学習相談会のお知らせ」参照》

《根拠となる資料・データ》

- ・別添資料 10「法科大学院における委員会等に関する準則」
第 18 条の 2-3（就職支援委員会）」
- ・別添資料 52「職業支援に係る情報提供に関する資料」

2 特長及び課題等

1 特長

優れた点は、以下の五点である。

第一に、毎年、履修指導のためのガイダンス、シラバス配布がなされており、履修指導のための十分な体制が構築されている点が挙げられる。

第二に、教員と学生のコミュニケーションを促進する体制が構築されている点が挙げられる。各専任教員は毎週1回、オフィス・アワーの開講が義務付けられ、授業評価アンケートを媒介とした学生支援のためのコミュニケーションもなされている。オフィス・アワーやアンケートの実施状況については、随時FD会議に報告され、全教員で情報を共有できる体制が構築されている。

第三に、極めて充実した教育補助者による学修支援が挙げられる。助教・図書館司書による学生に対する学修支援体制は極めて充実しており、学生は教員以外にも、教育補助者による高度な学修支援を受けることができる。

第四に、健康相談、経済的支援、アカハラ・セクハラ防止体制についても、十分な体制が構築されている点が挙げられる。

第五に、エクスターンシップの実施や、実務家教員の努力により、学生の主体的な進路選択の基礎となる情報等が提供されている点が挙げられる。

このように本法科大学院が学生支援のために構築した体制は、極めて優れている。

2 課題等

基本的に、学生支援の体制について、緊急に改善を要する点は存在しない。

ただし、法科大学院の学生を取り巻く状況は刻々と変化しており、今後、対応すべき課題が多々、生じてくるものと思われる。なお、就職支援の一環としての、修了生の進路把握についても、修了生全員に郵送による調査を実施しており、これ以上徹底した方法は見いだしがたいとはいえ、より回答率を上げるため、晴海会の協力も得つつ、よりよい方策を検討している。

また、特に、現在は障害を有する学生はいないが、本法科大学院はそのような入学志願者に対しても門戸を広く開放しており、今後、実際に入学する可能性は十分に考えられると思われる。現在の設備・体制によっても一定程度の対応は可能であるが、より適切な対応が可能となるように、学生委員会を中心として、障害を持つ学生に対する支援体制をより充実したものとするための検討を進めることは、改善を要する点であると思われる。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格及び評価

基準8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

（基準8-1-1に係る状況）

別紙様式3に記載した教員一覧のとおり、本法科大学院においては、大学評価・学位授与機構の基準に照らし、専任教員13名、兼任教員17名、兼任教員16名、計46名の教員を配置している。なお、本法科大学院には3名の実務家教員が「1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担う者」に該当するが、本法科大学院の場合、形式的基準上、いわゆる実務家みなし専任教員は2名までしか充てることができないため、本自己評価書においては、そのうちの1名（饗庭教授）を、形式的に兼任教員と位置づけているところである。しかし、この点を考慮すると、実質的には、本法科大学院には14名の専任教員（兼任教員は15名）が在籍しているといえることができる。

そして、専任教員について、入学定員（52名）及び収容定員（156名）から算出される設置基準に照らすと、下表《資料8-1-1-1「設置基準と教員実数の比較」》のとおりであるため、教育上必要な教員が置かれているといえることができる。

《資料8-1-1-1 設置基準と教員実数の比較》

	設置基準	教員実数
専任教員	12名以上	13名
専・他	4名まで	2名
実	3名以上	5名
（実・専）	1名以上	3名
（実・み）	2名まで	2名

※教員実数は、形式的基準に照らしての人数である。

《根拠となる資料・データ》

- ・別紙様式3「教員一覧、教員分類別内訳」

基準 8-1-2：重点基準

基準 8-1-1 に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準 8-1-2 に係る状況)

1 専任教員の各号への該当

本法科大学院の専任教員は、別紙様式 3 に記載した教員一覧のとおりであり、各専任教員は、それぞれの専攻分野について、(1) ～ (3) の各号のいずれかに該当するといえることができる。

まず、研究者の専任教員（実務家教員以外の専任教員）8 名については、例外なく、(1) の基準に合致している。

また、実務家教員にあたる専任教員 5 名については、例外なく、(2) に該当するものである。ただし、笠井教授については、(2) に該当するのみならず、教育上又は研究上の業績、さらには特に優れた知識及び経験も有することから、すべてに該当する。

2 専任教員の指導能力その他

野中教授を除き、専任教員は、皆、長年にわたる教育歴を有しており、専門分野に関する高度な教育上の指導能力がある。また、野中教授は、教育歴は浅いものの、十分に高度な教育上の指導能力があると認められるところである。

このように、本法科大学院における専任教員は全員が基準 8-1-2 に掲げられた基準のいずれかに合致する教員である。

なお、本法科大学院の 13 名の専任教員の内、11 名の教員（石崎教授、大橋教授、川村教授、篠田教授、富井教授、峰教授、徳本教授、矢崎教授、我妻教授、笠井教授、野中教授）は、法科大学院（法曹養成専攻）のみに所属する専任教員であり、他専攻の専任教員を兼ねておらず、適正な配置となっている。

なお、併任教員 2 名についても、平成 25 年度末までには、併任を解消することとなっている。【解釈指針 8-1-2-1】【解釈指針 8-1-2-2】

《根拠となる資料・データ》

- ・別紙様式 3 「教員一覧、教員分類別内訳」
- ・別添資料 4 「首都大学東京法科大学院ウェブサイト」（教員一覧）

基準 8-1-3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

（基準 8-1-3 に係る状況）

本法科大学院においては、法科大学院の教授会に当たる法科大学院専攻会議が整備されている。《資料 8-1-3-1「専攻会議の設置等」参照》

専攻会議は、法科大学院専攻長を中心に、法科大学院専任教員によって構成される会議体であるため、法科大学院の教員の教育上の指導能力、研究上の能力等を適切に評価することができる。

そして、本法科大学院における教員の採用、昇任その他の人事については、この専攻会議が関与することによって行われるため、適切な教員評価体制が整備されているといえることができる。

《資料 8-1-3-1 専攻会議の設置等》

首都大学東京法科大学院規則（抜粋）

（専攻会議の設置）

第3条 法科大学院に、専攻会議を置く。

（専攻会議の構成）

第4条 専攻会議は、法科大学院専任教員をもって構成する。

2 前項の規定にかかわらず、専攻長が必要と認める場合は、専攻会議の構成員に、法科大学院における授業科目を担当するその他の教員を加えることができる。

3 専攻会議の議長は、専攻長とする。

（専攻会議の職務）

第5条 以下の各号に掲げる事項は、専攻会議が審議し、専攻長が決定するものとする。ただし、社会科学研究所教授会における審議が必要な事項については、この限りでない。

(1) 法科大学院における学生の入学、課程の修了その他学生の在籍に関する事項

(2) 法務博士（専門職）の学位の授与に関する事項

(3) 法科大学院の教育課程の編成その他の教育に関する事項

(4) 法科大学院における研究活動に関する事項

(5) その他法科大学院の運営に関し、必要な事項

（出典：別添資料 5「首都大学東京法科大学院規則」）

なお、具体的な人事・教員決定等の手続については、以下のとおりである。

1 専任教員の採用及び昇任

専任教員の採用及び昇任等の人事については、基本的には、公立大学法人首都大学東京（以下「法人」という。）の委員会である人事委員会（根拠規定：「公立大学法人首都大学東京人事委員会規則」）の議を経て、学長の申出に基づき、法人の理事長が任命する手続となっている（《資料 8-1-3-2「教員の任命」参照》）。

《資料 8-1-3-2 教員の任命》

公立大学法人首都大学東京教職員の任命等に関する規則（抜粋）

（任命）

第4条 公立大学法人首都大学東京組織規則（平成17年法人規則第3号。以下「組織規則」という。）に定める職の任用の必要が生じた場合においては、理事長は、採用、再任、昇任、異動（転任又は配置換をいう。）、兼務又は降任のいずれか一の方法により、任期を定めて教職員を任命することができる。

そして、人事委員会審査の前提として、人事委員会の部会として設置される教員選考委員会が、教員の採用、昇任その他の人事に関する原案を厳格に審査し、人事委員会に報告することとなっている。

ただし、原案を作成する教員選考委員会の構成は、(a)社会科学研究科長、(b)社会科学研究科長が指名する同分野の学内教員、(c)学長が指名するFD担当や産学公連携担当等の学内教員、(d)社会科学研究科長が推薦し、学長が指名する同分野の学外教員となっており、(b)に該当する同分野の学内教員は、必ず、法科大学院専任教員が当たると考えられ、当該教員は、法科大学院における専攻会議の意思を反映させるべく、当該委員会に参加するものである。したがって、その点において、法科大学院専攻会議における教員の適切な評価を反映させた人事を行うことができるようになっている。

なお、従前の例においては、法科大学院専攻会議における教員評価に基づく意見について、教員選考委員会、人事委員会における審査で否定されたことはない。その意味で、これまで、法科大学院専攻会議による適切な教員評価に基づく専任教員の採用及び昇進が実施されてきたと考えられる。《別添資料12「首都大学東京人事委員会規則」参照》

2 兼任教員の決定

兼任教員の決定については、法科大学院専攻会議において、各教員ごとに教育上の指導能力等を評価して行うこととなっている。具体的には、各年度の開講科目及び授業担当教員については、専攻会議において審議し、専攻長が決定することとなっている（別添資料5「首都大学東京法科大学院規則」第5条第3号）が、その際、兼任教員の適切性についても、審議・検討されている。

3 非常勤教員の決定

また、非常勤教員についても、非常勤教員の決定については、法科大学院専攻会議において経歴・業績等を具体的に審議し、専攻長が決定することとなっている。

《根拠となる資料・データ》

- ・別添資料5「首都大学東京法科大学院規則」第3～5条（専攻会議の設置等）
- ・別添資料12「首都大学東京人事委員会規則」

8-2 専任教員の配置及び構成

基準8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

社会科学研究科法曹養成専攻は、収容定員が156名であるため、上記基準により必要とされる専任教員の人数は、12名である。そして、現在、本法科大学院では13名の専任教員を置いているので、上記基準を満たしているといえることができる。【解釈指針8-2-1-3】

専任教員13名のうち、11名が法曹養成専攻にのみ属している。【解釈指針8-2-1-1】※【解釈指針8-1-2-2】の特例により問題とならない。

また、専任教員13名全員が教授である。【解釈指針8-2-1-2】

なお、基準8-1-1においても述べたが、本法科大学院の饗庭教授（民法・倒産法・環境法）は、「1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担う者」であるが、形式的基準上、本法科大学院のみなし専任教員を置くことができる人数が2名であるため、形式的に兼任教員と記載しているに過ぎず、饗庭教授も、実質的には専任教員と位置づけられるところである。

《根拠となる資料・データ》

- ・別紙様式3「教員一覧、教員分類別内訳」
- ・別紙様式4「科目別専任教員数一覧」

基準 8－2－2：重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

（基準 8－2－2に係る状況）

法律基本科目については、憲法 1 名（富井教授）、行政法 1 名（徳本教授）、民法 3 名（石崎教授、大橋教授、篠田教授）、商法 1 名（矢崎教授）、民事訴訟法 2 名（我妻教授、野中教授）、刑法 2 名（前田教授、木村教授）、刑事訴訟法 2 名（前田教授、峰教授）の各科目について、適切に指導することができる専任教員を配置している。

また、本学は入学定員が 52 名であり、【解釈指針 8－2－2－1】は問題とならない。

《根拠となる資料・データ》

- ・別紙様式 3 「教員一覧、教員分類別内訳」
- ・別紙様式 4 「科目別専任教員数一覧」

基準 8-2-3

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

(基準 8-2-3 に係る状況)

1 専任教員の科目別配置等のバランス

専任教員 13 名の科目別及び年齢構成別内訳は、以下のとおり適切なバランスとなっている《資料 8-2-3-1「専任教員の担当科目」及び資料 8-2-3-2「専任教員の年齢構成」参照》

《資料 8-2-3-1 専任教員の担当科目》

法律基本科目							法律実務 基礎科目	基礎法学・ 隣接科目	展開・ 先端科目
憲法	行政法	民法	商法	民事 訴訟法	刑法	刑事 訴訟法			
1	1	3	1	2	2	2	5	1	7

《資料 8-2-3-2 専任教員の年齢構成》

年齢	人数
60 歳代	4
50 歳代	5
40 歳代	3
30 歳代	1

また、本法科大学院の教育理念は、「巨大都市東京における企業活動、公益活動、さらには国際的な領域での活動など、現代社会の法律的課題に対応できる高度な能力を備えた法曹の養成」であるが、特に、公立大学法人が設置する法科大学院であることからすると、公益活動における現代社会の法律的課題に対応できる高度な能力を備えた法曹の養成が重要となるが、この点に配慮し、元東京都主税局税制部長である川村教授を、展開・先端科目（租税法）の専任教員として配置している。【解釈指針 8-2-3-1】

2 教育上主要と認められる授業科目の担当教員

本法科大学院の教育理念は「東京をはじめとする大都市の抱える複雑な問題に対して、それを解決する能力を有する法曹を養成すること」であり、学生がこのような法曹となるために最も重要なことは、法律学の基礎が確固たるものとなっていることが大前提であると考えている。そのため、本法科大学院においては、すべての必修科目を教育上主要な科目と考えている。

これら平成 25 年度における必修科目について、専任教員が担当するものと、その他の教員が担当するものを区分すると、以下《資料 8-2-3-3「必修科目における専任教員担当分の割合」》のとおりである。

《資料 8-2-3-3 必修科目における専任教員担当分の割合》

区分	必修科目単位数	専任教員担当科目単位数	割合
法律基本科目	86	62	72.1%
法律実務基礎科目	6	6	100%
計	92	68	73.9%

※2クラス開講科目については、クラスごとに単位数を計算した。また、複数教員で担当する科目（刑事訴訟法総合、刑事訴訟実務の基礎、法曹倫理）については、いずれも専任教員が授業内容の決定及び責任を負うことから、専任教員担当科目として計算した。

このように、必修科目として開講されている授業のうち、73.9%の科目は専任教員によって担当されており、本法科大学院においては、教育上主要と認められる授業科目について、基準を満たす専任教員を配置している。

《根拠となる資料・データ》

- ・別紙様式1「開設授業科目一覧」
- ・別紙様式3「教員一覧、教員分類別内訳」
- ・別紙様式4「科目別専任教員数一覧」

基準 8-2-4 : 重点基準

基準 8-2-1 に定める専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準 8-2-4 に係る状況)

基準 8-2-1 に規定する専任教員数が 12 名であるため、上記基準を満たす人数は 3 名以上ということとなり、このうち 2 名については、解釈指針 8-2-4-2 により、いわゆるみなし専任教員（1 年につき 6 単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担う者）で構わないこととなる。

本法科大学院の実務家専任教員は 5 名（うち、2 名が上記のみなし専任教員に当たる（笠井教授、野中教授）。）であり、上記基準を満たすものである。

なお、5 名の実務家教員は、専攻分野における実務の経験を有し、高度な実務の能力を有する者である。《資料 8-2-4-1「実務家教員の経験等」参照》

また、担当科目は、いずれも実務経験との関連が認められるものである。【解釈指針 8-2-4-1】

《資料 8-2-4-1 実務家教員の経験等》

氏名	専攻分野	実務経験	経験の内容	担当科目
大橋弘	民法	36 年	かつて、裁判官として実務に携わっていた。	民法総合 1、民法総合 2、民法総合 4、民法演習、法曹倫理
笠井治教授	刑事訴訟法	38 年	刑事系法務において、弁護士として実務に携わっている。	刑事訴訟実務の基礎、模擬裁判、法曹倫理、エクスターンシップ
川村栄一教授	租税法	35 年	かつて、東京都において、主税局税制部長等として実務に携わっていた。	租税法 1、租税法 2、租税法演習、租税訴訟実務の基礎
野中伸子教授	民事訴訟法	12 年 6 カ月	裁判官として実務に携わっている。	民事訴訟法総合 2、民事訴訟実務の基礎
峰ひろみ教授	刑事訴訟法	5 年 6 カ月	かつて、検察官として実務に携わっていた。	刑事訴訟法、刑事訴訟実務の基礎、模擬裁判、法曹倫理、刑事裁判と事実認定、刑事政策

なお、みなし専任教員にあたる笠井教授、野中教授は、平成 25 年度においては、それぞれ 6 単位以上の授業科目を担当し、かつ、法科大学院の組織運営の基礎になる専攻会議の構成員であり、組織の運営について責任を担っている《資料 8-2-4-2「専攻会議の構成及び職務」及び別紙様式 3「教員一覧、教員分類別内訳」参照》。【解釈指針 8-2-4-2】

《資料 8-2-4-1 専攻会議の構成及び職務》

首都大学東京法科大学院規則(抜粋)

(専攻会議の構成)

第4条 専攻会議は、法科大学院専任教員をもって構成する。

2 前項の規定にかかわらず、専攻長が必要と認める場合は、専攻会議の構成員に、法科大学院における授業科目を担当するその他の教員を加えることができる。

3 専攻会議の議長は、専攻長とする。

(専攻会議の職務)

第5条 以下の各号に掲げる事項は、専攻会議が審議し、専攻長が決定するものとする。ただし、社会科学研究科教授会における審議が必要な事項については、この限りでない。

(1) 法科大学院における学生の入学、課程の修了その他学生の在籍に関する事項

(2) 法務博士(専門職)の学位の授与に関する事項

(3) 法科大学院の教育課程の編成その他の教育に関する事項

(4) 法科大学院における研究活動に関する事項

(5) その他法科大学院の運営に関し、必要な事項

(出典：別添資料5「首都大学東京法科大学院規則」)

《根拠となる資料・データ》

・別紙様式3「教員一覧、教員分類別内訳」

・別添資料5「首都大学東京法科大学院規則」第4～5条(専攻会議の構成等)

基準 8－2－5

基準 8－2－4 に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも 3 分の 2 は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

（基準 8－2－5 に係る状況）

本法科大学院における実務家専任教員（みなし専任も含む）のうち、笠井教授・野中教授・大橋教授、峰教授の 4 名は、法曹としての実務の経験を有する者である。したがって、基準 8－2－4 の基準に適う 5 名の実務家教員のうち、4 名は法曹としての実務の経験を有する者となる。

したがって、法曹としての実務の経験を有する者であることを要する実務家教員の数は 2 名（ $3 \times 2 / 3$ ）を超えて満たしていることとなる。

《根拠となる資料・データ》

・別紙様式 3 「教員一覧、教員分類別内訳」

8-3 教員の教育研究環境

基準 8-3-1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

(基準 8-3-1 に係る状況)

本法科大学院専任教員の平成 25 年度の授業負担については、大半の者が、年間 20 単位以下であり、年間 30 単位以上の授業負担を有する教員はいない。《資料 8-3-1-1「専任教員の授業負担」参照》【解釈指針 8-3-1-1】

《資料 8-3-1-1 専任教員の授業負担》

氏名	授業負担	氏名	授業負担
石崎 教授	10 単位	前田 教授	21.9 単位
大橋 教授	18.4 単位	峰 教授	12.7 単位
川村 教授	19 単位	矢崎 教授	16 単位
木村 教授	24 単位	我妻 教授	10 単位
篠田 教授	6 単位	笠井 教授	8.9 単位
徳本 教授	27.1 単位	野中 教授	6 単位
富井教授	(研究専念期間)		

また、兼任教員の授業負担についても、その授業負担は、適正な範囲内にとどめられているといえることができる。《資料 8-3-1-2「兼任教員授業負担」参照》

《資料 8-3-1-2 兼任教員の授業負担》

氏名	授業負担	氏名	授業負担
大澤 教授	2 単位	北村 准教授	4 単位
桶舎 教授	2 単位	木村 准教授	3.8 単位
長谷川 教授	2 単位	作内 准教授	0.9 単位
深津 教授	2 単位	谷口 准教授	2 単位
星 教授	4 単位	種村 准教授	4 単位
山神 教授	4 単位	堤 准教授	1.2 単位
天野 准教授	2 単位	中岡 准教授	1.1 単位
尾崎 准教授	6 単位	堀田 准教授	2.1 単位
門脇 准教授	4 単位		

<注> 兼任教員の授業負担は、本法科大学院における単位数のみ計上している。

《根拠となる資料・データ》

- ・別紙様式 3 「教員一覧、教員分類別内訳」

基準 8-3-2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

（基準 8-3-2 に係る状況）

首都大学東京においては、平成 19 年 10 月 1 日に「公立大学法人首都大学東京教員の特別研究期間制度（サバティカル）に関する規程」が整備され、各教員は、原則として、7 年毎に 1 年間のサバティカルを採ることが可能となっている。本規程に基づく特別研究期間は、法科大学院の専任教員に対しても与えられる《資料 8-3-2-1「研究専念期間について定めた規程」及び資料 8-3-2-2「特別研究期間の取得実績」参照》。

《資料 8-3-2-1 研究専念期間について定めた規程》

公立大学法人首都大学東京教員の特別研究期間制度（サバティカル）に関する規程

（目的）

第 1 条 この規程は、公立大学法人首都大学東京（以下「法人」という。）が設置する大学（以下「本学」という。）の教員（教授及び准教授（公立大学法人首都大学東京組織規則（平成 17 年法人規則第 3 号）第 19 条に定める教授及び准教授をいう。）に任命する者をいう。以下同じ。）の特別研究期間制度について必要な事項を定めることを目的とする。

（特別研究期間）

第 2 条 特別研究期間とは、専門分野に関する教育研究能力の更なる向上のため、教員に対して、日常的な教育及び管理運営の負担を免除し、一定期間継続的に自主的な調査研究に専念することを認める期間をいう。

2 前項の期間は、原則 6 月以上 1 年以内の引き続く一の期間とし、この期間内において、複数の年度にわたる期間を設定することができる。

3 前項の規定にかかわらず、産業技術大学院大学に所属する教員については、5 月以内の期間とすることができる。

4 特別研究期間の始期は、原則 4 月又は 10 月とする。ただし、前項に該当する場合は、別に定めることができる。

（要件）

第 3 条 教員は、次の各号のいずれにも該当する場合に、特別研究期間の取得を申請することができる。

(1) 第 1 条に定める教員に任用後又は直近の特別研究期間終了後から起算して、継続的に勤務した期間が 7 年以上であること。

(2) 第 1 条に定める教員に任用された年度又は直近の特別研究期間が終了した翌年度から起算して、年度評価（公立大学法人首都大学東京大学教員の評価に関する規程（平成 18 年度法人規則第 9 号）第 4 条に定めるものをいう。以下同じ。）において、B 以上の総合評価を 7 回以上得ていること。

(3) 第 1 号の規定にかかわらず、第 2 条第 3 項を適用する場合は、第 1 条に定める教員に任用後又は直近の特別研究期間終了後から起算して、継続的に勤務した期間が 3 年以上であること。

(4) 第 2 号の規定にかかわらず、第 2 条第 3 項を適用する場合は、第 1 条に定める教員に任用された年度又は直近の特別研究期間が終了した翌年度から起算して、年度評価において、B 以上の総合評価を 3 回以上得ていること。

2 前項第 1 号及び第 3 号の期間の計算においては、原則として、公立大学法人首都大学東京教職員就業規則（平成 17 年度法人規則第 21 号）第 13 条第 1 項各号に定める休職、同規則第 21 条に定める結核休養及び同規則第 48 条第 3 号に定める停職並びに公立大学法人首都大学東京教職員育児・介護休業規則（平成 17 年法人規則第 38 号）に定める育児休業及び介護休業（いずれも連続した 1 月以上のものに限る。）の期間は除算する。

3 第 1 項の規定にかかわらず、当該年度末の年齢が 65 歳である場合又は当該年度内に退職となることが明らかな場合は、原則として特別研究期間を取得することはできない。

4 部局長（公立大学法人首都大学東京組織規則（平成 17 年法人規則第 3 号。以下「組織規則」という。）第 12 条に定める者をいう。以下同じ。）は、第 1 項に掲げたもののほかに、別途要件を定めることができる。

(平19規程71・平22規程34・一部改正)

(特別研究期間中の兼業・兼職)

第4条 特別研究期間中に兼業・兼職しようとする場合は、公立大学法人首都大学東京教職員の兼業等に関する規則（平成17年法人規則第23号）に定める手続により許可・承認を得て、研究に支障のない範囲で兼業・兼職に従事することができる。

(手続)

第5条 特別研究期間を取得しようとする教員は、所属する部局長に対し、取得期間、研究の概要等を申請しなければならない。

2 部局長は、前項の申請を受けた場合には、当該教員の専門分野に関する教育研究能力の更なる向上が期待でき、かつ、当該部局の教育・研究に支障がないと認めるときは、当該教員を学長に推薦するものとする。

3 学長は、前項の推薦の内容について、本学の教育・研究活動の活性化を通じた質の向上や若手専任教員の育成等に寄与すると認める場合には、これを承認するものとする。

4 特別研究期間中に所属勤務場所を離れて調査研究に従事する場合は、出張等の所定の手続を行わなければならない。

(報告)

第6条 特別研究期間を取得した者は、当該期間終了後1月以内に、所属する学長に対して、報告書を提出しなければならない。

《資料 8-3-2-2 特別研究期間の取得実績（法科大学院専任教員のみ）》

氏名	取得期間
我妻 教授	平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日
篠田 教授	平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日
富井 教授	平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日（予定）

基準 8－3－3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

（基準 8－3－3 に係る状況）

1 助教の配置

法科大学院の専任教員の教育上の職務を補助するために、本学では、3名の助教を配置している。3名の助教は、それぞれ公法系、刑事系、民事系を専門とする者から選任されることとされており、学生に対する授業に関する連絡、授業資料の作成等を行っている。

また、教員が多忙の際等には、各人の専攻分野に関する学修相談も行っており、教員を適切に補助しているものである。

2 図書室における司書の配置

また、法科大学院図書室には、司書資格を有する者2名を中心とする担当者が、平日は午前9時から22時まで、また、土日祝日は午前9時15分から17時30分まで、それぞれ在室しており、学生に対して、本の配架場所案内、本の検索ソフトの使用方法的説明等を行い、専任教員の教育上の補助を行っている。また、これらの者が、学生教育補助・教員の研究支援の一環として、南大沢にある本館からの資料取り寄せのための事務・本館からの資料コピーの取り寄せのための事務・他大学図書館利用に関する事務も行っている。

2 特長及び課題等

1 特長

本法科大学院における教員組織に関して優れていると考えられる点は、サバティカル制度が確立している点である。サバティカル制度によって教員が一定年限毎に研究専念期間が与えられることは、単に教員の研究に資するのみでない。そもそも、法科大学院における教育は、教員の法理論研究の充実を前提としてのみ、可能となると考えられ、このような研究の質を向上させる制度があることは、法科大学院の教育の質を向上させることになると考えられる。

サバティカル制度自体、平成 19 年から始まった制度であり、既に実績も 3 件あるが、今後、問題点も発生し得ると考えられる。例えば、すべての専任教員が適正にサバティカルを取得することができるようにするためには、専任教員のさらなる増員、非常勤講師の充実等を図らなければならないと考えられる。

2 課題等

本章で述べたとおり、本法科大学院は、基準に適合した教員組織を有するものであるが、教員、とりわけ専任教員のさらなる増員等は、永遠の課題であり、改善を要する点であると考えられる。

法科大学院教育を行うにふさわしい教員が増加することによって、教員の授業負担のさらなる適正が図られ、そのことは、教員の研究の質及び量の向上をもたらすものである。そして、各教員の法理論研究の充実が図られることによって、法科大学院における法曹養成教育の質も向上すると考えられる。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

（基準9-1-1に係る状況）

本法科大学院（社会科学研究科法曹養成専攻）は、社会科学研究科の1専攻として置かれるものではあるが、管理・運営の独自性を確保するため、様々な制度が構築されている。そもそも、法曹養成専攻は、独自性を確保するために、他部局とは場所的に独立した晴海キャンパスに設置されているところであり、独自性を確保しやすい環境を整えている。

1 専攻長及び専攻会議の設置

本法科大学院には、法曹養成専攻長が置かれている《資料9-1-1-1「専攻長の職」参照》。

そして、本法科大学院には、法科大学院の教授会に当たる「専攻会議」が設置されており、法科大学院の運営にかかる事項については、専攻会議における審議に基づき、専攻長が決定することとなっている。

専攻会議は、毎月1回（ただし、8月を除く）開催される。そして、その構成員は、原則として、いわゆるみなし専任教員も含む法科大学院専任教員であるが、必要に応じて、兼任教員等も構成員となっている。《資料9-1-1-2「専攻会議の設置及び構成等」参照》【解釈指針9-1-1-1】【解釈指針9-1-1-2】

そして、専攻長を議長として審議が行われるが、具体的な審議事項としては、(1) 法科大学院における学生の入学、課程の修了その他学生の在籍に関する事項、(2) 法務博士（専門職）の学位の授与に関する事項、(3) 法科大学院の教育課程の編成その他の教育に関する事項、(4) 法科大学院における研究活動に関する事項、(5) その他法科大学院の運営に関し、必要な事項となっている。

ただし、このうち、学生の修了認定や入学者選抜等の重要事項については、専攻会議のみで決定することはできず、正式には、社会科学研究科教授会の議を経て、社会科学研究科長が決定する必要があるが、これまでは、専攻会議における審議が尊重され、それが覆されたことはない。その結果、専攻会議においてこれらの事項に関する実質的審議を行い、そこにおける意思決定を社会科学研究科教授会は尊重する慣行が形成されているということができ、この慣行が維持される限り、実質的には独自に運営を行っていることとなる。また、法科大学院の教員人事については、形式的には、公立大学法人首都大学東京の人事委員会が担当するが、これまでも、教員人事については、実質的に法

科大学院専攻会議で審議を行った上で、社会科学研究所教授会でそれを承認し、当該意見が人事委員会等においても尊重されてきたところである。【解釈指針9-1-1-3】

なお、法科大学院の教育カリキュラム・教育方法・成績評価等に関する事項についても、原則的には、専攻会議において審議し、専攻長が決定すべき事項となっているところであるが、法科大学院のFD会議において、審議・決定を行う場合がある（「首都大学東京法科大学院規則」第10条）。これは、学生教育に関する事項については、本法科大学院で授業を担当するすべての教員が参加することが予定されるFD会議で実質的な審議を行うことが妥当な場合もあり、本法科大学院で授業を担当するすべての教員が積極的に教育改善に関与する制度として状況に応じて活用しているものである。とはいえ、これらの制度改善についても、最終的に責任を担うこととなるのは専任教員で構成される専攻会議であることは言うまでもない。

以上のように、本法科大学院の運営については、専攻会議を中心として、独自の運営の仕組みが制度上、構築されているところである。

《資料 9-1-1-1 専攻長の職》

公立大学法人首都大学東京組織規則(抜粋)

(専攻長等の職)

第15条の3 首都大学東京大学院学則(平成17年度法人規則第49号)第4条第1項及び産業技術大学院大学学則(平成18年度法人規則第3号)第4条第1項に定める専攻に専攻長を、首都大学東京大学院学則第4条第2項に定める学域に学域長を置く。

《資料 9-1-1-2 専攻会議の設置及び構成等》

首都大学東京法科大学院規則(抜粋)

(専攻会議の設置)

第3条 法科大学院に、専攻会議を置く。

(専攻会議の構成)

第4条 専攻会議は、法科大学院専任教員をもって構成する。

2 前項の規定にかかわらず、専攻長が必要と認める場合は、専攻会議の構成員に、法科大学院における授業科目を担当するその他の教員を加えることができる。

3 専攻会議の議長は、専攻長とする。

(専攻会議の職務)

第5条 以下の各号に掲げる事項は、専攻会議が審議し、専攻長が決定するものとする。ただし、社会科学研究所教授会における審議が必要な事項については、この限りでない。

- (1) 法科大学院における学生の入学、課程の修了その他学生の在籍に関する事項
- (2) 法務博士(専門職)の学位の授与に関する事項
- (3) 法科大学院の教育課程の編成その他の教育に関する事項
- (4) 法科大学院における研究活動に関する事項
- (5) その他法科大学院の運営に関し、必要な事項

(出典：別添資料5「首都大学東京法科大学院規則」)

2 法科大学院の組織(各種委員会)

また、本法科大学院の運営を円滑に行うために、独自の各種委員会を設置し、それぞれの委員会が所管の事務を行っているところである。具体的には、下表のと通りの委員会が設置され、それぞれの職務を遂行している。《資料 9-1-1-3「各種委員会リスト」及び資料 9-1-1-4「法科大学院における委員会等における準則」参照》

《資料 9-1-1-3 各種委員会リスト》

委員会名	平成 25 年度委員	委員会名	平成 25 年度委員
自己点検委員会	徳本教授、前田教授、 矢崎教授	FD 委員会	徳本教授、前田教授、 矢崎教授
教務委員会	矢崎教授	学生委員会	川村教授
入試委員会	峰教授、木村（光）教授	広報委員会	我妻教授
図書情報委員会	木村（光）教授	就職支援委員会	篠田教授
研究室主任	石崎教授		

《資料 9-1-1-4 法科大学院における委員会等に関する準則》

法科大学院における委員会等に関する準則（抜粋）

（目的）

第1条 本準則は、法科大学院の運営に関し必要な委員会等を置き、その職務その他の事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本準則における「専攻長」とは、公立大学法人首都大学東京組織規則第15条の3に基づき、法科大学院に置かれた専攻長をいう。

2 本準則における「準則」とは、首都大学東京法科大学院規則（以下「法科大学院規則」という。）第7条に基づき定められた法科大学院準則をいう。

（自己点検委員会の設置）

第3条 法科大学院に、法科大学院自己点検・評価委員会（以下「自己点検委員会」という。）を置く。

（自己点検委員会の職務）

第4条 自己点検委員会は、以下の各号に掲げる事項を職務とする。

- (1) 法科大学院における教育環境、学修環境及び研究環境の点検・評価に関する事項
- (2) 外部機関による第三者評価に関する事項
- (3) その他法科大学院の自己点検・評価に関するすべての事項

（自己点検委員会の構成）

第5条 自己点検委員会は、以下の各号に掲げる者によって構成する。

- (1) 専攻長
- (2) 教務委員
- (3) 専攻長が任命したその他の教員

2 自己点検委員会は、専攻長を委員長とする。

（FD委員会の設置）

第6条 法科大学院に、法科大学院ファカルティディベロップメント委員会（以下「FD委員会」という。）を置く。

（FD委員会の職務）

第7条 FD委員会は、以下の各号に掲げる事項を職務とする。

- (1) 法科大学院規則第10条に定めるFD会議の運営に関する事項
- (2) 授業評価に関する事項
- (3) その他法科大学院のファカルティディベロップメントに関するすべての事項

（FD委員会の構成）

第8条 FD委員会は、以下の各号に掲げる者によって構成する。

- (1) 専攻長
- (2) 専攻長が任命したその他の教員

2 FD委員会は、専攻長を委員長とする。

（教務委員会の設置）

第9条 法科大学院に、法科大学院教務委員会（以下「教務委員会」という。）を置く。

（教務委員会の職務）

第10条 教務委員会は、以下の各号に掲げる事項を職務とする。

- (1) カリキュラムの管理
- (2) 開講する授業科目の管理
- (3) 開講する授業科目の時間割の調整
- (4) 科目履修説明会の実施

(5) 期末試験の実施にかかる事項 (6) その他法科大学院の教務に関するすべての事項 (学生委員会の設置) 第11条 法科大学院に、法科大学院学生委員会（以下「学生委員会」という。）を置く。 (学生委員会の職務) 第12条 学生委員会は、以下の各号に掲げる事項を職務とする。 (1) 学生の適応相談に関する事項 (2) 授業料等の減額及び免除に関する事項 (3) 学生指導に関する事項 (4) その他法科大学院の学生生活に関するすべての事項（ただし、セクシャルハラスメント又はアカデミックハラスメントに関する事項を除く。） (入試委員会の設置) 第13条 法科大学院に、法科大学院入試委員会（以下「入試委員会」という。）を置く。 (入試委員会の職務) 第14条 入試委員会は、以下の各号に掲げる事項を職務とする。 (1) 法科大学院の入学者選考の実施に関する事項 (2) 法科大学院の入学者選抜説明会の実施に関する事項 (3) その他法科大学院の入学者選考に関するすべての事項 (広報委員会の設置) 第15条 法科大学院に、法科大学院広報委員会（以下「広報委員会」という。）を置く。 第16条 広報委員会は、以下の各号に掲げる事項を職務とする。 (1) 法科大学院のウェブサイトの管理 (2) 法科大学院案内の作成 (3) その他法科大学院の広報に関する事項 (図書情報委員会の設置) 第17条 法科大学院に、法科大学院図書情報委員会（以下「図書情報委員会」という。）を置く。 (図書情報委員会の職務) 第18条 図書情報委員会は、以下の各号に掲げる事項を職務とする。 (1) 学術資料の収集、購入、管理、運用及び処分に関する事項 (2) 学術資料の効果的利用のための運用に関する事項 (3) その他図書室に関するすべての事項 (就職支援委員会の設置) 第18条の2 法科大学院に、法科大学院就職支援委員会（以下「就職支援委員会」という。）を置く。 (就職支援委員会の職務) 第18条の3 就職支援委員会は、以下の各号に掲げる事項を職務とする。 (1) 学生の就職指導に関する事項 (2) 就職情報の収集および提供に関する事項 (3) その他学生の就職に関するすべての事項 (研究室主任の設置) 第19条 法科大学院に、法科大学院研究室主任（以下「研究室主任」という。）を置く。 (研究室主任の職務) 第20条 研究室主任は、以下の各号に掲げる事項を職務とする。 (1) 法科大学院における研究費の管理に関する事項 (2) 法科大学院における研究室及び院生室の使用に関する事項 (3) その他法科大学院の研究環境に関するすべての事項 (委員等の任命) 第21条 教務委員会、学生委員会、入試委員会、広報委員会、図書情報委員会及び就職支援委員会の委員並びに研究室主任は、専攻長が任命する。 (出典：別添資料10「法科大学院における委員会等に関する準則」)	
--	--

《根拠となる資料・データ》

- ・別紙様式3「教員一覧、教員分類別内訳」
- ・別添資料5「首都大学東京法科大学院規則」第3-5条（専攻会議の設置等）
- ・別添資料10「法科大学院における委員会等に関する準則」

基準 9-1-2

法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

（基準 9-1-2 に係る状況）

本法科大学院の管理運営に関する事務は、課長も含め、現在 10 名の職員によって行われている。

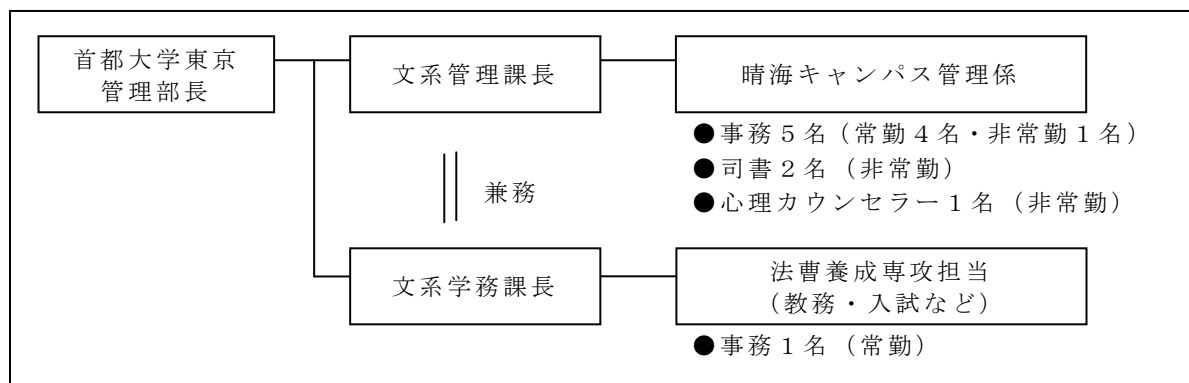
なお、組織上は、文系管理課と文系学務課の 2 組織にまたがるが、両課の課長は兼務となっており、実質上は 1 組織として機能している《資料 9-1-2-1「法科大学院事務組織」参照及び別添資料 54「大学の事務組織図」参照》。

また、事務職員 6 名のうち、本法科大学院の庶務、会計及び施設に関する事務として 4 名が担当し、残る 2 名が教務、入試及び学生対応に関する事務を担当しているが、入試等の行事や繁忙期には、組織全体として対応する態勢を組んでいる。

このほかに、図書室に勤務する司書 2 名と、学生相談室に勤務する心理カウンセラー 1 名を配置している。

以上のように、本法科大学院の規模、収容員数 156 名（在校生は 117 名）に照らし合わせると、適切な体制であると考えられる。

《資料 9-1-2-1 法科大学院事務組織》



《根拠となる資料・データ》

- ・別添資料 54「大学の事務組織図」

基準 9-1-3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

（基準 9-1-3 に係る状況）

本法科大学院では、教育活動等を適切に実施するためにふさわしい予算を確保し、円滑に運営されているところである。《資料 9-1-3-1「法科大学院予算・決算実績」参照》

《資料 9-1-3-1 法科大学院予算・決算実績》

区 分	23 年度 予算	23 年度 決算	24 年度 予算	24 年度 決算	25 年度 予算
一般財源	87,211	70,246	84,633	69,997	85,942
一般管理費	2,176	2,180	2,031	1,639	1,964
人件費	210	71	301	146	301
教育費	25,051	23,931	24,036	22,630	22,529
教育研究支援費	8,649	10,564	8,130	10,507	11,537
建物維持管理費	51,125	33,500	50,135	35,075	49,611

（単位は千円）

なお、これらの運営資金については、法科大学院の運営の実態に応じて、設置者である公立大学法人首都大学東京から交付されるものである。

また、予算の申請（資金の使途も含めて）については、晴海キャンパスを事務的に統括する文系管理課が行っているが、その際、設置者側の財務担当部署によるヒアリング（意見聴取）が必ず行われており、教育現場である法科大学院の意見が、可能な限り反映される制度となっている。特に、図書予算やウェブ検索システムの導入などについては、文系管理課と法科大学院図書情報委員教員とが協議し、その協議に基づいた要求を行っており、そこで要求された内容が反映され、予算が執行されている。【解釈指針 9-1-3-1】

2 特長及び課題等

1 特長

本法科大学院は、社会科学研究科の1専攻として置かれるものではあるが、他部局とは場所的に独立した晴海キャンパスに設置されていることもあり、独自性を確保しやすい環境を整えている。

2 課題等

管理運営体制の点での課題として、法科大学院専攻長が大学の最終決定機関である教育研究審議会に出席しておらず、さらに、法科大学院が所属する社会科学研究科の科長も、教育研究審議会の正式な構成員となっていない。これらの課題は、首都大学東京開学以来の懸案事項であるが、本法科大学院においても、引き続き、適切な管理運営体制の構築に向け、取り組んでいく。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設、設備及び図書館等

基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

（基準10-1-1に係る状況）

1 教室・演習室・実習室

本法科大学院における教室、演習室及び実習室は、すべて本法科大学院の専用施設であり、以下《資料10-1-1-1「教室・演習室・実習室の概要」》に記載するとおりであるが、まず、学生数117名（収容人数156名）の小規模法科大学院にもかかわらず、模擬法廷を含めて12もの教室があることは、規模、質及び数の面において十分な設備であると考えられる。特に模擬法廷が設置され、裁判所と同様の設備によって模擬裁判等の授業を実施することが可能となっているのは特筆すべき点である。【解釈指針10-1-1-1】【解釈指針10-1-1-7】

《資料10-1-1-1 教室・演習室・実習室の概要》

区分		名称	面積	定員	備品
教室	小講義室	405 教室	76 m ²	24 名	2 人用机 12 台、椅子 24 脚
		406 教室	81 m ²	30 名	2 人用机 15 台、椅子 30 脚、プロジェクター1 台、マイク・音響設備
		407 教室	79 m ²	18 名	2 人用机 9 台、椅子 18 脚
		705 教室	77 m ²	18 名	2 人用机 9 台、椅子 18 脚、マイク・音響設備
	中講義室	401 教室	153 m ²	78 名	2 人用机 39 台、椅子 78 脚、プロジェクター1 台、マイク・音響設備
		403 教室	99 m ²	48 名	1 人用机 48 台、椅子 48 脚、プロジェクター1 台、マイク・音響設備
		404 教室	161 m ²	78 名	2 人用机 39 台、椅子 78 脚、プロジェクター1 台、マイク・音響設備
	大講義室	701 教室	231 m ²	84 名	2 人用机 42 台、椅子 84 脚、マイク・音響設備
		702 教室	247 m ²	180 名	2 人用机 45 台、椅子 180 脚、プロジェクター1 台、マイク・音響設備、DVD プレイヤー
演習室		507 教室	76 m ²	24 名	2 人用机 12 台、椅子 24 脚
実習室		模擬法廷	120 m ²	—	裁判官席 3 人分、書記官席 3 人分、原告側席 5 人分、被告側席 5 人分、証人席、傍聴席 67 人分、プロジェクター1 台、マイク・音響設備
		新模擬法廷	55 m ²	—	裁判官・裁判員席 9 人分、書記官席 3 人分、原告側席 5 人分、被告側席 5 人分、証人席

2 自習室

本法科大学院における自習室は、すべて本法科大学院の専用施設であり、以下《資料 10-1-1-2「自習室の概要」》に記載するとおりであるが、本法科大学院ではすべての学生に対して個人席を与え、学生は年末年始を除き、9時から22時まで個人席を使用することができる。また、同じ階に自主ゼミ用の自習室が3室、さらに1階にも自主ゼミ用の自習室が5室あり、学生同士の共同学修や演習等に活用されている。なお、上述の個人席は5階にあるが、2階下の3階に法科大学院専用図書室があり、学生は学修の中で必要となった文献資料をすぐに図書室で検索・収集することができるようになっている。

《別添資料 13「院生室の利用に関する準則」、別添資料 14「自習室の利用に関する準則」、別添資料 15「学生ゼミ室の利用に関する準則」参照》【解釈指針 10-1-1-2】【解釈指針 10-1-1-7】

《資料 10-1-1-2 自習室の概要》

区分	名称	面積	定員	備品
院生用自習室	504 教室	226 m ²	70 名	キャレル 70 席
	506 教室	154 m ²	86 名	キャレル 86 席
修了生用自習室	501 教室	97 m ²	38 名	キャレル 38 席
	502 教室	54 m ²	10 名	キャレル 10 席
	503 教室	78 m ²	26 名	キャレル 26 席
演習室用 (自主ゼミ用)	104 教室	19 m ²	8 名	ゼミ用テーブル 1 台、椅子 8 脚
	105 教室	22 m ²	8 名	ゼミ用テーブル 1 台、椅子 8 脚
	106 教室	19 m ²	8 名	ゼミ用テーブル 1 台、椅子 8 脚
	112 教室	19 m ²	8 名	ゼミ用テーブル 1 台、椅子 8 脚
	113 教室	22 m ²	8 名	ゼミ用テーブル 1 台、椅子 8 脚
	508 教室	59 m ²	12 名	2 人用机 6 台、椅子 12 脚
	509 教室	44 m ²	10 名	1 人用机 8 台、椅子 8 脚
	510 教室	57 m ²	12 名	1 人用机 12 台、椅子 12 脚

3 図書館

(1) 施設及び運営体制

本法科大学院は専用の図書室（771 m²）を有しており、法科大学院所属の学生・修了生及び担当教員のみが使用する専用施設となっている。《資料 10-1-1-3「図書室の利用者」参照》

また、図書及び資料を活用しての学生の学修並びに教員による教育及び研究の円滑化を実現するための体制として、これら図書室の運営に関する事項について所管する法科大学院図書情報委員会を設置している。《資料 10-1-1-4「図書情報委員会の設置」参照》【解釈指針 10-1-1-3】【解釈指針 10-1-1-7】

《資料 10-1-1-3 図書室の利用者》

図書室の利用に関する準則（抜粋）

（利用者）

第2条 利用者は、院生その他専攻会議の議を経て専攻長が認めた者に限る。

（出典：別添資料 16「図書室の利用に関する準則」）

《資料 10-1-1-4 図書情報委員会の設置》

法科大学院における委員会等に関する準則（抜粋）

（図書情報委員会の設置）

第17条 法科大学院に、法科大学院図書情報委員会（以下「図書情報委員会」という。）を置く。

（図書情報委員会の職務）

第18条 図書情報委員会は、以下の各号に掲げる事項を職務とする。

- （1）学術資料の収集、購入、管理、運用及び処分に関する事項
- （2）学術資料の効果的利用のための運用に関する事項
- （3）その他図書室に関するすべての事項

（出典：別添資料10「法科大学院における委員会等に関する準則」）

（2）図書室の蔵書

図書室の蔵書は約3万5千冊となっている。本学の学部教育を行う南大沢キャンパス（東京都八王子市）からは若干離れているという事情もあり、本法科大学院の図書室は設置にあたってほとんどゼロからスタートすることを余儀なくされた。しかし、その後の予算的措置、及び南大沢キャンパスから教員研究室移転に伴う移動があったことなどにより、蔵書は着実に充実してきており、法科大学院として必要とされる水準を満たすに至ったと考えられる。このほか、図書室には雑誌約100タイトル、他大学の法科大学院紀要、新聞のほか、法学関係のデータベースが備えられている。

なお、法科大学院図書室の書籍は、教員が借り出す場合を除き、禁帯出となっており、学生は、図書室内で閲覧・複写等を行い、利用することとなっている。そのため、図書資料の散逸等がなく、適切な管理及び維持が可能となっている。《資料 10-1-1-5 「書籍の禁帯出」参照》【解釈指針 10-1-1-3】

《資料 10-1-1-5 書籍の禁帯出》

図書室の利用に関する準則（抜粋）

（書籍の禁帯出）

第4条 書籍は、禁帯出とし、図書館内で利用しなければならない。

（出典：別添資料 16「図書室の利用に関する準則」）

（3）パソコンの活用

図書室に併設されるパソコン室には、パソコン29台、プリンタ5台が備え置かれており、電子的な法情報の活用や、インターネット上の法情報の収集等が可能となっている。具体的には、データベースとして、主に以下のものを利用することができるようになっている。別添資料 18「コンピュータの利用に関する準則」参照【解釈指針 10-1-1-3】

【利用可能データベースリスト】

- ・判例データベース「LEX/DB インターネット」(TKC)
- ・「WEB 版法律判例文献情報」(第一法規)
- ・「LLI 統合型法律情報システム」
- ・アメリカ法検索システム「Hein-on-Line」及び「WEST LAW」
- ・ドイツ法検索システム「Juris-on-Line」
- ・DVD 版法律雑誌(「ジュリスト」、「最高裁判所判例解説」等)

(4) 南大沢キャンパス等の図書館の利用

また、学生は南大沢キャンパスにある総合図書館及び図書情報センター法学系図書室を利用することが可能である。

なお、これらの図書室における蔵書・利用状況等についても、ウェブサイト上の OPAC (<http://www.opac.lib.tmu.ac.jp/webopac/catsrd.do>) により、晴海キャンパスから検索可能となっている。

さらに、本学においては、本学図書館に蔵書していない図書について、他大学等からの貸借の手続について、すべてウェブサイト上から行うことが可能となっており、教員及び学生の図書情報利用の円滑が図られている。【解釈指針 10-1-1-3】

(5) 司書職員の体制

図書室においては、平日のデイトタイムには比較的利用が多いことから2名の司書(非常勤契約職員)を(8:45-17:30 勤務)、それ以外の平日夜間(17:10-22:10 の勤務)や土日祝日(9:00-17:45 の勤務)にも1名の司書(業務委託)勤務させており、それによって十分な開館時間を確保し、学生による自習等をより容易なものとしている。

【解釈指針 10-1-1-4】

4 教員室

本法科大学院における教員室(本法科大学院内では「研究室」と称する)は、以下《資料 10-1-1-6「教員室の概要」》に記載するとおりであるが、まず、本法科大学院においては、すべての専任教員に個室の研究室が与えられている。さらに、非常勤教員のためにも共同研究室と講師控室の2室があり、授業準備等を円滑に行うことができるようにしている。

また、教員用の設備・機器として、印刷機2台(印刷室)が配置されており、講義において配布するレジュメの印刷等に活用されている。また、講師控室には、ロッカー8台のほかパソコン・プリンタ・コピー機・印刷機・電話機・スキャナ・メールボックス等が、共同研究室にはロッカー36台のほか、パソコン(5台)・プリンタ(2台)・スキャナ(2台)・プロジェクター・ラミネータ・製本機・ファクシミリ・電話機等がそれぞれ備え付けられており、兼任の者も含め教員による講義準備等が十分可能となっている。【解釈指針 10-1-1-5】

《資料 10-1-1-6 教員室の概要》

区分	名称	部屋数	面積	備品
6階：教員専用個室 (専任教員用)	各研究室	20	30～36 m ²	机、椅子、書棚、ロッカー等
6・7階：教員共用室 (非常勤含む)	共同研究室 (7階)	1	81 m ²	PC5台、プリンタ2台、スキャナ2台、 ラミネータ1台、製本機1台、ロッカー 36台、プロジェクター1台、カメラ1台、 書棚等
	講師控室 (6階)	1	65 m ²	PC1台、プリンタ1台、スキャナ1台、 ロッカー8台、コピー機1台、印刷機1 台、メールボックス、書棚等
	印刷室	1	43 m ²	印刷機2台
6階：助教用教員室	助教室	1	37 m ²	パソコン3台

なお、教員が学生と面談できる独立したスペースとして、上記の研究室のほか、507教室（オフィス・アワーを行うための教室）、共同研究室及び講師控室を備えている。【解釈指針 10-1-1-6】

5 その他の学習施設

上記1から4のほか、法科大学院の学生も利用できる施設の一例として、以下のようなものがある。

(1) 首都大学東京図書情報センター本館

全学部・研究科で共通して利用される資料を中心に、約65万冊の蔵書がある。本施設の蔵書については、法科大学院の学生も法科大学院図書室を通じて取り寄せ、借り出すことができる。

(2) 首都大学東京図書情報センター法学系図書室（「法政研究室」）

法学・政治学の専門文献を中心に、約18万冊の蔵書がある。

《根拠となる資料・データ》

- ・別添資料10「法科大学院における委員会等に関する準則」
第17-18条（図書情報委員会）
- ・別添資料13「院生室の利用に関する準則」
- ・別添資料14「自習室の利用に関する準則」
- ・別添資料15「学生ゼミ室の利用に関する準則」
- ・別添資料16「図書館の利用に関する準則」
- ・別添資料17「修了生による修了生自習室及び図書室自習机の利用に関する準則」
- ・別添資料18「コンピュータの利用に関する準則」
- ・別添資料51「晴海キャンパス校舎案内図」

2 特長及び課題等

1 特長

本法科大学院の施設（建物）は、元々法科大学院としての使用に適しており、設置後の整備により一層充実しつつある。本法科大学院の施設は当初東京都立短期大学経営システム学科が使用しており、各大学法学部が使用する施設の一般的な例と比べ、少人数（概ね 100 名以内）教室の数が多かった。法科大学院制度全体の特色に少人数教育の充実が挙げられていることにも鑑みれば、この点は非常に大きな利点であったと言える。また、このような経緯から、本法科大学院の施設は十分に余裕のあるものであり（東京都立短期大学経営システム学科は 1 学年 100 名で履修年限 3 年であった）、設置以前・以後において十分な拡充を行うことができた（模擬法廷・院生室などはすべて本法科大学院設立のため、新たに設置したものである）。その一例として、院生室を整備し、本法科大学院が各学生に対して固定席を与えていることを挙げることができる。

このように法科大学院のために適切な施設が確保されていることは、優れた点である。

2 課題等

本法科大学院の図書室は、法科大学院の開設に併せて設置されたものであり、図書文献資料のさらなる充実を図るべき点は、改善を要する点である。既述の通り、現状においても本法科大学院の図書室は一定の水準を満たしているものと考えられるが、資料収集の継続性および一貫性を確保するためにも、また特に古典的文献について一層の収集を行うためにも、今後も十分な予算を確保し資料の収集を継続していくことが必要である。

第11章 自己点検及び評価等

1 基準ごとの分析

11-1 自己点検及び評価

基準11-1-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

（基準11-1-1-1に係る状況）

1 自己点検・評価の実施体制

本法科大学院においては、教育水準の維持向上を図り、社会的使命を果たすために自ら点検及び評価を行う組織として、自己点検・評価委員会が設置されており、当該委員会を中心として、単年度評価（毎年行う自己点検・評価）と、総評価（5年に1回、第三者機関による認証評価を受ける前段階として行う自己点検・評価）の双方を行っているところである《資料11-1-1-1「自己点検委員会の設置等」及び資料11-1-1-2「自己点検及び評価の実施」参照》。

《資料11-1-1-1 自己点検委員会の設置等》

法科大学院における委員会等に関する準則（抜粋）

（自己点検委員会の設置）

第3条 法科大学院に、法科大学院自己点検・評価委員会（以下「自己点検委員会」という。）を置く。

（自己点検委員会の職務）

第4条 自己点検委員会は、以下の各号に掲げる事項を職務とする。

- (1) 法科大学院における教育環境、学修環境及び研究環境の点検・評価に関する事項
- (2) 外部機関による第三者評価に関する事項
- (3) その他法科大学院の自己点検・評価に関するすべての事項

（自己点検委員会の構成）

第5条 自己点検委員会は、以下の各号に掲げる者によって構成する。

- (1) 専攻長
- (2) 教務委員
- (3) 専攻長が任命したその他の教員

2 自己点検委員会は、専攻長を委員長とする。

（出典：別添資料10「法科大学院における委員会等に関する準則」）

《資料11-1-1-2 自己点検及び評価の実施》

法科大学院における自己点検及び評価に関する準則（抜粋）

（自己点検及び評価の実施）

第2条 法科大学院自己点検・評価委員会（以下「自己点検委員会」という。）は、以下の各号に掲げる自己点検及び評価を、各号に掲げる頻度で、行うものとする。

- (1) 単年度評価 毎年度
- (2) 総評価 5 年に一度

(出典：別添資料 8 「法科大学院における自己点検及び評価に関する準則」)

2 自己点検・評価における評価項目

単年度評価の評価項目としては、「法科大学院における自己点検及び評価に関する準則」第 3 条各号に規定されており、そのなかで「教育課程及び教育方法」、「成績評価、進級及び修了認定」、「入学者選抜の状況」、「学生の在籍状況」、「教員組織」、「修了者の進路及び活動状況」、「学生支援制度」が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施されている《資料 11-1-1-3「単年度評価の評価項目」参照》。【解釈指針 1 1 - 1 - 1 - 1】

また、総評価の評価項目としては、大学評価・学位授与機構が定めた「法科大学院評価要綱」の「Ⅱ評価の基準」各章に掲げられたすべての基準を評価項目としている。

《資料 11-1-1-3 単年度評価の評価項目》

法科大学院における自己点検及び評価に関する準則（抜粋）

(単年度評価)

第 3 条 単年度評価においては、以下の各号に掲げる基準について、自己点検及び評価を行うものとする。

- (1) 本法科大学院の理念に適った教育が実施されていること
- (2) 教育内容及び教育方法の改善に努めていること
- (3) 教員組織の拡充及び教育研究環境の充実に努めていること
- (4) 施設、設備等の充実に努めていること

(出典：別添資料 8 「法科大学院における自己点検及び評価に関する準則」)

3 自己点検・評価結果の活用

本法科大学院においては、法科大学院自己点検・評価委員会が作成した年次報告書に基づき、FD 委員会が教育活動等の改善について検討を行うこととなっている。この点、自己点検・評価委員会と FD 委員会の有機的な連携を高めることができるよう、双方の委員会の委員長を専攻長としている。《資料 11-1-1-4「FD 委員会の構成」参照》

その結果として、年次報告書における自己点検及び評価の結果の記載においては、単に、項目に関する現況の評価のみならず、次年度以降の改善の方向性についても触れているところである。

また、自己点検及び評価の結果については、法科大学院 FD 会議においても審議・検討されており、教育活動等の改善に活用されている。具体的には、リーガル・ライティング授業の開講をはじめとする実務教育の充実が、外部委員の指摘によって検討され、「法文書作成」、「刑事裁判と事実認定」及び「租税訴訟実務の基礎」といった法律実務基礎科目の開設が実現されている。【解釈指針 1 1 - 1 - 1 - 2】

《資料 11-1-1-4 FD 委員会の構成》

法科大学院における委員会等に関する準則（抜粋）

(FD 委員会の構成)

第 8 条 FD 委員会は、以下の各号に掲げる者によって構成する。

- (1) 専攻長

(2) 専攻長が任命したその他の教員

2 FD委員会は、専攻長を委員長とする。

(出典：別添資料10「法科大学院における委員会等に関する準則」)

《根拠となる資料・データ》

- ・別添資料 8 「法科大学院における自己点検及び評価に関する準則」
- ・別添資料 10 「法科大学院における委員会等に関する準則」
第 3 ～ 5 条（自己点検委員会）
- ・別添資料 55 「首都大学東京法科大学院年次報告書（自己点検・評価報告書）2011 年度版」

基準 11-1-2

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

（基準 11-1-2 に係る状況）

本法科大学院においては、「法科大学院における自己点検及び評価に関する準則」に定める単年度評価の結果について、外部評価を行うこととしている。そして、外部評価は、法科大学院の教育に関する有識者に自己点検及び評価の結果の検証を依頼することによって行うものである。なお、実務法曹養成という法科大学院の目的に鑑み、外部評価に当たって選出する外部有識者の中の少なくとも 1 名は、法曹実務に携わる有識者としてしている。《資料 11-1-2-1「外部評価」参照》【解釈指針 11-1-2-1】

以上の外部評価の結果は、法科大学院の現況並びに自己点検及び評価の結果と共に、年次報告書に掲載され、公表することとなっている。また、当該結果の概要については、ウェブサイトへの掲載も行うこととなっている。

《資料 11-1-2-1 外部評価》

法科大学院における自己点検及び評価に関する準則（抜粋）

（外部評価）

- 第 4 条 自己点検委員会は、単年度評価の結果について、首都大学東京の教職員以外の者で、法科大学院の教育に関し広くかつ高い見識を有する者（以下「外部評価委員」という。）による検証及び評価を依頼しなければならない。
- 2 外部評価委員の選出は、自己点検委員会が、これを行う。この場合において、選出する外部評価委員の少なくとも 1 人は、法律実務に従事している者としなければならない。
- 3 外部評価委員は、単年度評価の結果に対する検証及び評価の結果について、自己点検委員会に報告しなければならない。

（出典：別添資料 8 「法科大学院における自己点検及び評価に関する準則」）

《根拠となる資料・データ》

- ・ 別添資料 8 「法科大学院における自己点検及び評価に関する準則」

1 1 - 2 情報の公表

基準 1 1 - 2 - 1

法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に提供されていること。

(基準 1 1 - 2 - 1 に係る状況)

本法科大学院においては、ウェブサイト (<http://www.comp.tmu.ac.jp/law/lis/>) において、随時、法科大学院に関する情報等について広く社会に公表しているところである。

教育活動等の状況については、法科大学院の現況、単年度の自己点検評価の結果、及び自己点検評価の結果に対する外部評価の結果を記載した年次報告書を作成・配布することによって、広く社会に公表することとしている。なお、年次報告書の内容の概要については、上記ウェブサイトへの掲載も行っている。《別添資料 8 「法科大学院における自己点検及び評価に関する準則」、別添資料 4 「首都大学東京法科大学院ウェブサイト」及び別添資料 55 「首都大学東京法科大学院年次報告書（自己点検・評価報告書）2011 年度版」参照》

また、5 年に 1 回の総評価の結果についても、総評価報告書を作成し、それをウェブサイトに掲載することによって、広く社会に公表することとしている。《資料 11-2-1-1 「年次報告書の作成及び公表」参照》

なお、年次報告書には、法科大学院の現況として、以下の 11 項目を掲載している。【解釈指針 1 1 - 2 - 1 - 1】

- ① 設置者
- ② 教育の理念及び目標
- ③ 教育上の組織
- ④ 教員組織
- ⑤ 収容定員及び在籍者数
- ⑥ 入学者選抜
- ⑦ 標準修了年限
- ⑧ 教育課程及び教育方法
- ⑨ 成績評価及び課程の修了
- ⑩ 学費及び奨学金等の学生支援制度
- ⑪ 修了者の進路及び活動状況

また、上記④「教員組織」には、教員の最近 5 年間における教育上又は研究上の業績等を含むとともに、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動等の業績も含んでいる。【解釈指針 1 1 - 2 - 1 - 2】

《資料 11-2-1-1 年次報告書の作成及び公表》

法科大学院における自己点検及び評価に関する準則（抜粋）

（年次報告書の作成及び公表）

第5条 自己点検委員会は、毎年度、以下の各号に掲げる事項を記載した年次報告書を作成し、広く社会に公表するものとする。

- (1) 法科大学院の現況
- (2) 単年度評価の結果
- (3) 単年度評価の結果に対する外部評価委員の検証結果
- (4) 当該年度における教員の業績及び社会貢献活動
- (5) 自己点検委員会委員長が必要と認めるその他の事項

2 自己点検委員会は、年次報告書作成後速やかに、当該報告書の内容について本法科大学院のウェブサイトに掲載することを、法科大学院広報委員会（以下「広報委員会」という。）に依頼するものとする。

3 前項に定める依頼に基づき、広報委員会は、閲覧の利便性等を考慮し、必要な情報の整理、省略又は加工を行った上で、ウェブサイトに掲載しなければならない。

（出典：別添資料8「法科大学院における自己点検及び評価に関する準則」）

《根拠となる資料・データ》

- ・別添資料4「首都大学東京法科大学院ウェブサイト」
- ・別添資料8「法科大学院における自己点検及び評価に関する準則」
- ・別添資料55「首都大学東京法科大学院年次報告書（自己点検・評価報告書）2011年度版」

基準 11-2-2

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

（基準 11-2-2 に係る状況）

第三者評価の基礎となる情報については、本法科大学院では、6階 604号室を「準備室」として整備し、評価のための基礎資料を保管しているところである。このように、情報・資料を1カ所に集約して保管することによって、情報の秘密を保持し、資料の散逸を防ぐとともに、必要な場合に、情報を円滑に取り出すことができるようにしている。

【解釈指針 11-2-2-2】

具体的な保管資料としては、(a)法科大学院年次報告書、(b)法科大学院総評価報告書、(c)法科大学院外部評価報告書、(d)認証評価の基礎となる資料（各授業において使用されたレジュメ、試験答案等）である。【解釈指針 11-2-2-1】

特に、第三者評価の基礎となる資料については、評価を受けた年から5年間保管することとしている。《資料 11-2-2-1「情報の収集及び保管」参照》

《資料 11-2-2-1 情報の収集及び保管》

法科大学院における自己点検及び評価に関する準則（抜粋）

（情報の収集）

第8条 自己点検委員会は、以下の各号に掲げる資料を、適正に保管しなければならない。

- (1) 年次報告書
- (2) 総評価報告書
- (3) レジュメ、試験答案その他の各授業に関する資料

2 前項各号に掲げる資料のうち、独立行政法人大学評価・学位授与機構による法科大学院認証評価の際に用いた資料については、評価を受けた年から少なくとも5年間は、保管しなければならない。

（出典：別添資料8「法科大学院における自己点検及び評価に関する準則」）

《根拠となる資料・データ》

・別添資料8「法科大学院における自己点検及び評価に関する準則」

第8条（情報の収集）

2 特長及び課題等

1 特長

本法科大学院の自己点検・評価に関する優れた点は、自己点検・評価委員会と、FD委員会が緊密に連携していること、及びその結果として、自己点検で指摘された事項について、全教員の共通認識の下で改善につなげることができる制度が構築されている点である。

また、毎年度、自己点検及び評価を行い、その結果を、年次報告書において公表することとしている点も、本法科大学院の優れた点であると考えられる。

2 課題等

特に改善を要する点はないが、本法科大学院においては、引き続き、適切な管理運営体制の構築に組織的に取り組んでいく。

別添資料 目次

資料番号	資料名
様式 1 ～ 4	
様式 1	開設授業科目一覧
様式 2	学生数の状況
様式 3	教員一覧、教員分類別内訳
様式 4	科目別専任教員数一覧
基本情報	
1	平成 24 年度成績分布データ
2	首都大学東京法科大学院パンフレット 2013
3	平成 25 年度版法科大学院履修案内・授業概要（シラバス）、同平成 24 年度版
4	首都大学東京法科大学院ウェブサイト
規則・準則等	
5	首都大学東京法科大学院規則
6	法科大学院における授業科目及び学修の評価に関する準則
7	法科大学院における成績評価に対する不服申立てに関する準則
8	法科大学院における自己点検及び評価に関する準則
9	法科大学院における入学試験実施に関する準則
1 0	法科大学院における委員会等に関する準則
1 1	法科大学院における教員間の授業相互見学に関する準則
1 2	首都大学東京人事委員会規則
1 3	院生室の利用に関する準則
1 4	自習室の利用に関する準則
1 5	学生ゼミ室の利用に関する準則
1 6	図書室の利用に関する準則
1 7	修了生による修了生自習室及び図書室自習机の利用に関する準則
1 8	コンピュータの利用に関する準則
授業内容及び成績評価に関する資料	
1 9	法科大学院授業担当者の手引き
2 0	F D 会議議事要旨（平成 24 年 3 月 1 日）「到達目標について」
2 1	専攻会議議事要旨（平成 25 年 2 月 28 日）「学生の成績について」
2 2	F D 会議議事要旨（平成 25 年 4 月 4 日）「学生の入試成績等について」
2 3	法情報調査配布資料
2 4	エクスターンシップ事前説明会資料

資料番号	資料名
2 5	エクスターンシップ実施状況
2 6	平成 25 年度法科大学院時間割表
2 7	平成 25 年度前期教科書・参考書指示書
2 8	追試験・再試験の実施状況
2 9	授業評価アンケート
3 0	平成 24 年度後期学生アンケートの要望と回答一覧
入学者選抜に関する資料	
3 1	2013 年度（平成 25 年度）学生募集要項
3 2	入試実施体制の組織図
3 3	入試委員会の実施状況
3 4	出願者の出身大学一覧
3 5	入学試験問題・解答用紙
3 6	合格者における適性試験の平均点・最低点
3 7	入学者選抜状況
学生支援に関する資料	
3 8	履修相談の案内に関する資料
3 9	平成 24 年度後期オフィス・アワー実施状況
4 0	入学料減免制度に関する規程
4 1	入学料減免・授業料減免についてのお知らせ
4 2	授業料減免制度に関する規程
4 3	授業料減免・分納の募集についてのお知らせ
4 4	大学院研究支援奨学金制度に関する規程
4 5	大学院研究支援奨学金奨学生候補者推薦基準について
4 6	奨学生募集についてのお知らせ
4 7	学生相談室に関する資料
4 8	医務室の案内に関する資料
4 9	セクハラ・アカハラ防止委員会規程
5 0	セクハラ・アカハラ防止対策に関する資料
5 1	晴海キャンパス校舎案内図
5 2	職業支援に係る情報提供に関する資料
5 3	図書室に関する資料
その他	
5 4	大学の事務組織図
5 5	首都大学東京法科大学院年次報告書（自己点検・評価報告書）2011 年度版